

身の眇に倦み、更に奉公の忠節を忘る。縦ひ彼の怠を責るも、何ぞ優恕なけん。重ねて傍例を見るに諸司官人代と稱する者、本司の請奏に依て、悉く以て轉任し、已に奔營の勤なく、唯だ昇進の媒をなす。當局の史生に至つては所職限あり、其勤や掲焉。是を以て外任を経ず、直に内官に任ずる者、已に以て巨多。近くは則ち漢部ノ長實、寛和二年八月、中務ノ少録に任じ、大春日ノ晴遠、天元四年正月、主殿ノ少屬に任じ、但波ノ惟貞、天祿四年三月、中務ノ少録に任じ、肥田ノ維延、同三年閏二月、隼人ノ令史に任ずる等、是なり。縦ひ先蹤なしと雖も尤も時議あるべし。何ぞ況んや例あるに於てをや。然らば則ち給ふ所の外國を停め、内官に改め任せられ、公家新に鴻慈の恩を施さば、局中長く鶴望の志を遂げん。望請す、特に天恩を蒙り、宣旨を下され、年官外國を改め、永く内官主典に任せられんことを。之を來葉に傳へ、勤公の貴を知らしめんと。右大辨藤原ノ朝臣在國傳宣す。左大臣源雅信宣す、勅を奉ずるに請に依れ。左右辨官、廳直ノ抄符史生等、勤功成績の輩、亦宜しくこれに準ずべしと。左大史兼備中ノ權ノ介大春日ノ朝臣良辰奉ず。(符宣抄)

⑤同年同月廿一日。左大辨藤原ノ大夫忠實宣す。厨家案主淡海ノ安延を以て、宜しく舊の如く文殿に加へ寄せ、永く其役に勤仕せしむべしと。左大史大春日ノ朝臣奉ず。(符宣抄)

⑥同天皇 永祚二年即ち正暦元年三月五日。太政官、式部省に符す。

明法得業生正六位上惟宗ノ朝臣輔政を課試すべき事。

讀書二部。 令 一部。 律 一部。

故博士正五位下公方の孫。

右彼省去る六月廿七日の解を得るに稱く。大學寮今廿日の解に稱く、博士正六位上美麻那ノ宿禰直節等の牒に稱く、件の人學業既に長じ才課試するに堪へたり、仍て貢舉すと。寮牒狀に依て申送すと。省解狀に依て、申送する件の如しと。正三位行中納言源ノ朝臣保光宣す。請に依れと。省宜しく承知して宣に依り之を行ふべし。符到らば奉行せよ。權左中辨忠輔右大史。(符宣抄)

⑦同年四月一日。右辨官、檢非違使に下す。

雜事二ヶ條。

一、賀茂祭使等、裝束二具を儲け、并に従者數多く、違法の衣袴を着せしむるを制止すべき事。

右之使人僕從、位に隨て數あり。仍て去る天延三年、件の使等從者の數定まり、下知先に畢る。四位は八人、五位は六人、六位已下は四人也。又禁色を着せしむべからざるの狀、同じく以て仰せ畢る。而るに歲月稍移り、奢僭更に甚しく、競うて其員を多くし、各その衣を珍す。方今澆風已に扇り、民烟贖はず。何ぞ一日の觀を以て、夫の百年の資を空しうせん。左大臣宣す。勅を奉ずるに、宜しく重ねて下知して、先定に過るなかるべし。又件の使等裝束二具を儲け、并に従者違法の衣袴は、一切に禁遏せよと。左大史大春日ノ朝臣良辰奉ず。(政略)

⑤同年同月同日。右辨官、檢非違使に下す。
雜事二ヶ條、

一、使典侍の車并に前駟の數を定むる事。

右年來件の使典侍の前駟少なからず。後車亦多し。綺飢純を服して而して半透誤字。羅繡を装うて、而して□□。其一車の費を思ふに、豈只だ十家の産のみならんや。同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後、車五兩に過ぐる勿れ。騎八輩に過ぐる勿れ。五位は二人、六位已下は六人、是を以て其定數とせよと。

以前の條事、仰する所件の如し。使宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。違越するを得ざれ。左大史大春日ノ朝臣良辰。(政略)

⑥同天皇、正曆二年九月十六日。

后宮職を停め、院號を授け奉る事。

左大臣源雅信。宣す。勅を奉ずるに、皇太后子宮職を停めて、東三條院となし、進屬を停めて判官代、主典代とせと。大外記兼博士播磨ノ介中原ノ朝臣致時奉ず。

同日式の御曹司に於て尼となる。(符宣抄)

⑦同三年正月五日。左大臣源雅信。宣す。勅を奉ずるに、東三條院の御給、年爵年官、宜しく舊の如く充

て奉るべしと。少外記滋野。(符宣抄)

⑧同年二月廿八日。散位伴ノ保正問ふ。假令、甲、出仕の勞廿五を經、今年外國二分に任ず。而るに任國に赴かず即ち卿宣を蒙り、本所に還着す。其宣旨に稱く。舊の如く番頭の史生となし、其本座を聽せと。爰に甲、件の宣旨を蒙り、奉行を請ひ還着の後、甲の下臈末座の者、爭論して云ふ。還着の人に至ては、本上臈たりと雖も、猶ほ宜しくその座次を降し、末座となすべしと。甲答て云ふ。六位以下、齒に依て次をなす。況んや甲座の間、第二の長者たり。況んや宣旨の指す所、舊の如く本座を聽せと。乙等區々の未進、何ぞ恣に件の論を成すべけんや。今甲の陳ずる所、乙の論ずる所、誰かその理を得たる。將に法意に依り、以て爭論を決せんとなす。謹んで問ふ。答ふ、公式令に云ふ、文武の職事散官、朝參の行立は、各位次に依て序を爲せ。位同じきは、六位以下は齒を以てせよと。式に云ふ行列の次第、六位以下、次づるに位階を以てし官秩に依らざれ。其政を申すの時は官秩を以てせよ。職員令に云ふ。神祇官、伯一人。官事を摠判するを掌る。餘の長官事を判ずる此に準ぜよと。六位以下、同階の者、官秩に依らず次づるに年齒を以てす。況んや同職に至ては異論あるべからず。而るに問狀の如きは、甲出仕の勞廿五年、外國二分に任じ、任國に赴かず。卿宣を蒙り、本所に還着す。其宣旨に稱く。舊の如く番頭の史生となし、本座を聽せと。奉行を請ひ還着の後、下臈末座の乙等論じて云ふ。還着の人、本上臈と雖も、宜しく座次を降して、猶ほ末座となすべしと。甲答て云ふ。六位

以下齒に依て次をなす。又第二の長老の爲に、本座を聽すの宣旨を蒙ると。凡そ厥の諸司の政、須らく官の判を請ふべき也。何ぞ卿宣に乖いて妄に私論を致さんや。甲の陳ずる所、自ら章條に叶ふ。乙の執する所、道理なきに似たり。(法曹類林)

○同年十月十四日。別當の宣に稱く。尉以下の官人、看督の長を京外に差し遣し、及び勘事を處する并に隨身城外(に向ふ)の輩。皆是れ佐に觸れ、その許容に隨つて行ふ所也。而るに如聞く、日ごろ件の官人等、事由を解せず、恣に遠所に差遣して勘事を處し、及び隨身城外に向ふ。是れ尤も然るべからず。已に舊制あり。何ぞ往規に乖かん。自今以後、昔の例に依て之を行へ。意に任て進退するを得ざれと。右少辨兼右衛門ノ權ノ佐東宮ノ學士周防ノ權ノ守高階ノ朝臣信順奉ず。(政略)

○同年同月廿八日。太政官、紀伊の國司に符す。

前ノ土左ノ掾正六位上御春ノ朝臣聰高を以て追捕使に補任すべき事。

右彼國去年十一月廿八日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、此間山海の間、寇賊聯綿、奸類、障を伺ふ。爰に追捕使たる者其數ありと雖も、或は據鞍の力堪へ難く或は、汗馬の勞便を失ふ。今件の聰高、夙に弓馬の能を傳へ、尤も警急の備に足れり。望請す、官裁して早く件の職に補任せられ、將に扞城の便となさんと。正三位行中納言源ノ朝臣保光宣す。請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左少辨信右少史。(符宣抄)

○同天皇 長徳元年七月廿日。宣旨 大外記中原ノ致時奉ず。諸司諸衛の官人、天曆六年の補任帳の員に任て、宜しく之を注進すべし。縦雖ニ闕出來、不可レ勸ニ申件員外ノ者。(拾芥抄)

按ずるに今本拾芥抄、員宜以下、小書雙行、縦字者字なし。恐らくは是れ誤なるべし。今一條天皇事記引く所に據て掲載す。蓋し古本然るのみ。

○同年八月十九日。太政官、式部省に符す。

八條を以て限となし、五已上に通ずるは及第となし明經の間者生課試すべき事。

右正五位下行大外記兼博士主税ノ助播磨ノ介中原ノ朝臣致時等、去る七月廿日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、令條載する所、學生四百人は、是れ明經の生徒也。各彖輟の勤を積み、同じく拾芥の思を企つと云ふと雖も、然も猶ほ得業生四人の外、又曾て立身の階なし。是により遂古以來道の選舉に依り、氏の貴賤に任て、毎年必ず二三人、諸司三分に拜す。爰に源ノ雅行、永觀二年二月、主殿ノ允に任じ、息長國望、寛和元年十一月、刑部ノ錄に任ずるの後、汗渙の恩久しく隔り、沉潜の歎彌々深し。是故に或は本業を抛つて而して末學に赴き、或は大成を忘れて、以て少藝に就き、重膺未詳、或は席か。儒士の子孫、箕裘に倦みて而して長く退き、累葉故人の胤嗣、洙泗に泣いて而して空しく歸る。道の陵遲、職として此に由る。何ぞ況んや春秋の釋奠、明獻惟れ嚴なるを。唐家の儀を移し廟堂の禮を整ふるは、明經道の最也。而るに奠祭の場、樽節の士已に稀に、□問の席、折疑の徒猶乏

し。將聖の道、恐らくは殆んど荒墮せん。方今生徒を勸勵せしめんが爲に、件の問者生を申し置く。然れども昇晋の定準を共にすと稱し、未だ鄒魯の篤學を嗜まず。鴻漸の路を開くにあらざれば、何ぞ鵬退の心を繋がん。仍て試條を申請ふの日、宣旨に依て諸卿定め申す先に了り、未だ裁許を蒙らざるの間、仕進の思彌々届す。望むらくは殊に天恩を蒙り、宣旨を下され、件の問者生、三ヶ條を試み、その及第に隨て將に官班に關らん。彼の課試を経ずして而して舉を給ふ者、已に拜除の例あり。況んや將た科に及んで理を承る者、尤も採擇の仁に當るをや。但し試條に至ては一日の内に三條を畢へしめん。然らば則ち周年多士の謠、更に明時の風を扇げ、漢日人を得るの頌。又聖代の化を起さんと。右大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに請に依れ。宜しく八條を以て限となし、五已上に通ずるは及第とすべし。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右兵衛督從四位下兼行權左中辨太皇太后宮ノ權ノ亮源ノ朝臣扶義、外從五位下行左大史小槻ノ宿禰(符宣抄)

○同年正月廿三日。

左右史生等の廳直抄符、勤功成績の者、并に年勞次第の輩、内外官主典に拜任すべき事。

右太政官并に左右辨官、廳直抄符史生等、其勤功に依て、外國に任ずるを停め、永く内官主典に拜任すべきの由、去る永延三年五月十七日、宣旨を下す已に了る。而るに廳直抄符は、必ずしも一勞ならず。その外の史生、年勞已に積み、官を給ふ期なし。參議左大辨平ノ朝臣惟仲傳宣す。右大臣藤原顯光宣

す。勅を奉ずるに、宜しく左右史生等官を給ふの時、年勞の次第に任せ、廳直抄符は、勤功に依て内官主典に拜し、年勞恪勤の輩は、次第に依て外國二分に任ずべしと。左大史兼和泉ノ守多米ノ朝臣國平奉す。(符宣抄)

○同年六月十六日。

少輔藤原ノ朝臣惟憲。

左大史小槻ノ宿禰奉親仰せて云ふ。參議右大辨源ノ朝臣扶義傳宣す、右大臣藤原顯光宣す、勅を奉ずるに權大甫藤原ノ朝臣貞潔、從事せざるの間、宜しく件の人をして省事を行はしむべしと。大錄大秦の連雅奉す。(符宣抄)

○同年同月十七日。太政官、式部、民部兩省に符す。外。

名字を改むべき筑前ノ權ノ守從五位上藤原ノ朝臣成周の事。

今周字を改めて房字となさんことを請ふ。

右成周今月二日の奏狀を得るに稱く。謹んで史籍を檢するに、件の周字音訓説く所、左右疑ひ多し。若し相改めざれば、恐くは悔ゆる所あらん。望請す、天恩、傍例に因準し、早く周と稱するの疑あるを停め、將に房となすの悔なきを給はんと。右大臣藤原顯光宣す。勅を奉ずるに、請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。權左中辨、左大史。(符宣抄)

⑤同年十一月廿六日。左大辨源ノ大夫義扶宣す。廚家案主眞髮部ノ常景、宜しく民の懷土の例に準じて、舊の如く文殿に兼任せしめ、使部錦ノ光貴辭退の替に改むべしと。左大史兼和泉ノ守多米ノ朝臣奉ず。(符宣抄)

⑥同天皇、長保元年二月五日。

左史生礪部ノ爲松。

參議左大辨藤原ノ大夫忠輔宣す。左抄符の預史生勝ノ有統、大舍人ノ少屬に遷任するの替、件の爲松を以て宜しく之を補すべしと。左大史多米ノ朝臣國平奉ず。(符宣抄)

⑦同年閏三月廿一日。太政官、式部省に符す。

木工ノ長上弓削ノ清茂死闕の替に補すべき事。

工長從七位上秦ノ忌寸正平。

右宮内省の解を得るに稱く。木工寮の解に稱く、件の正平去る天祿三年より以來、恪勤を懈らず、造作に倦むなし。況んや亦才能、尤も長上の職と爲すに足れり。望請す、省裁して早く官に言上せられ、清茂死闕の所に補任せん。將に勞績不朽を知て彌々忠節を致さんと。中納言從三位兼行中宮ノ大夫平ノ朝臣惟仲宣す。請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左中辨高階ノ朝臣信順右大中美麻那ノ宿禰。(符宣抄)

⑧同年七月廿五日。太政官符す。

一、重ねて諸司諸衛ノ官人饗宴恭手、恐誤を禁制すべき事。

右饗宴の制、明に天平寶字二年の勅書にあり。貞觀八年、昌泰三年の格、延喜六年、天曆元年、延長三年、永觀二年の符、論旨頻りに降り、炯誠重疊。而るに年來典法設て張らず、時俗習て謹まざ。力ある者は善を盡し美を盡し、自ら衆望を得、頼なき者は存するがごとく亡きが(ごとく)獨り一身を苦しむ。世の蠹害、尤も此事に在り。同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後、全く以て停止せよ。若し乖違して犯すあり、見聞して糾さるるの人は、寛恕すべきにあらず。罪先格に同じくせよ。(新抄格勅符)

⑨同年十月廿五日。左大史多米ノ朝臣國平仰て稱く。右中辨源ノ朝臣道方傳宣す、内大臣宣す、勅を奉ずるに、左右衛門の陣、宿直の官人、每番各檢非違使を加へ置く也。事を追捕に寄せ、本陣に直せず、若し近所に向は、尙本人を以て歸り勤めしむべく、若し遠所に趣かば、亦他に替へ宿直せしむべし。自今以後、更に闕怠する莫れと。左衛門ノ少志美努ノ理明奉ず。(政略)

⑩同二年二月二日。太政官、信濃の國司に符す。外。

正六位上藤原ノ朝臣有邦。

右左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、件の人宜しく勅旨諸牧の牧監紀ノ高雅の替に補任すべしと。國宜

しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右中辨、左大史。(符宣抄)

⑤同三年二月三日。太政官、左衛門府に符す。承知正左馬寮に下す。外印。

正六位上行少尉平ノ朝臣中方。

正六位上行少志惟宗ノ朝臣博愛。

右左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、件の人等宜しく檢非違使となすべしと。府宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左大辨忠輔、左大史(符宣抄)

⑥同年五月廿九日。太政官、式部省に符す。

廉仗八人を給ふべき事。

正六位上菅野ノ朝臣邦隨。正六位上菅乃ノ朝臣通利。

正六位上中臣ノ朝臣延親。正六位上石作ノ朝臣眞親。

正六位上多治ノ朝臣盛文。正六位上等部ノ朝臣元信。

正六位上文室ノ朝臣佐親。正六位上伴ノ朝臣盛武。

右正三位行中納言兼大宰ノ帥平ノ朝臣惟仲去る二月廿九日の奏狀を得るに稱く。例に依て請ふ所件の如しと。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右大辨藤原ノ朝臣行成、左大史小槻ノ宿禰。(符宣抄)

⑦同年同月同日。太政官、太宰府に符す。

左右近衛、左右兵衛、合せて八人の食馬を給ふべき事。

左近衛物部ノ親忠。上毛野ノ宗延。右近衛海ノ守富。秦ノ松吉。

左兵衛榎本ノ千長。紀ノ延滋。右兵衛土師ノ延國。倭文ノ武依。

右正三位行中納言兼帥平ノ朝臣惟仲の隨身件の如しと。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、宜しく各食一具、馬一疋を給ふべしと。府宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。路次の國亦宜しく此に準ずべし。符到らば奉行せよ。右大辨藤原ノ朝臣、左大史小槻ノ宿禰。(符宣抄)

⑧同年十月四日。

停任の人本官本位。

中納言兼皇太后宮ノ大夫左衛門ノ督藤原ノ朝臣公任。

參議右大辨藤原ノ朝臣行成傳宣。左大臣宣す。勅を奉ずるに、件の人舊の如く宜しく檢非違ノ別當となすべしと。左大史小槻ノ宿禰。(羣載)

⑨同年十一月廿九日。上達部女房等の美服、禁すべき事、之を定め申す。(百練)

⑩同年閏十二月八日。太政官、檢非違使に符す。

雜事六ヶ條。

一、車の華美を禁制すべき事。

右同前の奏狀に稱く。長保二年六月五日の宣旨に云ふ。車は只華美を禁制し、牛亦本人に返給せよと。華美の體、儉約の法は、位階を別たず異同あるなし。その器物の類は、人に隨て同じからず。須らく品秩以て形勢を異にすべし。四位は網代、五位は席張、六位は板、車床塗るべからず。内輪只掃墨を塗り、凡そ厥の漆を塗る、照耀を得ざらん。又高大に造るは一切に禁斷せん。然らば則ち華美自ら斷し、儉約存すべしと。同じく宣す。勅を奉ずるに、先の宣旨に依て、只華美照耀を禁斷せよ。但し轆轤車に至ては、公卿及び少納言辨、六衛府の次將、殿上の侍臣之を用う。自(餘)は一切に禁斷せよと。

一、(諸司) 諸衛番上以下悉く乘馬するを禁制すべき事。

右同前の奏狀に稱く。案内を檢するに、諸司の馬料、具さに式文に存す。只だ品官以上に給ひ、番上以下に充てず。諸司の史生、諸衛の府生、必ず乗るべからざるの由、明に馬料の條に見ゆ。而るに新に乘車の品を定め、未だ騎馬の制を詳にせず。斯に因て番上の類、院宮王臣の家雜色の人等、法の拘る所を知らず、偏に心の(欲する)所に從ひ、各催誤字至駿の所行、還て下馬の禮を忘る。唯だ尊卑の別のみならず、自ら多く財貨の費を致す。今件の番上以下、將從恣に以て乘馬するは咸皆禁制せん。朝章を憚らず若し違犯あらば、鞍は車に準じて早く破却し、馬は牛の如く本人に給

はん。但し左右衛門の府生、檢非違(使)を帶し、左右近衛の看督使たるの者は、已に御馬を給ふ制限に在らず。凡そ厥の公事に依て乗るを得る者は、舊儀に任て禁遏する勿らん。又羸老杖に扶けらるゝの輩、猶ほ本司に仕ふるの人は、其勤勞を量つて特に以て聽許せん。彼炯誠を施すの中、老を矜むの道を知らんことを欲すれば也と、同じく宣す。勅を奉ずるに、諸司諸衛、番上以下、乘馬の輩、宜しく制止を加ふべし。但し三局の史生、諸衛の府生、或は劇務を營み、或は警衛を勤むる此の如きの者は、必ずしも制すべからずと。(政略)

⑤同四年三月十九日。諸卿、諸道勘申す造營、殿數を減ぜんや否、并に寸法の事を定め申す。殿數を減ずべからず、高大に造るべからざるの由、定め仰せ了る。(百練)

⑥同年五月一日。

官人代礮部、廣信。

權左中辨源、朝臣相方傳宣す。左大臣宣す。永く供御院、預物部、光保不仕の替に補せよと。左大史小槻、宿禰。(羣載)

⑦同年六月十六日。

從四位上早部、宿禰保隆。

參議右大辨藤原、朝臣行成傳宣す。左大臣宣す。件の人宜しく右官掌安倍、尙貞死去の替に補すべし

と。左大史兼播磨ノ權ノ介小槻ノ宿禰。(羣載)

⑤同年同月廿八日。太政官、出雲の國司に符す。内。

正六位上出雲 臣孝忠

右去る五月十五日。彼國の國造に任じ畢る。國宜しく承知して、例に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。從四位下、從五位下行左大史。(符宣抄)

⑥同五年九月三日。請に依れ。備後の國司解して、官裁を申請ふ事。

宣旨を前司正五位下藤原ノ朝臣理明に下され、交替の政を勤行せんことを請ふ狀。

右新司正五位下藤原ノ朝臣寧新、今年正月卅日任じ、同年六月三日着任、交替の政須らく早く始むべし。而るに前司理明、身京都に在て、曾て國に赴かず。屢々相催すと雖も、無□逗留す。これに因て程限過ざんと欲す。交替行はれず、官物官舎の類、誰に就て受領し、納官封家の辨、何に依て勤知せん。望請す、官裁して、前司理明に下され、交替の例務を勤行し。應に在るべきの官物を受領せん。仍て事狀を録し、謹んで官裁を請ふ。謹解。(符宣抄)

⑦同年十一月二十八日。別當の宣に稱く。尉以下の官人、看督の長を京外に差し遣し、及び城外に隨身するの輩、皆是れ佐に觸れ、許容に隨ふべきの由。本ト起請に存す。乖違すべからず。如聞く、公事に依て差遣するの日、私事に就て役仕するの間、偏に各の進退に任せ、佐の聽許を待たず。既に有司

と謂ふ、豈以て法なけんや。又看督の長の職は、獄直を最となし、政に従ふを善となす。而るに或は使を奉じて畿内に赴き、月を涉て淹留し、或は居を點して城外に在り、旬を送て經廻す。須らく懲肅を加へ、彼の懈緩を誡め、諸事を受付する、廿日に過ぎざるべし。縦ひ(追)喚徵納の時と雖も、自ら先づ參上してその狀を申すべし。又京官仕明かに剋限を立て、洛都の外に住むに至つては、機急の役に從ひ難し。意に任て徃反する、尤だ憲法に乖く。自今而後、佐の裁許なく、輒く城外に向ひ、當番、直を勤めず、故なく政に參せざるの類、制止を憚らざる、若し三度に及ばざ、宜しく解却に従ふべし。將に傍輩を懲さんと。左衛門ノ權ノ佐令宗ノ朝臣允亮奉ず。(政略)

⑧同六年^{即ち寛弘元年}二月廿八日。右辨官、檢非違使に下す。

重ねて諸司所々新任の人等の饗種を禁斷すべき事

右左大臣宣す。勅を奉ずるに、燒尾荒鎮、格制稠疊す。而るに年序推移し、人心懦弱、偏に含具の性に迷ひ、動もすれば設没の機に陷る。斯れ乃ち法官緩にして督察を加へず、習俗狎れて嚴制を畏る、なきの致す所也。重て禁遏を加へ、永く將來を懲せ。仍て須らく違犯の輩は、罪先格の如くす。有(司)容隱して他の爲に告げらるれば、且た以て與に同罪と、使宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。寛恕するを得ざれ。大史小槻ノ宿禰。(羣載)

⑨同天皇、寛弘三年三月九日。太政官、陸奥の國司に符す。外。

正六位上平ノ朝臣八生を以て押領使職に補任すべき事。

右彼の國去る長保五年三月十日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、この國北蠻夷に接し、南中國を承け、姦犯の者、動もすれば以て劫盜す。仍て試に件の八生を以て、國の押領使となし、追捕の事を行はしむるに、兇賊漸く以て跡を刊り、部内自ら以て肅清。其勤公を見るに、最も採用するに足る。抑も八生は故武藏ノ守從五位上平ノ朝臣公雅の弟、同じく公基の男也。門風の扇る所、雄武羣に抜く。望請す、官裁して、件の八生を以て押領使に補任せられ、將に翹勇の心を勵し、彌よ狼戾の俗を領せんと。從二位行權中納言兼中宮ノ大夫右衛門ノ督藤原ノ朝臣齊信宣す。請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右少辨廣業、左少史。(符宣抄)

同五年十月十六日。

從二位行權中納言兼中宮ノ大夫右衛門ノ督藤原ノ朝臣齊信。

左中辨源ノ朝臣道方傳宣す。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに件の人、宜しく今上敦成親王家の別當となすべしと。左大史小槻ノ宿禰奉親奉す。(符宣抄)

同六年三月廿三日。

左中辨藤原ノ朝臣朝經。

右大辨源ノ朝臣道方傳宣す、右大臣藤原顯光宣す。勅を奉ずるに、件の人宜しく裝束使となすべしと。左

大史小槻ノ宿禰奉親奉す。(符宣抄)

同七年正月廿七日。右少辨藤原ノ朝臣廣業傳宣す。左大臣藤原道長宣す、大炊寮供御院ノ預儀部ノ滿利讓の替、宜しく永く儀部ノ滿輔を以て之を補すべしと。右少史竹田ノ宣理奉す。(符宣抄)

同年六月八日。内給左大臣、藤原道長○左大史小槻ノ宿禰奉親。七月。請に依れ。彦真例に準じ、且、右大辨給。二日。請に依れ。つ上符を造る。

殊に天恩を蒙て傍例に因準し、本任の放還を待たず、任符を給うて任國に赴かんことを請ふ狀。

右匡衡去る寛弘六年正月、尾張ノ守に任じ、十月廿八日着任。今年殊私の朝恩を蒙り、丹波ノ守に遷任す。須らく先づ前任交替の務を勤行すべし。而るに他國に遷任するの輩、本任の放還を待たず、早く任所に赴く。風跡多く存す。近くは則ち播磨ノ守景舒、伊與ノ守に任じ、伊與ノ守清延、播磨ノ守に任ず。各遷任の間、放還を待たず。又伴ノ彦真、天曆六年正月、美濃ノ守に任じ、同八年五月、播磨ノ守に任ず。平ノ貞盛、天祿三年正月、丹波ノ守に任じ、天延二年十一月、陸奥ノ守に任ず。是れ皆殊に宣旨を下され、本任の放還を待たず、任に赴く者也。以往の例、稱計すべからず。望請す、殊に天恩を蒙り、前例に因準して裁許せられ、本任の放還を待たず、將に任國に赴かん。匡衛誠惶誠恐謹言。(符宣抄)

三條天皇、長和三年十二月廿八日。

正六位上行主水ノ令史清原ノ真人清松。

參議左大辨源ノ朝臣道方傳宣す。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、後院ノ藏人大膳ノ少屬大秦ノ良信不仕の替、宜しく之を補すべしと。左少史上道ノ行忠奉ず。(符宣抄)

⑤同四年八月一日。參議左大辨源ノ朝臣道方傳宣す。左大臣藤原道長宣す、年中給ふ所の宣旨官符の本書草案、及び臨時所々行事の記文等、全く文殿に納む。須らく勘抄せしむべし。而るに如聞く近年の間長案類の書、既に以て脱漏し、勘據鎮に其煩を致す。公事の擁怠、斯に因らざる莫し。是れ則ち奉ずる所の史等、早く番史生に下さず、黙して而して職を去るの致す所也。宜しく炳誠を加へ、自今以後件等の文書、慥に辨度せしめ、毎月實錄便讀すべし。番案主史生請文叙爵の時、申文を相加へ、之を備へて進上し、立て、恒例とせよと。左大史但波ノ朝臣奉ず。(符宣抄)

⑥同年同月十三日庚寅。藏人ノ頭資平勅を傳へて云ふ。諸衛官人、今月以後、三度已上、直闕を致す者重勘すべきの由、仰下すべしと。即ち外記元規に仰せて、左大辨相共に殿上に參上し、藏人懷信宣旨二枚を下す。小右、

⑦同年十月廿六日。左中辨藤原ノ朝臣經通傳宣す。左大臣藤原道長宣す、勅を奉ずるに、前□□守蠶食、原伊豆、菅原ノ朝臣通雅、不與解由狀、遁避して署せざるの間、その身卒去す。宜しく式條に任て、直に所司に下すべしと。左大史但波ノ朝臣奉親奉ず。(符宣抄)

⑧同十一月十三日。

右官掌筆部ノ保理。

右左官掌尾張ノ利茂死闕の替に轉補す。

右官掌伴ノ友成。

右左官掌紀ノ貞清死闕の替に轉補す。

宗我部ノ秋時。

右右官掌筆部ノ保理左に轉ずるの替に補す。

大秦ノ吉理。

右右官掌伴ノ友成左に轉ずるの替に補す。

參議左大辨源ノ朝臣道方傳宣す。左大臣藤原道長宣す、官掌等宜しく件に依て之を補任すべしと。左大史

但波ノ朝臣奉ず。(符宣抄)

⑨後一條天皇、長和五年五月廿八日。

大外記小野ノ朝臣文義。

左中辨藤原ノ朝臣經通傳宣す。左大臣藤原道長宣す、件の人宜しく施藥院の別當と爲すべしと。左大史但

波ノ朝臣奉親奉ず。(符宣抄)

⑩同天皇、寛仁三年六月九日。右少辨藤原ノ朝臣資業傳宣す。權中納言源ノ朝臣經房宣す、勅を奉ず

るに、主計ノ頭從四位下安倍ノ朝臣吉平を以て、宜しく天文奏を進らしむべしと。左大史小槻ノ宿禰貞行奉ず。(符宣抄)

㊦同天皇、治安元年十一月九日

右史生上村主ノ重基

參議左大辨藤原ノ大夫朝宣經宣す。裝束所ノ左史生佐伯ノ正政、右京ノ少屬に遷任するの替、件の重基を以て、宜しく彼の所の史生となすべしと。左大史但波ノ朝臣奉ず。(符宣抄)

㊧同三年四月一日。太政官、五畿内七道の諸國司に符す。

逐年毎國相撲白丁貳人を貢上すべき事。

右相撲白丁、膂力の者を撰み、貢上する行程、載せて格條にあり。而るに年來の間、諸國の吏、或は供節を忘れて、而して點進の勤を闕き、或は期日に迫て、而して疴弱の者を貢す。是れ則ち國司憲章を憚からず、勤節を忽諸にするの致す所也。右大臣宣す。勅を奉ずるに、宜しく下知を加へて、膂力の者を貢せしむべし。但し叙位除目の時、功課を定め申すの日、先づ大府に仰せて、勤否の勘文を進り、若し勤なきの輩は、縦ひ任國の功を致すと雖も、曾て僉議の列に預からざれと。諸國承知し、宣に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。右中辨藤原ノ朝臣章信、左少史大宅ノ真人垣則。(野府)

㊨同年十二月卅日。太政官、式部省に符す。

文章得業生に補すべき正六位上藤原ノ朝臣實範の事。

右參議正四位上行式部ノ大輔兼伊豫ノ權ノ守藤原ノ朝臣廣業等去る六月廿三日の奏狀を得るに稱く、實範は、故從三位太皇太后宮ノ權大夫永瀨卿の孫、左少辨正五位下兼行文章博士東宮ノ學士藤原ノ朝臣義忠の弟子也。丹瑩燭を取り、細帙を芸幌の風に披き、白鳳法夢、羽毛を李門の月に振ふ。其偉器を見て期するに大成を以てす。謹んで舊典を檢するに、文章生廿人の中才學拔萃の者二人を擇み、得業生に補するは、歴代の通規也。縦ひ兩儒の吹嘘なきも、何ぞ一族の英彦を擧げざらん。伏して望む鴻慈。件の實範を以て得業生に補し、彌よ鑽仰の志を勵さんと。從二位行中納言兼右衛門ノ督藤原ノ朝臣實成宣す。勅を奉ずるに、宜しく文章得業生善滋。經業死闕の替に補すべしと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右少辨藤原ノ朝臣類明、左大史小槻ノ宿禰。(符宣抄)

㊩同天皇、萬壽元年十一月五日。太政官、民部省に符す。

正二位行權大納言藤原ノ朝臣公任を停任すべき事。

右正二位行權大納言藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに、件の人病に依り、上表辭退既に了る。宜しく停任すべしと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右少辨正五位上行文章博士藤原ノ朝臣、從五位上行左大史小槻ノ宿禰。(羣載)

㊪同年十二月廿九日。權中納言源ノ朝臣通方宣す。勅を奉ずるに、前ノ安藝ノ守藤原ノ良資申請す。

任中の減省官符、須らく注奏すべしと。内大臣藤原教通宣す。而るに官吏誤て南所上卿の宣と注申す。仍て外記伴の官符を拘留すと。早く出し給ひ公文を勘會せしむべしと。大外記兼主税ノ權ノ助々教伊豫ノ權ノ介清原ノ真人奉ず。(符宣抄)

同二年五月三日。左辨官、大和ノ國に下す。

檢非違使の供給を勤行すべき事。

右衛門ノ權大尉藤原ノ顯輔。從三人。大長二人。

右衛門ノ大尉平ノ時道。從三人。大長二人。

左右看督ノ長二人。從各一人。

右權中納言源ノ朝日道方宣す。勅を奉ずるに、強盜を追捕せしめんが爲、件等の人を差し、使に充て發遣する件の如し。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。仰仰彼間依沙供給誤字あ。官符追下す。左大史中臣ノ朝臣、中辨源ノ朝臣。(羣載)

同三年正月十九日。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、太皇太后子宮職を改て、上東門院となし、進屬を停めて、判官代主典代とせよと。大外記兼主税ノ權ノ助々教伊與ノ權ノ介清原ノ真人奉ず。(符宣抄)

同同年同月同日。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、上東門院の御給、年爵年官、宜しく舊の如く充て奉るべしと。大外記兼主税ノ權ノ助々教伊與ノ權ノ介清原ノ真人奉ず。(符宣抄)

同同年同月同日。左中辨源ノ朝臣經賴傳宣す。右大臣藤原實資宣す、勅を奉ずるに、上東門院の御季御服宜しく舊の如く充て奉るべしと。左大史小槻ノ宿禰奉ず。(符宣抄)

同同年同月同日。左中辨源ノ朝臣經賴傳宣す。右大臣藤原實資宣す、勅を奉ずるに、上東門院の御封雜物等宜しく舊の如く充て奉るべしと。左大史小槻ノ宿禰奉ず。(符宣抄)

同同年同月同日。左中辨源ノ朝臣經賴傳宣す。右大臣藤原實資宣す、勅を奉ずるに、上東門院の御飯、宜しく停止に従ふべしと。左大史小槻ノ宿禰奉ず。(符宣抄)

同天皇、長元三年四月廿三日乙巳。仗議、諸國の吏居處四分一の宅に過ぐべからず。近來多く一町の家を造營し、公事を濟さず。又六位以下、築垣并に檜皮葺の宅、停止すべしと。(紀略)

同四年二月廿三日。太政官、尾張の國司に符す。丹羽ノ郡ノ大領外正六位上棕橋ノ宿禰惟清。

右去年十二月卅日、補任件の如し。國宜しく承知して、例に依て任用すべし。符到らば奉行せよ。正四位下行左中辨藤原ノ朝臣經輔正五位下行左大史兼主計ノ權ノ助小槻ノ宿禰。(符宣抄)

後冷泉天皇、康平二年九月十八日。主税ノ權ノ助兼算博士三善ノ朝臣爲長。

卿の宣を被るに云ふ。件の人道の助となし、宜しく諸國の公文を覆勘せしむべしと。民部ノ少錄中原

奉任奉ず。(羣載)

⑤後三條天皇、延久元年閏十月十一日。始めて記録所を太政官所に置く。(百練)

⑥白河天皇、延久六年即ち承保元年六月十六日。

別當

新大納言。能長。右兵衛ノ督。資仲。新宰相。良基。公基朝臣。丹後前司。顯綱朝臣。左馬頭。

判官代

惟經。信乃前司。雅房。因幡守。俊基。長門前司。有宗。左近大夫。源ノ頼盛。本職少進。

主典代

頼任。章政。佐良。政成。

右中辨藤原ノ朝臣正家傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣俊家宣す、勅を奉ずるに、太皇太后子宮職を停めて宜しく二條ノ院となすべしと。

右中辨藤原ノ朝臣正家傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣俊家宣す、勅を奉ずるに、太皇太后宮職の進屬を停めて、宜しく二條ノ院の判官代主典代となすべしと。

院號并に院司等の宣旨、外記奉るべし。

右中辨藤原ノ朝臣正家傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣俊家宣す、勅を奉ずるに、二條ノ院の御季御服、

宜しく舊の如く充て奉るべしと。(符宣抄)

右中辨藤原ノ朝臣正家傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣俊家宣す、勅を奉ずるに、二條ノ院の御飯、宜しく停止に従ふべしと、修理左宮城判官主計ノ頭兼左大史等博士小槻ノ宿禰奉ず。(符宣抄)

⑦同天皇、永保元年七月。公卿の家令に補す。

修理右宮城ノ主典正六位上行右京ノ屬中原ノ朝臣重貞。

右大辨殿の仰を被るに云ふ。件の人宜しく家令となすべしと。別當散位惟宗ノ朝臣。(羣載)

⑧堀河天皇、寛治元年十二月廿九日丁未。太政官、式部省に符す。

五ヶ年を以て限となし、諸道の得業生を課試せしむべき事。

右正二位行權大納言兼民部卿皇后宮ノ大夫源ノ朝臣經信宣す。勅を奉ずるに、諸道の得業生本ト七年を限り、課試の期となす。而るに近代以來兩三年の内、恣に以て奉試す。宜しく彼省に仰せて、自今以後、五年を以て課試の期となすべしと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。權左少辨藤原ノ朝臣、左大史小槻ノ宿禰。(世記)

⑨同三年十一月二日。諸司三分の功を譲り與ふる事。

三條皇居の南面の築垣一町、小門二字を造築す。

右去る應徳元年仲門等を造築す。諸司三分最前の闕に拜任すべきの由上奏を經るの處、同年正月廿九

日、左中辨藤原朝臣通俊傳宣す。權中納言源朝臣俊明宣す、勅を奉ずるに、請に依れと。早く綸旨を守り、不日造進し、司覆を請取る先に了る。而るに頼滋未だ宿望を遂げず、已に重病を受く。仍て其成功を以て、異父同母弟大江社遠に譲り與ふる件の如し。藤原頼滋。(羣載)

③同四年二月廿六日。太政官、淡路國に符す。

從七位上伴ノ宿禰久永。

右正月廿六日彼の國少掾に任じ畢る。國宜しく承知して、至らば即ち任用すべし。緣海の國々宜しく糧を給すべし。符到らば(奉行)せよ。正四位下行左中辨藤原朝臣、修理左京判官正五位下行大炊頭兼左大史筆博士小槻ノ宿禰。(羣載)

④同天皇、嘉保三年即ち永長元年正月十五日。

佐保殿の預の職を讓渡す事。

右件の預信貞、老耄に依て二人の子に讓與す。而して二季の御祭、二月に於ては縣ノ信久、十一月に於ては同じく守貞、各勤仕すべき者也。仍て讓給件の如し。佐保殿ノ預縣。(羣載)

⑤同天皇、康和三年八月一日。

學生正六位上藤原朝臣被康。

長者の宣を被るに稱く。件の人季任の讓に依て、宜しく院ノ別當となすべしと。別當右中辨藤原朝

臣宗忠奉す。(羣載)

⑥同年九月廿五日。廳、味岡ノ御庄司に下す。

平ノ時範朝臣をして御庄の雜務を執行せしむべき事。

右件の人をして御庄の雜務を執行せしむべきの狀、大夫の宣に依て、仰する所件の如し。庄宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。故らに下す。權少屬兼左京ノ屬中原。(羣載)

⑦同四年八月七日。太政官、中務省に符す。

學生六位上菅野朝臣爲經を以て陰陽得業生に補任すべき事。六位の上、正或は從の字あるべし。

請書。黃帝金櫃經一部。周易一部。

右彼省去る康和一年七月廿七日の解狀を得るに稱く。陰陽寮同月廿五日の解狀に稱く、從五位上行陰陽ノ頭兼陰陽博士賀茂ノ朝臣成平等の牒狀に云ふ。件の爲經情操聰敏、勤學懈りあらず。望請す、得業生清料ノ則良年限の替に補し、將に其業を遂げしめんと。省牒狀に依て申送すと。從二位行權中納言藤原朝臣仲實宣す。請に依れと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

權左大辨平ノ朝臣、右少史中原ノ朝臣。(羣載)

⑧同五年八月廿七日。

春宮坊。

從五位上行縫殿ノ頭源ノ朝臣隆宗。 從五位上行大舍人ノ頭高階ノ朝臣業房。
 從五位上行大藏ノ少輔藤原ノ朝臣保隆。 從五位上行織部ノ正藤原ノ朝臣基綱。
 從五位上行内藏ノ助源ノ朝臣基親。 大監物從五位下橘ノ朝臣説家。
 從五位下行内藏ノ助藤原ノ朝臣行仲。 從五位下行左馬ノ助藤原ノ朝臣兼信。
 從五位下行右馬ノ權ノ助源ノ朝臣經良。 從五位下行左馬ノ權ノ頭藤原ノ朝臣有隆。
 令旨を奉ずるに、件等の人、よろしく陣頭となすべしと。 正二位權大納言兼大夫藤原ノ朝臣公實奉
 ず。(日次)

○同年同月同日。

春宮坊。

正六位上行中務ノ少丞源ノ朝臣國輔。 正六位上守大膳ノ亮高階ノ朝臣仲範。
 正六位上守修理ノ亮藤原ノ朝臣兼貞。 正六位上行圖書ノ助源ノ朝臣隆康。
 正六位上行縫殿ノ助藤原ノ朝臣懷遠。 正六位上行雅樂ノ助藤原ノ朝臣友兼。
 正六位上行主殿ノ助源ノ朝臣盛兼。 正六位上行掃部ノ助橘ノ朝臣盛仲。
 令旨を奉ずるに、件等の人、宜しく侍者となすべしと。 正二位行權大納言兼大夫藤原ノ朝臣公實奉
 ず。(日次)

○同年十月廿一日丁卯。

蔭子正六位上源ノ朝臣義忠。
 正二位行權大納言兼大夫藤原ノ朝臣公實宣す。 令を奉ずるに、件の人宜しく帶刀の長となすべしと。
 從四位上行左兵衛ノ權少將兼權ノ亮備前ノ介藤原ノ朝臣實隆奉ず
 蔭子正六位上平ノ朝臣清賢。 正六位上橘ノ朝臣賴兼。
 正六位上平ノ朝臣盛行。 正六位上平ノ朝臣貞光。
 正六位上源ノ朝臣忠時。 正六位上藤原ノ朝臣遠仲。
 正六位上橘ノ朝臣宗賢。 正六位上藤原ノ朝臣盛通。
 正六位上源ノ朝臣行政。
 小陰孫正六位上藤原ノ朝臣則親。小陰、恐ら
く蔭の訛裂 正六位上藤原ノ朝臣時清。
 正二位行權大納言兼大夫藤原ノ朝臣公實宣す。 令を奉ずるに、件等の人、よろしく帶刀となすべし
 と。(日次)
 ○鳥羽天皇、永久四年六月一日。
 廚家。
 氷を差し進る事。

合。

- 一斗。 神分の料。
- 二石五斗。 關白殿下の御料。
- 二石。 右大臣の御料。
- 五石。 大納言五所の御料。各一石。
- 四石八斗。 宰相八所の御料。各六斗。
- 三石二斗。 中少辨少納言八所の御料。各四斗。
- 二石四斗。 史八人の料。各三斗。
- 三斗。 外記史生食所の料。
- 三斗。 釋奠の料。
- 二石。 左大臣の御料。
- 二石。 内大臣の御料。
- 五石六斗。 中納言七所の御料。各八斗。
- 六斗。 右大辨の御料。
- 一石五斗。 外記五人の料。各三斗。
- 一石二斗。 内記四人の料。各三斗。
- 三斗。 官吏食所の料。

案主 早部ノ行友
氷長 藤井ノ兼久 (羣載)

○同年七月十二日、太政官、檢非違使に符す。

雜事七ヶ條。

- 一、五節相撲兩日の間、故誤字裝束二具を着すべからざる事。
- 一、紅紫の二色は、昇殿の者を除き、辨女房等の外、着用すべからざる事。

一、錦繡二重織物の衣服、一切に着用すべからざる事。

一、上下諸人纏頭すべからざる事。此外恐らく一條を脱す

右左大臣宣す。勅を奉ずるに、件の五ヶ條、先格後符、嚴口稠疊、太將代遷、奢侈競ひ起る。是れ則ち有司糾彈を加へざるの致す所也。自今以後、殊に禁遏を加へ、更に然らしむる莫れと。

一、諸司諸衛官人以下、乗車すべからざる事

右同じく宣す。勅を奉ずるに、乗車を聽す輩、載せて格條にあり。而るに憲章を憚らず違犯を事となす。況んや宿衛の人、各兵仗を遶し、恣に花軒を飛す。狼戾の至り、職として斯に由る。宜しく法に任て決科し、且つ名を録して言上すべしと。

一、藏人所の小舍人、辨官使部王臣家已下の雜色、并に使廳の下部等、騎馬すべからざる事。

右同じく宣す。勅を奉ずるに、騎馬の制、聽すべき限あり。宜しく法條に任て、慥かに督察を加ふべし。就中着長防捨本マ、以控衛。檢非違使等、偏に糾斷を忘れて、還た更に積習す。若し傍輩を見て申上せず、犯す所を知て隱容せしめば、將に違勅の罪に處せんと。

以前の條事、下知件の如し。使宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。正一位下一、恐らく四行右大辨兼内藏ノ頭藤原ノ朝臣、修理右宮城ノ判官正五位下行左大史兼算博士播磨ノ守小槻ノ宿禰。(羣載)

⑤同年十二月卅日。太政官、宮内省に符す。

文章得業生に蔭孫正六位上大江ノ朝臣匡周を補すべき事。

右太政官今日式部省に下す符に稱く。匡周今月十一日の奏狀を得るに稱く、謹んで案内を檢するに、料を給ふ學生、茂才に補する者、只宣旨の次第に依て敢て超越の先例なし。匡周灯燭料を給ふ茲に十年。然る間去々年の者超越せられ、去年の者逗留せられ、今度の茂才、匡周其仁に當る。爰に匡周門業を傳へて、而して十代ならんと欲す。稽古年深く、庭訓を隔て寸陰を競ふ。研精日久し。苟も江家の餘裔として、忝く泗水の末流に列す。朝恩の處、誰か非據と謂ん。望請す、天恩、先例に因準し、顯業獻策の替に補せられんことを。將に勤學の空しからざるを知らんと。正三位行權中納言源ノ朝臣重資宣す。勅を奉ずるに請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。省宜しく承知すべし。符到らば奉行せよ。正五位下守左中辨木工ノ頭越前ノ介源ノ朝臣、正六位上行右少辨中原ノ朝臣

(羣載)

⑥同天皇、元永二年八月十四日。左大臣殿、事の次てに仰せられて云ふ。姓王氏を賜へば、居る所の官に於て、其貫主となす。所謂王大納言は、下薦と雖も、大納言の一座たる也。(中右)

⑦近衛天皇、康治元年六月十六日丁丑。内大臣大外記中原ノ朝臣師安を召し、宣下せられて曰く。近年公卿事を左右に寄せ座に着かず。茲によりて列見定考、尋常の政等動もすれば闕怠す。之を朝廷に

論ずるに、その理然るべからず。自今以後、諸節會に準じ、未だ座に着かずと雖も、外記の廳に參官せば、宜しく職掌を勤めしむべしと。(世紀)

⑧同二年正月十四日。

從四位下行右近衛ノ權少將兼尾張 守源ノ朝臣成雅。

内大臣宣す。勅を奉ずるに、件の人は十二日太上法皇御所邊に於て、手自ら散位藤原ノ朝臣賴輔を刃傷す。之を許誤字か。代に訪ふに、未曾有の犯也。宜しく見任の兩官を解却せしむべしと。大炊ノ頭兼大外記助教中原ノ朝臣師安奉ず。(日次)

⑨高倉天皇、安元二年七月十二日。宣下。前ノ建春門院の遺令に依て、素服舉哀を停止し、兼ねて一暮の間、宴飲樂をなし、美服を着するを禁ぜしむる事。

三關の警固、例に任て國司に付する事。

已上、宮に仰せらる。

素服舉哀を停止し、兼ねて一暮の間、宴飲、樂をなし 美服を着するを禁ぜしむる事。

山陵を立て國忌を置くを停止する事。

左右馬、并に兵庫寮等警固の事。

已上、外記に仰せらる。

又警固の事。

左衛門ノ權ノ佐光雅。 右衛門權ノ佐光長。

左兵衛ノ佐資時。 右兵衛ノ佐成定。

左右將監等之を奉る。

已上公卿左大臣。 辨左少辨兼光。

職事頭辨長方朝臣。(玉海)

⑤同年十月廿六日 宣旨

六條院の遺詔、高松院の遺令に依て、舉哀素服等を停止せしめ、國司に仰せて關を固めしむ。

已上、上卿、中宮

大夫、宮に仰せらる、右少辨光雅之を奉ず。

山陵國忌停止、及び廢朝五ヶ日の事。大外記頼業に仰らる。

警固。諸衛寮等。

左近ノ少將源ノ有房朝臣、左衛門ノ權ノ佐藤光雅、左兵衛ノ尉平ノ貞次、左馬ノ允藤廣遠。(玉海)

⑥同三年 即ち治承元年 五月廿三日。

橘氏 右大臣を以て氏爵の事を定め行はしめられん事を請ふ狀。

右氏人の中公卿なきの時、氏族の申請に隨つて、宣旨を下され、氏爵の事を定め行はしむるは例也。

爰に舊風を檢するに、中納言橘ノ證請卿の女微子の拜流として昭穆なきにあらざるに依て、關白に請申するの處、已に以て件の如し。仍て事狀を録して、謹んで處分を誦ふ。散位從五位下橋ノ朝臣、散位從五位下橋ノ朝臣政光、散位從五位下橋ノ朝臣親良、散位從五位下橋ノ朝臣以實、散位從五位下橋ノ朝臣、散位從五位下橋ノ朝臣清成、從五位下行隼人ノ正橋、朝臣清定、前ノ筑前ノ守正五位下橋ノ朝臣以政。

正二位大納言源ノ朝臣定房宣す。勅を奉ずるに、宜しく件の大臣をして、彼の氏爵の事を定め行はしむべしと。大外記兼越中ノ權ノ守清原ノ真人頼業奉ず。(日次)

⑦同天皇、治承三年十一月十五日 詔す。朕眇身の冲昧を以て、謬つて聖人の大寶を受け、衆海に臨んで涇渭辨じ難し。只だ利涉を元凱の舟に任ず。政道を理して安危迷ひ易し。宜しく扶持に聖賢の救に憑るべし。内大臣藤原ノ朝臣、功臣に苗緒し、衆庶に藻鑿す。姫且曲阜の風、遺韻家に傳へ、漢霍博陸の月、餘輝性を照す。帝の載を熙る、公にあらざれば誰にか存せん。夫れ萬機巨細、百官己を總べ、皆先づ内大臣に關白して、然る後に奏下する一に舊典の如くせよ。庶くは元二の聖を叩き、永く含一の徳を施さん。遐邇に布告して、朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。(玉海)

⑧同年同月十八日。勅す。風雲契を合さば則ち一天平にして以て道あり、魚水功を底せば、亦四海靜にして波なし。誠に憶ふ哲后の化、皆良佐の力に依る。内大臣藤原ノ朝臣、智淵謀を頼み、神岳峰に

叶ふ、已に累業博陸の長嫡を稟け、忽ち百官摠己の重任に居り、柱石用に協ふ。家門の風、聲を傳へ瑤壁、譽を擅にし、邦國の光映を添ふ。仍て左右近衛府生各一人、近衛各四人を賜ふ。以て隨身兵仗とせよ。庶幾は衛卒を霜仗の門に分ち、榮輝を星階の下に増さん。普く遐邇に告げて朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。作者大内記藤原業實。○(玉海)

⑤同四年二月廿一日。太政官、伊勢の國司に符す。

使散位從五位下藤原朝臣忠廣

内舍人正六位上源朝臣未宗

齋勅符一通。

驛鈴二口。一口、五刻

近衛二人。從各一人。

太政官、近江の國司に符す。

使散位從五位下藤原朝臣光景

内舍人正六位上中原朝臣康光

齋勅符一通。

驛鈴二口。一口、五刻

近衛二人。從各一人。

右固く彼國を守らんが爲に、件等の人を差し、契を給うて發遣す。國宜しく承知して、固關使に準じて、例に依て施行すべし。符到らば奉行せよ。左中辨藤原朝臣、左大史小槻宿禰。(玉海)

⑥後鳥羽天皇、元暦二年即ち文治元年四月十五日戊辰。東國侍内任官輩中に下す。

本國に下向することを停止せしめ、各在京して陣直公役を勤仕すべき事。

副下す 交名の注文一通

右任官之習、或は上日の勞を以て御給を賜り、或は私物を以て朝家の御大事を償ひ、各朝恩に浴する事也。而るに東國の輩、徒に庄園の年貢を抑留し、國衙の進官を掠め取り、成功を募らず。自由の拜任、官途の陵遲、已に斯に在り、偏に任官を停止せしめば成功の便なからん。先官、當職を云はず、任官の輩に於ては、永く城外の思を停め、在京して陣役を勤仕せしむべし。已に朝列に厠まはる、何ぞ籠居せしめんや。若違ひて墨俵以東に下向せしめば、且つ各本領を改召し、且つ又斬罪に申し行はしむべきの狀件の如し。(東鑑)

第五篇 卷五

近古

文武の十二

○後鳥羽天皇、文治元年十二月十七日。宣旨。

大藏卿兼備後ノ權ノ守高階ノ朝臣泰經。

右馬ノ頭高階ノ朝臣經仲。

侍從藤原ノ朝臣能成。

越前ノ守高階ノ朝臣高經。

玉海隆經に作る。

少内記中原ノ信康。

右大臣宣す。勅を奉ずるに、件の人等、宜しく見任を解却せしむべし。大外記中原ノ師尙奉ず。(東鑑)

○順徳天皇、建暦二年三月廿二日。宣旨。

一、五節に火桶、櫛棚、金銀錦繡風流を出すを停止すべき事。

抑偏に金銀錦繡を以て、恣に櫛桶の裝飾となす。近年の間、日を逐ふて過差、國家の煩費、斯に由らざる莫し。今より以後、専ら制法を守り違犯すべからず。兼て亦銅に於ては、制限に非ずと雖も、尙ほ費用の多少に随つて、宜しく禁制の弛張を存すべし。

一、緇素上下諸人服飾の過差を糾定すべき事。
下襲裾の寸法。

大臣一丈。大納言九尺。中納言八尺。參議三散位七尺。四位已下六尺。

此外檢非違使別當已下、元より短裾の官職は此限にあらず。

御員數。

殿上の六位已上二領。地下の四位已下壹領。

諸院の殿上此内に在り。但し檢非違使は、一斤染の時、白衣を重ね用ゐる、制限に在らず。

織物の狩衣は、侍臣已下、之を着すべからず。但し禁色の人は制限にあらず。三重已上の小袖、男女を謂はず、上下を論せず、着用を得ざれ。

紅紫二色の褂、殿上の男女を除くの外、之を停止すべし。但し一院の殿上人、同女房、母后皇后の女

房等は、制限に在らず。又六府の判官已下内舍人、褐衣を着するの時、擣衣の單等着用を聽せ。

王臣の家雜仕の裝束、惟れ絹類を止めて、宜しく布を用うべし。懸閉結日次記は結括に作る。之を停止せよ。同

裳は綾を用うべからず。兼て又綿四十兩を以て三領に入れよ。

地下の四位已下、綾單を着すべからず。

使廳の放囚、絁類を着すべからず。兼て亦金銀錦繡風流を停止すべし。

輿外の金物、之を停止すべし。但し公卿の妻室は制限にあらず。

車内の金物、要須の所の外、貴錢を論せず停止すべし。僧侶の中、法印乗用の外、金物の車同じく之を停止すべし。金銀を以て劔に打合るは、上下を論せず、一切に之を停止せよ。縦ひ銅、銀を摸せしむと雖も、これ已に以て混亂するは、同じく之を停止すべし。

蝙蝠扇、金銀の薄并に畫圖等、麤品を先となし、華美にする勿れ。凡そ新調の裝束は、強て楚々を好むべからず。

抑服飾の制、綸綺重疊す。而るに驪翰屢移り、鳳銜忘るゝが如く、俗人涯分を量らず、貴賤競うて風流を好む。國の凋弊、職として之に由る。各式法を守り、慥に過差を停めよ。

一、諸司諸衛官人の乗車并に同從の騎馬を停止すべき事。

抑自身流水に駕し、郎從浮雲に鞭ち、軒騎相競ひ、奢侈云に呈す。嚴制屢々降ると雖も、積習猶ほ常を生ずるか。慥かに督察を加へ、宜しく符旨を守るべし。但し、檢非違使の乗車に於ては、制限に在らず。

藏人民部ノ權ノ少輔藤原ノ資賴奉ず。(建曆宣)

③同天皇、承久二年正月五日。

修理右宮城使正四位下行左中辨藤原ノ朝臣家定解。去る一日の節會に、故なく外辨に著かざる怠

狀を申進る。

右大外記中原ノ朝臣師季傳宣す。左大臣宣す、勅を奉ずるに、去る一日節會、故なく外辨に著せず。宜しく怠狀を進らしむべしと。遁るゝ所なきに依て、怠狀を申進す。謹解。修理右宮城使正四位下行左中辨藤原ノ朝臣家定。

從四位下行右中辨兼春宮ノ亮藤原ノ朝臣資賴解。怠狀を申進する事。

去る一日節會、外辨に著せざる怠狀。

右左大臣宣す。勅を奉ずるに、去る一日の節會、外辨に著せず。宜しく怠狀を進らしむべしと。遁るゝ所なきに依て、怠狀を申進す。謹解。從四位下行右中辨兼春宮ノ亮藤原ノ朝臣資賴。

右少辨正五位下藤原ノ朝臣成長解。恒狀を申進する事。

去る一日節會、外辨に著せざる怠狀。

右左大臣宣す。勅を奉ずるに、去る一日の節會、故なく外辨に著せず。宜しく子細を辨申せしむべしと。遁るゝ所なきに依り怠狀を申進す。謹解。右少辨正五位藤原ノ朝臣。(日次)

④後堀河天皇、寛喜三年四月廿四日。若宮の御百日也。今日出仕の人々、裾寸法の事、内々頭中宮ノ亮資賴朝臣を奉行となして仰下さる。大臣は八尺、大納言は七尺、中納言は六尺、參議三位は五尺、四位上下は四尺。(百練)

⑤後嵯峨天皇、寛元二年正月四日。宣旨。

藏人左兵衛ノ少尉藤原ノ光能。

宜しく禁色を著するを聽すべし。

藏人ノ頭右近ノ權中將師繼。(妙槐)

⑥同三年四月廿五日己丑。詔す。朕聞く、人自ら照さんと欲すれば、必ず明鏡を須う。主欲過過上脱字必ず忠臣に藉る。堯舜禹湯文武の君と雖も、稷契皋陶伊尹の臣に諮る。其この下恐らく諫に隨つて而して聖也。其臣諂なくして、而して直也。社稷これに因て安全、寰海これに因て靜謐。朕眇身を以て認て元首に備り、萬機の政道を親らし、迄四廻之年恐らく脱徳天に合はず、天頻に變あり。化地に合はず、地屢々震あり。谷徴間々至ると雖も祥瑞更に聞えず。況んや亦帑藏猶空しく、萬國の貢珍乏し。邦家未だ治まらず、百姓の凋弊に屬す。情々治績を思ふて、獨り叡襟を勞す。朕の不逮を輔るは、臣の極諫に憑る。宜しく參議已上をして各封事を上封らむべし。凡厥の法令の、事に便ならずは諱む所ある勿れ。政教の助を化になすは、除く所ある勿れ。犯すとも隱すなきの儀、唯だ益國利民の謀を盡せ。詞浮花を嫌ひ、理要實を納れ、益忠實を得て、早く朕が意に沃げ。主者施行せよ。(西記引平戸記)

⑦同四年十二月十七日壬寅。

惡黨並に四一半打を籠置くは所領を召さるべき事。

右近日國々に夜討強盜蜂起の由、普ねく風聞す。是れ偏に所々の地頭等、惡黨並に四一半打等の籠置き、無沙汰を致すの故か。然らば或は惡黨を所領の内に籠置き、或は四一半の所に於ては、早く交名を注進せらるべし。所職を改易せらるべき也。此旨を以て、その國並に知行の所々に下知し給ふべしと。仰せに依て執達件の如し。(東鑑)

⑧龜山天皇、文永六年十一月十四日。

檢斷條目の事。

- 一、謀叛人の事。 一、強盜の事。
- 一、竊盜の事。 一、山賊の事。 一、海賊の事。
- 一、殺害人の事。 一、刃傷の事。 一、放火人の事。
- 一、打擲の事。 一、蹂躪の事。 一、追落の事。
- 一、刈田の事。 一、刈畠の事。 一、路次狼籍の事。
- 一、路邊女を捕ふる事。 一、博戲論の事。 一、牛馬の尾を切る事。
- 一、斬罪の事。付。絞罪、流刑、禁獄、拷訊、著獄 此の如きの刑法、皆以て當所の沙汰たる者也。
- 一、賦の事。 往古は訴人申狀を捧ぐるの時、頭人銘を加へ、直に奉行人に賦するの旨古記に見ゆ。

近代は開闢之を申沙汰し、訴狀銘を加へ、折紙を以て寄人に賦す云々。

一、式日の事。 毎月上旬中旬下旬、三々度也。日限は時に依て相替るか。式、急事に至ては式日にあらずと雖も之を執行せらる。

一、頭人の事。 凡そ侍所は公武の警固を致し、洛邊の檢斷を行ふ。隨分の重職也。之に依て當代の始め、山名左京兆時氏、今川豫州貞世、その後細川左京兆、俗名頼元、武州弟妙觀院と號す、畠山右金吾俗名基國、法名徳元、長禪寺と號す等之に補任せらる。その外諸大名、或は器量に依り、或は分限に隨つて任用せらるるや。

一、開闢の事。 當年寄人の中、右筆の上首を以て之を仰付けらる。但し上首にあらずと雖も、その器用に依て、任せらるるの條、先蹤これあるか。近代引付衆の人として之に任ず。舊例分明ならざるか。

一、内談儀式の事。 役者の次第、孔子の作法等引付内談と相替らず。仍て別に之を記すに及はず。

一、奉書の事。 頭人の奉書は一判也。寄人の奉書は或は一判、或は兩判、その事に依るべきや。

一、赦沙汰の事。 正月十六日節會、内裏の北の陣に於て、檢非違使の官人、獄舎の者を出し、宣命を含め、之を追放す。是れ例年の儀也。又國忌并に武家御追善の時、その沙汰あり。大赦に至つては流刑の人を召し返し、囚獄の者を放免す。仍て毎度内談を執行し、流帳獄記を召出し、其輕重を勘辨して、之を赦免せらる。流人は頭人に對して奉書をなし。禁獄は所司代に對して奉書を遣し、之を下知せしむ。是れ則ち開闢の所役たるか。(沙汰篇)

按ずるに、侍所沙汰篇、年號月日を載せず。今姑くその追加の年號月日を用ゐ、而して之を其首に置く。

⑨同年同月同日。

一、侍所京都大番役の事。未だ役せざる國未だ役せざる人と雖も、その沙汰ありて、年限を結延せらるべし。

一、侍所悪黨の事。鎮沙汰せらるべきの由、守護人に仰せらるべし。猶緩怠を致さば罪科に處せらるべし。

一、同所并に檢非違使召人の事。浮沈輕重の怠、沙汰あるべし。(沙汰篇追)

⑩後宇多天皇、弘安九年三月二日。

一、城墾の事。次岩門并に寄府、城墾を構ふるの條、九州官軍として、その構を得べし云々。早く領主等の沙汰として、その構を致すべし云々。

一、役所に寄せ自由の合戦を致す事。縦ひ拔羣の忠と雖も、その賞を行はるべからず。所詮大將の命に隨つて、進退せしむべきの由、嚴密に九州の守護、并に御家人以下の輩に相觸るべき也。

一、兵糧米の事。先々下行、其虚なきか。殊に談儀を加へ、注進せしむべし。

一、警固結番の事。諸人煩費の基たるの由、其聞えあり。仍て同前。

一、兵船の事。海上の合戦、更にその利あるべからず。同前。(沙汰篇追)

⑪後二條天皇、乾元二年即ち嘉元元年二月十二日。

官人等望む所、再か訴訟の事、近年長官の舉狀を帯びず、或は辭を勤役に寄せ、或は賜所儀間、(本ノマコ)誤あ直奏の輩あるか。自由の所存、尤然るべからず。向後に於ては、長官執奏せざれば、輒く勅許あるべからず。長官又殊に道理を存し、申沙汰せしめ給ふべしと。

院宣此の如し。仍て執達件の如し。按察使實泰。(吉塊)

⑫後醍醐天皇、延元元年光明天皇建武三年十一月七日。

一、諸國の守護人は、殊に政務の器用を擇ばるべき事。當時の如くば、軍忠を募り、守護職に補せられんか、恩賞を行はるべきは、庄園を充て給ふべきか。守護職は、上古の吏務也。國中の治否、只だ此職に依る。尤も器用の者を補せられ、撫民の義に叶ふ可きか。

一、權貴并に女性禪律僧の口入を止めらるべき事。

一、公人の緩怠を誡めらるべく、并に精撰あるべき事。

此兩條は代々の制法たり。更に新議にあらず。

一、固く賄賂を止めらるべき事。此條又今に始まらずと雖も、殊に嚴密の御沙汰あるべし。假令ひ百文の分限一に際たりと雖も、賄賂をなすは、永くその人を召仕ふべからず。過分の儀たらば、生涯を失はるべきか。

一、殿中付内外、諸方の進物を返さるべき事。上の好む所下心ず之に隨ふ。尤も清廉の化を行はるべし。次に唐物已下珍奇、殊に賞翫の儀あるべからず。

一、近習の者を撰ばるべき事。その君を知らざれば、その臣を見る。その人を知らざればその友を見る云々。然らば君の善惡は、必ず臣下に依て即ち顯はるる者也。尤も其器用を選ばるべしや。又黨類を結んで、互に毀譽をなすは、鬪亂の基、何事か之に如かん。漢家本朝、此儀之れ多し。或は衣裘或は能藝已下、好翫を以て體となし、各々心底悉く相叶ふ者か。違犯の輩に於ては、近邊に召仕ふべからず。尤も遠慮あるべきか。

一、禮節を專すべき事。理國の要は、禮を好むに過るなし。君は君の禮あるべく、臣は臣の禮あるべし。凡そ上下各々分際を守り、言行必ず禮儀を守るべきか。

一、廉義名譽ある者は、殊に優賞せらるべき事。是れ善人を進め、惡人を退るの道也。尤も褒貶の御沙汰あるべきか。(建式)

⑤同三年 光明天皇建武五年
年即ち曆應元年 閏七月廿九日。

一、諸國守護人の事。

右守護に補せらるるの本意、治國安民の爲め也。人の爲め徳ある者之に任じ、國の爲め益なき者之を改むべき處、或は勳功の賞に募り、或は譜第の職と稱し、寺社本所領を押し妨げ、所々地頭職を管領

し、軍士を預置き、家人に充行ふの條、甚だ然るべからず。固く貞永式目を守り、大犯三ヶ條の外、相續ふべからず。爰に近年引付等の奉書を叙用せず、請文に及ばず、徒に旬月を涉り、多く催促を累す。愁鬱の輩、勝計すべからず。政道の違亂、職として斯に由る。仍て違背の科條に就て、須らく改定の沙汰あるべし。(建式追)

⑥同四年 光明天皇
曆應二年 五月十九日。

一、諸國の守護并に武家の御家人等、望み補せる吏務職の知行本所領の事。

右右大將家の御時と云ひ、貞永式目と云ひ、一向に停止せられ詔る。而るに近年禁制に背き、自由の競望を致す。縦ひ面を替と雖も、自今以後、その聞えあるの輩に於ては、罪科に處すべき也。(建式追)

⑦後村上天皇、興國二年 光明天皇
曆應四年 三月十日。 一本十月三日に作る。

一、御下文を給ふと雖も、下地を知行せざる輩の事。

仁政の沙汰たるべからざるの由、前々内談し詔る。引付の行事たるべきの間、向後その沙汰あるべからざる也。(建式追)

⑧同四年 光明天皇
康永二年 四月十一日。

一、御下知御教書并に奉書等に違背し、下地を渡さざる輩の事。

或は裁許せられ或は奉書を成さるるの後、子細を申すと雖も、其理なきに依て、許容されざるの輩、

尙ほ以て下地を押領して煩を成す云々。然る如きの族に於ては、違背の咎に處せらるべきの上、惣別に付け、永く訴訟を聞食さるべからざる也。(建式追)

㊦同年同月廿九日。

一、恩賞遅引の事。忠節拔羣の輩、勳功の賞遅引の族、理訴沈淪云々。宜しく諸訴、奉行人に仰せらるべし。子細同前。(建式追)

㊧同五年光明天皇
康永三年七月四日。

一、諸國守護人以下、使節緩怠の事。

或は下地を沙汰し付くべきの旨仰せ下され、或は論人を催し上ぐべきの由。觸れ遣すの處、遵行遅引の條、甚だ以て然るべからず。向後使者を難澁するに於ては、須らく所帶を收公せらるべし。(建式追)

㊨同六年光明天皇
年即ち貞和元年十月十一日。

輕服人の神事議定に參する例。

康和五年四月六日。陣定、伊勢公卿勅使并に
祈年穀奏幣の事。中納言俊實卿參仕、依始(姑か)服然りと色も廿日
假文除服旨を下され參仕。

壽永二年八月十四日、院に於て議定、神鏡鈿璽御座さす、
何様致すべく候事。權中納言長方、姑母の服と雖も其座に候す。

建久三年八月十四日。陣定、宇佐彌勤寺金燒失、并に八幡宮修
理、并に無(齋か)院禮祭用途の事。參議兼忠朝臣輕服と雖も參入す。

輕服人の神事に從ふ例。

正暦元年九月十一日例幣也。大納言藤原朝光卿輕服と雖も宣旨に依て事を行ふ。

長徳元年六月十六日、月次神今食也。中納言藤原卿仁茂宣に依て假内件の祭事を行はせらる。

長元元年七月十五日。權中納言道方卿、鹿島使官以時請印の事を行ふ。時に
輕服

嘉承二年四月十四日、齋院御禊次第司、右馬允藤原友宗、暇と雖も之を勤仕す。

天仁二年四月十四日、齋院の禊也。參議源顯雅卿、輕服たりと雖も御前に勤仕す。

天永二年二月十一日、春日の行幸也。内大臣、權大納言雅俊卿、參議顯雅卿、輕服内と雖も各供奉

す。(闕大曆)

㊩同天皇、正平元年光明天皇
貞和二年五月二日。廢朝の事、先例を有尋ね、申し入るべきの旨先日勅定あり。

昨日朔日たるの間持參せず。今日女房に付し、之を進上す。その案寫し留め之を續く。

永陽門院の御事に依て廢朝あるべきや否やの例。

八條(院)。鳥羽院御娘、
二條院準母后建暦元年六月廿六日の御事。時に帝。順徳院

同年八月八日。釋奠宴座、并に三道豎義なし。八條院の御事に依て也。

此外公事の省略なきか。

殷富門院。後白河院御娘、安徳、後鳥羽
院、二代準母、順徳院養母。時に帝。順徳院

今度一向に沙汰なきか。

宣陽門院。後白河院御娘 建長四年六月八日の御事。時に帝。後深草院

八月五日。釋奠、宴座堅義を止めらる。宣陽門院の御事に依て也。

此外公事の省略なし。

嘉陽門院。後鳥羽院御娘 文永十年八月二日の御事。時に帝、龜山院

今度一向に沙汰なきか。

東一條院。後宮極殿御娘 佐渡院妃 實治元年十二月廿一日の御事。時に帝。後深草院

今度一向に沙汰なし。

安嘉門院。後高倉院御娘 後堀河準母 弘安六年九月四日の御事。時に(帝)。後宇多院

今度一向に沙汰なし。

鷹司院。猪鬣攝政殿下御娘 後堀河院妃 建治元年二月十一日の御事。時に帝。後宇多院

今日列見、宴座并に音樂等を停止せらる。

此外公事の省略なし。

明義門院。順徳院御娘 寛元元年三月廿九日の御事。時に帝。後嵯峨院

今度一向に沙汰なきか。

式乾門院。後高倉院御娘 四條院準母 建長三年正月二日の御事。時に帝。後深草院

同年二月七日。釋奠宴座并に賢房恐らく堅義なし。武乾門院の御事に依て也。

此外公事の省略なし。

已上、件の年々、遺令奏以下の事、之を行はれざるか。

此外二等親故ある時、遺令なく薨奏の例、猶ほ以て之を存す。兼て又その寄せ御座す女院の御事の時に行はるゝの次第、略し、注進に及はざるもの也。大外記中原ノ師茂。

師利、注進。

承保元年十月六日、故上東門院の遺令を奏せられ、廢朝。三ケ日

件の女院は、一條院の後、後一條、後朱雀院の御母儀、當代の曾祖母也。仍て重々其沙汰及び勅問

あり。今日之を行はる。

嘉保元年九月八日、陽明門院の遺令を奏せられ、廢朝。五ケ日

件の女院は、後朱雀院の後、後三條院の御母儀。

永長元年八月十六日、郁芳門院の遺令を奏せられ、廢朝。三ケ日

堀河院の準御母儀。

文治五年十月十一日、上西門院の遺令を奏せられ、廢朝。三ケ日

後白河院の準御母儀。

承元四年四月十二日、坊門院の遺令を奏せられ、廢朝。三ヶ日
後鳥羽院の準御母儀。

建曆元年十一月十六日 春花門院の遺令、廢朝。三ヶ日

御錫紵の事あり。當代の準御母儀。

安貞二年十月十八日、七條院の遺令を奏せられ、廢朝。三ヶ日

高倉院の後、後鳥羽院の御母儀。

曆仁元年十月廿三日、北白河院の遺令を奏せられ、(廢)朝。三ヶ日

御錫紵あり、後高倉院の後、堀河院の御母儀。

正嘉元年七月五日、承明門院の遺令を奏せられ、廢朝。五ヶ日

後鳥羽院の後、土御門院の御母儀。

永陽門院の御事に依て、廢朝あるべきや否やの事、引勘候の處、弘安五年八月廿三日、正親町院、

土御門院の女、今上後宇多院御位會母(位會二字誤か)御事あるの時、廢朝の事仰せられざるの由、注し置き候。此外今度に相叶ふの

儀、所見勘へ得ず候。内々御意を得べく候。恐恐謹言、清澄。(國太曆)

③同年閏九月五日

仁和寺一品法親王の御事に依て、廢朝錫紵有無の例の事。

無品定憲法親王。今上後鳥羽御伯父。 建久七年四月十八日の御事。

同年六月廿六日、薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を(止む)べきの由。宣下せられ、同日御錫紵。

無品承仁法親王。今上後體羽御叔父。 同八年四月廿七日の御事。

同年五月四日、薨奏あり、廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、宣下せらる。廢朝以後政あるべからざるの由、外記ニ仰せらる。

無品仁助法親王。今上龜山御伯父。 弘長二年八月十一日の御事。

同月廿四日、薨奏あり、廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、宣下せられ、同日御錫紵。

二品圓助法親王。今上後宇多御伯父。 弘安五年八月十二日の御事。

同年七月五日、〇八月、七月當に一誤あるべし。薨奏あり。廢朝三ヶ日の由、宣下せられ、同日御錫紵。

二品覺雲法親王。今上後醍醐御伯父。 元亨三年十月十八日の御事。

同月十九日、薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、宣下せられ、廢朝以後政あるべからざるの由、外記に仰せらる。同日

御錫紵、即ち除御。

右例仰に依て注進件の如し。左大史小槻、清澄。

仁和寺一品法親王御□事により禁裏廢朝御錫紵何様たるべきやの事、粗ぼ先規を引勘候の處御室二品

守覺法親王建仁二年八月廿五日の御事。聖護院無品靜憲法親王、同三年三月十二日の御事、兩法親王

後白河院皇子、後鳥羽院御叔父、帝御從祖父。御室二品道法法親王、建保二年十一月廿一日の御事。後白河院皇子、後鳥羽院御叔父、帝御從祖父。御室道

助法親王、實治二年正月十六日の御事、後鳥羽院皇子、後嵯峨院御叔父、帝御從祖父。件の年々廢朝御錫紵の事、外記所見なく候。その御意を得給ふべく候や。師茂、誠恐謹言。師茂。請文。
一、二等法親王、故ある時 廢朝錫紵ある例。
高食院。

仁安三年四月廿五日、無品道惠法親王薨す。帝御叔父鳥羽院皇子。五月廿一日、薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、之を仰せられ、廢朝以後政始あるべからざるの旨仰せらるゝ也。今日御錫紵、嘉應元年十二月十一日、二品覺性法親王薨す。帝御叔父、同院皇子。同廿一日薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、之を仰せられ、今日御錫紵。
後鳥羽院。

建久七年四月十八日、無品定惠法親王薨す。帝御伯父後白河院皇子。六月廿五日薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、之を仰せられ、今日御錫紵。
同八年四月廿七日、無品承仁法親王薨す。帝御叔父後白河院皇子。五月五日薨奏あり。廢朝三ヶ日、廢朝以後政始あるべからざるの由、之を仰せらる。今度御錫紵の事、所見詳ならざるか。
四條院。

延應元年九月三日、三品尊性法親王薨す。帝御伯父白河院皇子。十月廿二日薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏警蹕を止むべきの由、之を仰せられ、今日御錫紵。即除御。
龜山院。

弘長二年八月十一日、無品仁助法親王薨す。帝御伯父土御門院皇子。同廿四日薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、之を仰せられ、今日御錫紵。
後宇多院。

弘安五年八月十二日、二品圓助法親王薨す。帝御伯父後嵯峨院皇子。十月五日薨奏あり。廢朝三ヶ日、今日御錫紵。後醍醐院。
元亨三年十月十八日、二品覺雲法親王薨す。帝御伯父龜山院皇子。同十九日薨奏あり。廢朝三ヶ日、音奏を止むべきの由、之を仰せられ、廢朝以後政始あるべからざるの旨、同じく之を仰せられ、今日御錫紵。即除御。
一、同法親王故ある時、廢朝錫紵なき例。
龜山院。

文應元年十月廿三日、無品尊守法親王薨す。帝御伯父土御門院皇子。
後宇多院。
弘安三年十一月十一日、無品淨助法親王薨す。帝御叔父後嵯峨院皇子。

伏見院。

正應三年八月十八日、無品忠助法親王薨す。帝御叔父 同院皇子

同六年二月三日、無品最助法親王薨す。帝御叔父 同院皇子

永仁三年七月廿七日、無品慈助法親王薨す。帝御叔父 同院皇子

後伏見院。

正安元年六月七日、二品深性法親王薨す。帝御叔父後 深草院皇子

已上件の年、薨奏廢朝御錫紵等の事なきか。大外記中原ノ師茂。(園太曆)

③同年同月廿七日。

一、文書紛失の輩訴訟の事。

内談方の所務たるべきの由、先日その沙汰ありと雖も、建武三年已前の分に於ては、事書なきの間、委細の旨趣糺明に據るなきか。先例に任せて當知行の實否を尋ね問ひ、證人等あるに於ては、須らく紛失せる安塔の御下文を成し賜ふべし。同年已來の分に至ては、舊規を守り事書在所に於て、恩賞方 安塔方其沙汰あるべし。次に不知行地の事、内談方に於て、且に當時の領主を相尋ね、證跡を糺明し、非すべし。子細同前。(建武追)

③同年十二月十三日。

一、雜掌經營の事。酒肴は假令十結に過ぐべからず。過差の儀、且つ衝重以下、畫圖彫物、一向に之を停止すべし。

一、正月祝亭引出物の事。重物を止め。甲冑、大刀刀、絹布、太刀刀、金銀類、唐物類。銀劔以下の輕物を用うべし。

一、衣裳の事。公家の新制を守り、堅く他の從に隨ふべからず。

一、出仕武具の事。太刀刀の事、先例に準據し、結構の儀あるべからず。次に鞍の事麤品を專にし、金銀の類を交ふべからず。

一、同じく僮僕の事。中間五人 舍人二人に過ぐべからず。將又力者を召し具する事、一向に之を停止すべし。(建武追)

④同三年光明天皇 貞和四年十一月廿五日。詔す。朕罪非薄を以て、忝く羅圖羅、恐を受け、□□萬乘の神器に臨み、聖智明ならず、未だ六合を胸襟に照さず、□□及び難し。上は以て祖宗を欽ひ、下は以て黎庶に慙づ。□□□□、徳乾坤に遍く、明日月に倅し。普天の下、仁風遠朔朔、誤。率土の濱、惠澤廣く被る。而るに□□□□、思を衰城衰、恐の春草に染め、仙棲の號を訪ふて、樂を汾陽の秋水に契る。大なるかな□□。功成り身退く者、抑朝に舊章あり、禮に恒法あり、彛倫の叙る攸る、何ぞ率由せざらん。□□□□□□□□。遐邇に布告して朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。(園太曆)

⑤同七年崇光天皇 觀應三年即ち 後光嚴天皇 文和元年九月十八日。

一、恩賞合給地の事。軍忠の厚薄を謂はず。給人の貴賤を擇ばず、例に任せて先日の御下文を賞せらるべし。

一、御教書に應ぜざる輩の事。仰せ下さるの旨に背くの由、使節注進せしむれば、御定違背の咎に準じ、所帶三分の一を召さるべし。次に使節に對して合戦を致す輩の事、故戦に準ずべし。(建式追)

⑥同年十月廿九日。勅す。母は子を以て貴し。舊史の文斯れ著るし。封は功に依て進む。曩聖の典事に宣ふ。從二位藤原ノ朝臣秀子は朕の母也。柔儀内に備はり、淑貞外に彰はる。厚ふせんと欲するの志、叡念最も深し。是を以て新に茅土の貢を分ち、將に椒庭の禮に準ぜんとす。宜しく色か土五百戸并に年官年爵内外官三分を授くべし。主者施行せよ。(關太曆)

⑦同年十一月十五日。一、兩國御家人等の事。仁治以來の證跡を守るべし。(建式追)

⑧同十三年後光嚴天皇 延文三年六月三日。詔す。徳高き者は餘芳永く傳ふ。功大なる者は遺烈遠く覃ふ。舊史の彛範斯れ著しく、曩聖の格言聿に宣ふ。故□□□□正二位□ノ朝臣□信金石に同じく、操松筠に比す。鴻化を扶て而して賢行を立て、久しく朝の羽翼に備はり、虎旅を掌て兵威を振ひ、専ら國の爪牙たり。是を以て三隊を并て殆んど雲臺四七將の芳躅に軼き、六軍を惣て忽ち柳營一萬里の風塵を鎮す其徽猷を思ふに、盍ぞ褒章を加へん。故に左大臣從一位を贈るべし。庶くば官階の崇號を飾り、式て

泉壤の幽冥を照さん。普く遐邇に告て、朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。(關太曆)

⑨後龜山天皇。天授五後圓融天皇 康暦元年後四月三日。宣旨。

藏人ノ頭左近ノ中將藤原ノ親雅朝臣、左近衛ノ權中將同基明朝臣、右近衛ノ權少將同教冬朝臣、藏人權右少辨藤原ノ朝臣頼房、治部權ノ少輔同朝臣兼宣。

以上宜しく召名を止むべし。藏人ノ頭右大辨藤原ノ俊冬奉ず。(後愚)

⑩稱光天皇。應永廿六年二月三日。

從四位下行大外記清原ノ宗業真人。

正二位行權大納言藤原ノ朝臣公光宣す。勅を奉ずるに、件の人宜しく少納言に任ぜしむべし。正四位上行大外記兼肥後ノ守中原ノ朝臣師胤奉ず。(康富)

⑪後花園天皇。正長二年即ち永享元年八月廿日。奉行人伺事規式

一、出仕。各々結番の次第を守り、參勤せしむべし。但し急事に於ては、非番たりと雖も、之を申すべし。

一、條數の事。三ヶ條に過ぐべからず。不足に至ては、定め置かるゝに及ばず。

一、時刻の事。巳の刻たるべし。猶ほ以後は略せしむべし。(建式追)

⑫同天皇。文安四年六月十五日。從二位行權大納言藤原ノ朝臣宗繼宣す。勅を奉ずるに、關白太政大

臣 宜しく舊の如く藤氏の長者たるべし。左右近府生蕃長各一人、近衛各三人隨身となし、牛車に乗り、宮中を出入せよと。大外記清原ノ真人業奉ず。(康富)

③同一年十一月廿七日乙卯。詔す。朕寡徳を以て嘉符を受け、鳳辰を負ひ、鳥紀を正す。軒丘（本クニ）也就日。未だ蒼生の心を照さず。皇家の聖風盍ぞ羣夷の俗を育せざる。抑も親を貴ぶは禮、族を昵は仁。

これに因て朝章を奕代に關かんが爲め、忽に□□□□□□。洞戸春を迎へて、根英馥を益し、汾陽浪を疊て、金石聲を列す、是れ則ち治世の大猷、達道の厚化、粗ぼ舊典の準的なしと雖も、今特に新制の崇儀を加へ、宜しく□□□□□□□□□□。普ねく遐邇に告げて朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。(康富)

④同五年二月廿二日戊寅。伏して去年十一月廿七日の詔書を見るに、□□□□□□□□。忽ち叡辭に驚いて、更に曩事を想ふに、太上は至尊の號なり。君よりも貴し。天皇は登極の稱なり、常（帝）かよりも大なり。是れ聖主の蹈む所、□□□□□□□□。況んや亦内□□□□の名なく、外□□□□の徳を欠く。唯篤族の高義を以て、豈□□□の憲章を□せんや。崇重を當時に得んは、謗詔を後代に避けんに孰れ。早く□□□□を罷めて、謙下の懇懐を遂げしめよ、謹言。(康富)

⑤同六年（即ち寶徳元年）四月廿九日。左馬ノ頭源ノ朝臣義成。

右少辨藤原ノ朝臣勝光傳宣す。權中納言兼右衛門ノ督藤原ノ朝臣持季宣す。勅を奉ずるに、件の人、宜しく征夷大將軍となすべしと。左大史小槻ノ宿禰長興奉ず。(康富)

⑥同一年同月同日。征夷大將軍左馬ノ頭源ノ朝臣義成。

正三位行權中納言兼右衛門ノ督藤原ノ朝臣持季宣す。勅を奉ずるに、件の人、宜しく禁色を著するを聽すべしと。大炊ノ頭兼大外記源原ノ真人業奉ず。(康富)

⑦後土御門天皇、文明十三年七月廿六日。

- 一、朝倉の家に於ては、宿老を定むべからず。其身の器用忠節によりて、之を申付くべき事。
- 一、代々持來り候などして、無器用の人に、團并に奉行職、預けられ間敷事。
- 一、天下靜謐たりと雖も、遠近の諸國に目付を置き、常に其風儀を窺はせらるべき事。
- 一、名作の刀脇指等、さのみ好まれ間敷候。其故は、假令ひ萬疋の太刀刀を持ちたりとも、百疋の鑓百丁には勝れ間敷候。然れば萬疋を以、百疋の鑓を百丁求め、百人に持せられ候はゞ、一方は相防ぐべき事。
- 一、侍の役なるとして、伊達白川へ使者を立て、能き馬鷹など求めらる間敷候。自然他所より到來せば各別に候。それも三ヶ寺（寺は年の誤か）の誤か。過は他家へ遣さるべし。長持すれば、必ず後悔出來候事。

一、朝倉名字中を初、年の始の出仕、表著布子たるべく候。并に各同名定紋を付させらるべく候。分限ありとて、衣裳を結構せられ候はゞ。國の端々の侍、色を好み、ふきつゝきたる所へ、此躰にては出にくきなどして、虚病を構へ、一年出でず、二年出仕致さゞれば、後々は朝倉の前に伺公の者少かるく候事。

一、家中諸奉公人の内、假令以不器鈴無朝榜に候とも、一心健固の輩には、別して愛憐を加へらるべく候。但し懦弱の族たりといふとも、容儀押立出羣の者は、尤も然るべき供使の用に候の條、是れ亦空しく捨られ間敷候。雙方不足の輩は、介抱甚だ無益たるべき事。

一、無奉公の者と奉公の族と、同鷹益鷹益、恐らく誤。はれ候ては、奉公の人いかてかいさみあるべき事。

一、さのみ事闕き候はずば、他國の浪人などに、右筆させらる間敷事。

一、當家壘館の外、必ず國中に城郭を構へさせらる間敷候。惣て大身の輩をば、悉く一乗の谷へ引越さしめて、其郷其村には、只代官下司のみ、居え置るべき事。(朝倉十七)

○同十五年八月一日。

兵船渡海關役の事。御定法。

九州御對治として御在關の時、渡海御勢の事、赤間關役として仕舟を立つべし。今日當關に於て御評定を経られ、先例に任て御定法せられ畢る、自今以後、この分たるべきの由、儀定し訖る。則ち殿中

日々記せらるゝ所、壁書件の如し。(大内壁)

○同十二年十二月十五日。

御沙汰決斷地、新御恩として、望み申すべからざる事。

沙汰出來の時、理非兩方懸隔に依て、沒收せらるゝ所の所領の事、やゝもすれば、その身則ち新御恩として、御扶持に預るべきの由言上す。太だ以て然るべからず。自今以後に於ては、堅く制止を加へらるゝ者也。此旨に背き披露せしむる奉行人の事、共に以て罪科に處せらるべきの由、仰せ出さるゝ所也。大炊助弘一奉ず。(大内壁)

○同十八年四月朔日。

御相伴衆、著座人數の事。

定。

御相伴衆の事、著座十人に過ぐべからざる也。兼日人數を勘へ、十餘人たるべき非時は之を除く時は、末座の衆より斟酌すべし。別仰出されに依て、召し加へらるゝは制限にあらず。(大内壁)

○同年六月。

諸人郎從受領 并に諸司助の事。

築山殿御代已來、堅く停止せらるゝの處、近年猥りに任ぜしむる條、太だ以て然るべからざる也。郎

從任官の事、建長式目に分明なり。然りと雖も當時都鄙其沙汰に及はざるの間、御禁制能はざる也。受領、并に諸司助に於ては、自今已後、上裁を請はず、任せしむる族あらば、仁治御成敗に云ふ、先代の御法度、其名を止められ、主人に至ては、別して仰出るべき也。仍て壁書件の如し。(大内壁)

同十一月四日。條々。

一、他家の人、同使者參上の時、披露の事、申次當番役の事は勿論也。自然祇候なくば、近習の當番披露あるべし。祇候なくばは、奉行の當番、披露あるべき也。

一、何方へも御出の時、供奉の衆、御中間御小者、御輿昇以下、相觸れらるべき、御禮物已下の事、同じく當番として相調へ、御氣色にしたがひ、供奉衆に渡すべきよし、壁書件の如し。(大内壁)

同十九年御ち長 享元年二月廿二日。

關所の家御定法の事。

侍所より彼役となり、山口中に於て、關所せらるる所の家の事、縦ひその領主たりと雖も、私の儀を以て、成敗あるべからざる也。自今以後、上裁を經、是非を定めらるべきの由、仰せ出さるる所也。此旨諸人存知せらるべきの旨、壁書件の如し。

右衛門ノ尉 弘 康

大 炊ノ助 弘 一 (大内壁)

同四年四月廿日。所々出御の時、供奉衆の下人、御輿近邊に於て、自然高聲に及ぶ事狼籍也。その主人堅固に之を申付くべし。若し猶自由の族あらば、殊なる御成敗あるべきの旨、仰せ下さるる所、壁書件の如し。(大内壁)

同七年七月廿日。諸人の郎從、自然に御家人を望申すの輩、堅固に御禁制也。披露すべからざるの由、仰に依て壁書件の如し。(大内壁)

同天皇、長享元年十一月十日

右か今の時節の事は、御參洛御用意の時節、此の如く仰出され候ひ畢る。

御參洛に就て、無足不足の仁たりと雖も、望みに任せて供奉せしむべし。御供なきの仁に至ては、或は山口に於て祇候を致し、御番を勤め、或は御用に就て相勤むべき者也。御家人に於ては、此時先悉に山口に至て參上を遂ぐべきの旨、同名又は同郷近邊の衆中に對して、告知しむべきの由、仰出さるべき也。壁書件の如し。(大内壁)

同二年正月廿日。京上并に御用以下に就て、兵船として點置せらるる所の船の事、御支配諸人の時限日あり。別に糧米下行せしめ乗用すべし。然る上は船賃同じく水手賃、其沙汰有之べからず。前々此分たるの處、去年點船、御支配の時、諸船舟賃の事等申掠也。回船商賣船の準據の如く、恣誤字依賃糧米を執るべきの由申間、上洛の御勢、大略私の故實を以て乗船せしむ云々。以ての外の次第也。

所詮此法式に背き異儀に及び、或は隱船具足等の事あらば、その船頭を執へ、御支配の仁、心に任せ
て受用すべきの由、御評議一同に畢る。此旨存知すべきの由、仰出さるべき也。執達件の如し。

- 大 炊ノ助判弘一
- 左衛門ノ尉同武明
- 左衛門ノ尉同武道
- 近 江ノ守同房行
- 肥 後ノ守同弘矩

陶 中務ノ少輔殿 (大内壁)

○同天皇、延徳元年十二月十九日。

殿中見物、御禁制の事。

殿中見物の仁の事、堅固に御禁制の處、動もすれば知番の族、密々を以て許容せしめ、常御座鋪邊に
至るの條、以ての外の次第也。自今以後に於ては、御庭たりと雖も、見物の者を入れざれ。縦ひ出仕
祇候の人たりとも、外様衆に於ては、奥を見すべからず。若し此旨を背くに於ては、殊なる御成敗あ
るべきの由、仰出さるる所也。仍て壁書件の如し。(大内壁)

○同三年十一月十三日。

御勘氣を蒙るの仁、御定法の事。

御家人を放たるゝの輩暫時たりと雖も、出仕を止むべきか、仰出さるる族、以同前。の事、殺害及傷せられ、或は耻辱横難に逼り、縦ひ又
如何體の子細ありと雖も、既に御勘氣を蒙るの上は、公界往來の準據たるべきの間、その敵御罪科あ
るべからざるの由、御法を定められ畢る。光孝寺殿畠山徳本管領職の御時、御成敗斯の如し。御分國中
の仁、此旨を守るべきの由、仰出さるる所、壁書件の如し。(大内壁)

○同四年即ち明應元年五月二日。

諸人の被官公役 御法を定めらるる事。

御動座に就き、去年の御上洛に依て、先例に任せ赤間ノ關に於て御座船の事 仰せ付けらるるの處、
浦役錢を以て進調を致すべきの由、地下の仁申請の間、懇望に任せられ畢る。然る間彼等相談を以て
當關地下中を支配せしむるの處、或は寺僕と號し、或は武家の被官と號し、出錢を難澁せしめ候事、
地下愁訴一同云々。所詮此の如きの族、公役に違背せしむるに於ては、當關住居を相支へらるべきの
由、仰出さる。若し違亂に及ばゞ、在所と云ひ、交名と云ひ、注進の左右に隨つて、殊なる御成敗あ
るべし。惣別所々に於て、先御代以來、この御定法歴然の處、動もすればその主の號を假り、御下知
を輕んぜしめ、通公役となし、子細を申亂るの輩は、自今以後、其所を追放せしむべき也。右御定法
の事、當關一所に限るべからず。御分國中この準據たるべきの由、堅固に仰下さるる所也。仍て執達

件の如し。

遠江ノ守前司判 正任

木工ノ助 同 弘依

三河ノ守前司 同 重行

杉 信 濃ノ守 殿。(大内壁)

⑤同天皇、明應二年十二月。御前陪膳、并に御劔役の事、先例に任て近習の者の役たるべし。その仁にあらずば斟酌あるべき也。但し別段の仰せ、内々の儀に至ては、其儀たるべきの由、仰に依て壁書件の如し。(大内壁)

⑥同五年正月廿三日。從四位上行少納言兼侍從文章博士大内記越中ノ權ノ介菅原ノ朝臣、誠惶誠恐謹言。

殊に天恩を蒙り、先例に因準して、男正六位上長標を以て、穀倉院の學問科を給ひて、儒業を繼がしめんことを請ふ狀。

右和長謹んで舊貫を檢するに、箕業を菅氏に承け、燈科を穀倉に給ふは、皇家の嘉猷、吾道の故實也。菅に丙闕誤ああるのみにあらず、況んや復た數年の愛に任せ、和長不惑の齡に近しと雖も、未だ内擧の志を達せず。常に鶴龍の思に苦しみて、而して螢案雪の勤を勵ます。望請す、天慈、先例に因準し

て、件の長標を以て、學問科を賜はじ、彌々蓬島の聖風を扇げて、式て杏壇の遊學に誇らん。和長誠惶誠恐謹言。從四位上行少納言兼侍從文章博士大内記越中ノ權ノ介菅原ノ朝臣和長。

正三位行權中納言藤原ノ季種宣す。勅を奉ずるに、請に依れ。大外記中原ノ朝臣師富奉ず。(和長)

⑦同年六月五日。宣旨。

正二位藤原ノ朝臣。教秀

宜しく從一位に叙すべし。

藏人ノ頭左中辨藤原ノ宣秀奉ず。(和長)

⑧同六年六月十八日。詔す。聖君必ず賢臣を擧ぐ。月の日に配するが如し。左輔兼て右弼を濟す。陰の陽に遇ふに同じ。執政九人、久しく寶祚を持つを得と雖も、禮樂三代、恐くは是れ叨に以て庸菲、羽翼の功を思ひ、上文中、脱重ねて股肱の力を假る。右大臣藤原ノ朝臣基才器飲る微く文質克く調す。誤字符節を朝廷に合す。況んや柱礎を邦國に立つるをや。夫れ萬機巨細、百官己を摠べ、皆先づ關白し、然る後に奏下する、一に舊典の如くせよ。庶くは唐陶氏の嘉模を資て、師尙父の遺美を墜す莫らん。遐邇に布告して、朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。(和長)

⑨後柏原天皇、永正六年六月十五日。宣旨。

前ノ左大臣藤原ノ朝臣 長

宜しく除服出仕せしむべし。

藏人ノ頭右近衛ノ權中將藤原康親奉ず。(宗綱)

同八年十二月六日。伺事の條々。

一、結番の次第を守り、各參勸せしむべき也。訴陳之儀、巡番として先づ一ヶ條、伺ひ申すべき事。

但し訴陳の儀、子細あつて多く逗留せば、自餘の伺事斟酌仕るべし。

一、急事にあらざれば、非番の輩、斟酌仕るべし。仰出さるゝ子細に於ては、是非に及ばざる事。

一、仰付らるゝ御返事等、指せる急事にあらざれば、當番伺ひ申すべき事。(建式追)

同十六年八月。

一、刀衣裳、人のごとく結構に有べしと、思ふべからず。見ぐるしくなくばと心得て、なき物をかりもとめ、無刀かさなりなば、他人のあざけり成べし。

一、出仕の時は申すに及ばず。或は少き煩所用これ在り、今日は宿所にあるべしとおもふとも、髪をばはやくゆふべし。はふけたる躰にて、人々にみゆる事、慮外又つたなきこゝろなり。我身に由斷がちなれば、召仕ふものまでも、其振舞ふ程に、嗜むべし。同じくたけの人の尋來るにも、とくつさまはりて見ぐるしき事なり。

一、出仕の時御前へ參るべからず。御次に祇候して、諸傍輩の躰見つくるひ、さて、御とをりへ罷出

べし。左様になければむなつく事、有るべきなり。

一、仰出さるゝ事あらば、遠くに祇候申たりとも、先づはやくあつと御返事を申し、頓て御前へ參り御側へはひくゝより、いかにも謹で承るべし。扱いそぎ罷出御用を申調、御返事は有りのまゝに申上べし。私の宏才を申べからず。但又事により、此御返事は何と申候はんと、口味ある人の内儀を請て申上べし。我とする事なかれといふことなり。

一、宿老の方々、御縁に祇候の時、腰を少々折て手をつき通るべし。はゞからぬ躰にてあたりをふみならし通る事、以ての外の慮外なり。諸侍いづれも慰懃にいたすべき也。

一、奉公のすきには、馬をのりならふべし、下地を達者に乘ならひて、用のたつな以下は稽古すべきなり。

一、文武弓馬の道は常なり。記すに及ばず。文を左にし武を右にするは古の法、兼て備へずんばあるべからず。(早廿二)

後奈良天皇、天文十六年丁未二月二日。晴信公、山本勘介をめして、軍法備の立様を申せとあれば勘介終に立様の事、仕たる事これなしとて中々申上えず。晴信公仰らるゝは、我等家に久しき武功の者共、中に就て足輕大將に、原美濃、小幡山城、多田三八。武者奉行に、加藤駿河、其外弓矢功者の者申は、武篇は仕るといへども、去る天文十五年三月十四日に、信州戸石合戦に、味方既に敗軍に及

ぶ時、勘介仕様をもつて敵を南へむけ、しかも味方勝となる。人間のわざにてなし。摩利支天のなさるゝごとくなれば、勘介は弓矢の知識と、老若共に申間、軍法の事少も心をさなく申候へ。第一我等のためなりと、晴信公仰せらるゝ。そこにて勘介申上る。軍法は御法度を能たてなされ候て常にあつかひ、御家くせの様になく候ては、軍兵の御拵なり兼候て、御勝利あやうく候と勘介申上る。晴信公法度の様子はいかんと仰せらるゝ。よき御法度もつて、諸人大小上下の形義作法をよく定めなされ候はゞ、其後諸人よく上中下のさを存じ、上から下々に至るまで、よき軍法を願申處へ、我等不案内にて候へば、承及たる三略とやらんに伍と申儀と、さては軍林寶鑑と申す物の本に、御座候げに候間、是をもつて御工夫あそばし、諸葛孔明の八陣の圖を御屋形様御手前にて、諸人の合點仕る様に、和げなされ、御尤にて候。からの軍法、一に魚鱗、二に鶴翼、三に長蛇、四に偃月、五に鋒矢、六に方向、七に衡軛、八に井子行。是よきと申ても日本にては皆合點仕らず候。其儀晴信公、御分別次第になされ、諸人の是をよく存ずる様になさるべきと、山本勘介申上る。其年天文十六年丁未六月吉日に、晴信公御工夫あり。先御持國中諸法度のために、新式目をのべられ、五十五ヶ條の法度あるは、ゆく／＼軍法のため也。是晴信公廿七歳の御時、三河牢人山本勘介五十五歳の時、申上て此の如し。右式目後二ヶ條入て五十七ヶ條なり。晴信公仰らるゝ。法度をたてゝと申は、とをさ儀なり。即時に軍法能事はあるまじきかとおほせらるゝ。能き御法度は國持大將の慈悲をもつてなされ候。子細はよ

き法度にて諸人の行義作法、能く罷成、人行義よければ實なり。作法よければ一切の善惡を分て、よく合點いたす。よく合點いたせば、義理を存る。よく義理を存ずれば、うしろぐらき事少もなくして主君の御ためを大切に存る。主君のためを大切に存ずれば、法度にそむかず。諸人此の如くなるるときは、軍法よし。軍法よければ備よし。備よければ、味方の諸人勝事疑なし。勝利疑なければ、みだるゝ國をさりとて、大將よくおさめ給ふ。國おさまれば、諸人御恩を下され安堵いたす。さてこそ法度は慈悲よりおこると承て候。さりながら慈悲より出るよき法度は、寸善尺魔と申て、善には必ず邪魔出來して、調兼申物にて候間、サめては十年もならしをなされずして、急に仰付られば、御法度さゝかね候て、結局あしき事になり申べく候と、山本勘介申上る故、晴信公の新式條なり。また御法度に背く輩これあらば、見出し聞出し申上る、御目付に御中間かしら衆十人、其依怙最員これあるかとて、廿人衆頭十人は、是横目なり。殊更近習歴々を目つけ出入る事、人めにたゝず、さ候て音信にめくみ候へば、何といたしても申残す事おほし。左様に依怙あれば隨分の侍衆子共、或は親類遠類の廣き人の事をば、大事になる儀をも、あらためず。さ候て少身のひとり者をば、少の科をも大きに申べし。所詮中間頭倅者頭は、何に付ても人をおかね申さず。其上目付横目とて、口塞に大身小身みな使をこし出いらば、よく目にたち申べきと有儀は、内藤修理、晴信公へ申上て是をさだめらる。但兩衆其役たがひにかはり不同也。以上。(甲陽)

⑤同年同月、定め置く五十五ヶ條の内。

一、亂舞遊宴野牧河狩等に耽り、武道を忘るべからず。天下戰國の上は、諸事を抛て武具の用意、肝要たるべき事。

一、被官出仕座席の事。一兩人定め置く上は、更に之を論ずべからず。摠別戰場にあらずして意趣を論ずるは、却て比興の次第也。

一、縦ひ其職に任ずと雖も、分國諸法度の事、違犯せしむべからず。細事たりと雖も披露を致さず、恣に執行せば、早く彼の職を改易せしむべし。

一、近習の輩、番所に於て、縦ひ留主たりと雖も、世間の是非並に高聲、之を停止せしむべし。(信玄)
⑥正親町天皇、永祿元年四月、九十九ヶ條の内。

一、戰場に於て、聊かも未練を爲すべからざる事。吳子に曰く、必生は則ち死し、必死は則ち生く。
一、武勇専ら嗜むべき事。三略に曰く、強將の下弱兵なし。

一、弓馬の嗜み肝要の事。論語に曰く、異端を攻るは、是れ害のみ。

一、學文油斷すべからざる事。論語に曰く、學て思はざれば則ち罔し、思て學ばざれば則ち殆し。
一、歌道嗜むべき事。歌に、數ならぬ、心のどかに、なし果し、しらせてこそは、身をもうらみめ。
一、家中の郎從に對して、慈悲肝要の事。三略に曰く、民を使ふ四支の如くす。

一、家來の者、冠落の時、縦ひ造作入り候と雖も、一途に下知を加ふべき事。軍識に曰く、士を思ふ渴するが如し。

一、忠節の臣は忘るべからざる事。三略に曰く、善惡同じければ則ち功臣倦む。

一、家來の者共、無覺悟にあらず。不便に就て據なきは、一往は合力を加ふべき事。語に曰く、一年の計は五穀を種うるに如かず。十年の計は木を種うるに如かず、一期の計は人を立つるに如かず。

一、毎日出仕、懈怠すべからざる事。語に云ふ、行ひ餘力あらば、則ち以て文を學ぶ。付。出仕の時、先づ人並の所に在り。その後奥へ參るべし。畢竟我が座敷あるべし。見合せ肝要の事。語に云ふ、三日相見されば舊時の看をなす莫れ、況んや君子に於てをや。

一、人を召し使ふ様、その器量に依て、用所申付くべき事。古語に云ふ、良匠は材を捨てず、上將は士を棄てず。

一、武具懈怠なく誘ふべき事。語に云ふ、九層の臺も、累土に起る。

一、出陣の砌、一日も大將の跡に残るべからざる事。語に云ふ、鐘聲を聞て憂へ、鼓聲を聞て嘉ぶ。
一、馬に精を入るべき事。論語に云ふ、犬は守禦を以てし、馬は勞に代ふるを以てし、能く人を養ふ者なり。

一、敵味方打向ふ時、未だ備を定めざる處を撃つべき事。語に云ふ、能く敵に勝つ者は無形に勝つ。

又曰く、驀面家風擬議を容れず。

一、軍の時遠懸すべからざる事。司馬法に曰く、奔るを逐うて列を踰えず。是を以て軍旅の固を亂さず、行列の政を失はず、人馬の力を施さず。

一、勝軍に至らば、足を立てず押付に乗ずべし。但し敵の同勢、其備を崩さざれば持直すべき事。三略に曰く、戦は風の發するが如くす。

一、軍近付かば則ち人衆荒く拵ふべし。故は士卒は怒を移して拵ぐ者也。司馬法に曰く、威を少くして柔なれば、則ち水の弱さが如く、人狎て之を翫ぶ。威を多くして剛なれば、則ち火の熱するが如く人望んで之を畏る。

一、敵の多勢、並に備へ、其外、人前に於て宜しき様を談ずべからざる事。三略に云ふ、辨士をして敵の美を談説せしむる莫れ。

一、諸卒敵方に對して、惡口を道ふべからざる事。語に云ふ、蛄蛄誤字を呵起すれば、奮迅して龍となる。

一、縦ひ心安き親類被官たりと雖も、柔弱の趣を見すべからざる事。三略に云ふ、勇なければ則ち吏士恐れず。

一、敵陣に於て不慮を撃つ時、本道を閑き格外の道路を求めて、而して擬すべき事。語に云ふ、明に

棧道を修し、暗に陣蒼を渡る。

一、家來の者一旦誤り候と雖も、糺明して而して後覺悟を直すに就ては、夫に隨つて悔返すべき事。語に曰く、勇潔以て進むは其潔を與へん、往事を咎めず。

一、父無覺悟故に成敗すと雖も、其子別して忠功を抽るに於ては、鬱を散すべき事。語に曰く、犁牛の子驂且角ならば、用ひざらんと欲すと雖も、山川其れこれを舍かんや。

一、人數拵の様子、和敵、破敵、隨敵の分別肝要の事。三略に云ふ、敵に因て轉化する。

一、食物到來の時、眼前伺候の衆に、少し充成とも配分すべき事。三略に云ふ、昔日良將の兵を用うる、箆膠を饋る者あらば、諸河に投ぜしめ、士卒と流を同じうして飲む。

一、出働く時、食物を夜中に服し、陣屋より唯今敵に合ふ様に出立ち、打歸る迄少しも油斷すべからざる事。云ふ、無爲を城と爲し、油斷を敵と爲す。

一、餘りに人を疑心すべからざるの事。三略に曰く、三軍の禍も、狐疑に過ぎず。

一、佞人の心持つべからざる事。軍識に曰く、佞人上に在れば、一軍皆誣ふ。

一、召の時、少も遲參すべからざるの事。語に云ふ、君命して召は駕を俟たずして行く。

一、武略其外隱密の義、他言すべからざる事。易に云ふ、其機密ならざれば則ち害を成す、史記に云ふ、事は密を以て成り、語は泄を以て敗る。

一、味方敗軍に及ばゞ一入持ぐべき事。穀梁傳に云ふ、善く陣する者は戦はず、善く戦ふ者は死せず。
一、利劔を用ひて、聊かも鈍刀を帶すべからざる事。云ふ、鈍刀骨を截らず。
一、宿其外歩行の時、前後左右に心を付て、油斷すべからざる事。臣軌に曰く、事慎まざるは、敗を取るので道なり。

一、人の命を取る事 努々これあるべからざる事。三略に曰く、國を治め家を安ずるは人を得る也。國を亡し家を破るは人を失ふなり。

一、千人、敵に向はんよりは、百人の横入れ然るべき事。古語に云ふ、千人、門を推すは、一人、關を抜くに如かず。

一、吾逢帥摸様、雜談すべからざる事。語に云ふ、擧れば差互す。又古語に云ふ、毫釐差有れば、天地懸隔す。

一、兵法理方の秘術等、少々知らずと雖も、知り候様に持ち成し苦しからざる心持ち、數多これ在る事。古語に曰く、聞時九鼎重く、見後一毫輕し。

一、御歸陣の砌、片時も御先へ歸るべからざる事。語に云ふ、終を慎しむ猶ほ始の如し。
一、内外の償、一方は自力を以て成し、一方は知行を以て調ふべし。兩方共に知行を以て効さば必ず不た足るべき事。古語に云ふ、善く行く者は雙足を擧げず、又云ふ、春色高下なく花枝自ら短長。

一、縦ひ多勢たりと雖も、備薄きは撃つべし。又少衆たりと雖も、備厚きは之を思慮すべき事。兵書に云ふ、堂々の陣を伐つ莫れ。正々の旗を遮る莫れ。之を伐つ卒然の如し。卒然は常山の蛇也。首を伐てば則尾至り、尾を伐てば則ち首至り、中を伐てば則ち首尾共に至る。之を伐つに法あり。

一、儀兵にあらずして、異體の形を以て、起居動靜すべからざる事。語に云ふ、君子重からざれば則ち威あらず。

一、毎事油斷すべからざる事。論語に云ふ、吾日に吾身を三省す。付。縦ひ夫婦一所に在りと雖も、聊かも刀を忘るべからざる事。云ふ、殺人刀、活人劔。又風呂に於て、顔并に兩手の垢、人に執ら

すべからざる事。又不斷に挑燈を燃すべからざる事。(信玄)

⑥同八年乙丑正月。飯富兵部少輔、御成敗なさるゝ子細は

一、信玄公、御わかき時分より、兵部御よびある時、御返事すぐに申上げず候也。
一、弓矢の儀にも、信玄公もとき申やうに、諸傍輩中にて申候。勿論老功の家老なれば、いかで諫申上る儀、承引なさるまじき事にあらず候へ共、諸人面前にをひて家老にもとかるゝやうなれば、諸軍信玄公をかるしめ申へきと思召し、能き事をも、飯富兵部申すをば取あげなされざる事。

一、大將たらん者は、大敵、強敵、弱敵、破敵、墮敵、五つの敵にそれ／＼の會釋ある所に、越後謙信強敵の然も破敵なるに、信玄公種々武略工夫は成されて。勝利の分別を、信玄弱き様に申す事は

飯富兵部一人の口より出づる事。

一、越後謙信に對し、信玄公武略の分別よければこそ、五年以前九月十日、川中島合戦に、謙信をくれをとり、其年十月越後堺長沼迄備を出し、一日逗留し、早々引入候。其後五年以來信濃へ出ず候處に、信玄味方よりは、四年以降堺目をこし、越後のうちを焼働仕る事、高坂彈正一人の覺悟にて働く、信玄公の御力をかり申さずして此の如くなるは、信玄公の御弓矢、輝虎より弱きにてはあらずまじく候事。

一、義信若カ氣故、恨なき信玄に逆心を企さする、談合相手の棟梁に、兵部成り候事。此五ヶ條、御書立をもつて、飯富兵部御成敗なり。(甲陽)

Ⓔ 同天皇、元龜二年辛未八月。

一、申酉兩年の御備書付、御分國中へ廻しなされ候。跡部大炊、助原隼人、助、之を奉る。
一、來年は無二に尾濃三遠の間に至まで干戈を動かし、當家興亡の一戦を遂ぐべきの條、累年の忠節此時に候間、或は近年隱遁の輩、或は不知行故蟄居せしむる族の内、武勇の輩選出し、分量の外、人數を催し出陣せしめ、忠節の戦功を抽んでらるべきの儀、年内油斷なく支度肝要の事。
一、向後一戰場に於て、戦功を抽る輩に至ては、忠節の淺深に依て、貴賤を撰まず、所望を叶へ所領を出すべきの事。

一、各家中の親類被官、累年武勇名譽の人、軍役を勤る輩、注文を以て申達せらるべし。向後進退相當恟意恟、恐らく誤字。を加へ、又忠節の戦功に隨つて、直恩を出すべき事。

一、自今以後、厚板、蒔板、縹子、段子、綾、上々の島等の衣装を始めとして、無用の費を略し、畢竟武具の調、在陣の支度、専ら用意の事。

一、頃る諸軍共、餘りに弓空穂、見苦しく候の條、外見如何に候。向後武勇に叶ひ、他見然るべき様に申付らるべく候事。

一、立物鍵驗、并に朱四手等、累年の如く相違すべからず。肝要新調法尤に候事。

一、知行役の人數先例の如く、武具等一樣も、闕く所なく支度の事。

一、身の分限を過て乗馬を嗜む事。

一、近年は諸手共、馬介具不足の様、見及び候間、堅く穿鑿ありて、分量相當嗜み候様に、申付らるべき事。

一、當時鉄炮肝要に候間、向後長柄を略して器量の足輕を撰み、鉄炮持參、併て忠節たるべし。(本、著別、恐らく誤)鉄炮糺明せしむる上、鉄炮帶し來るべきの様子、後日下知を成すべきの事。

一、弓鉄炮鍛練なきの族、一切に持參せしむべからず候事。

付。向後は陣中に於て、節々檢使を以て相改め、弓鉄炮鍛練なきの族は、過怠あるべき事。

一、長柄持鍵、共に柄打柄たるべき事。

付。此頃長柄の實、一段疎の間、自今以後、別して結構支度の事。

一、乗馬歩兵共、一統の指物申付け、戰場に於て剛愎歴然の様、申付らるべき事。

付。指物小旗の儀は、隨身たるべきの事。

一、大小人共に、一年の内、一戦に及ぶの砌、戦功を抽んづべく、手分手組等兼日相定められ、何時も催促次第に出陣せしめ、武勇を勵むべき仕置、肝要の事。

付。各存じ寄り行だて、書付を以て、勝頼披見に入れらるべきの事。

一、小旗差物、新調の事。

一、貴賤共に分量の外、鉄炮の玉薬支度、忠節たるべき事。

一、討死并に忠節の人の遺跡、幼少は十八歳に至る迄、武勇の人を以て、陣代申付けらるべし。但し堪忍分に於ては、不足なく之を渡すべし。然して十八歳の翌年に及ばざ、速に知行被官以下、還付すべきの旨、檐か詞を以て相定めらるべきの事。

一、向後陣中に於て、貴賤共に振舞、一切之を停止すべし。然らば則ち定器の外、椀折敷以下、無用の荷物帶し來ること禁法の事。以上。(甲陽)

⑤後陽成天皇、慶長二年三月廿四日。

一、御上使并に御下代、御下國の時、馳走の儀、精魂を竭すべし。御振舞の送馬、其外念を入れ、奔走せしめ、餘仁に抽んづるに於ては褒美を加ふべし。

付。其時案内の者相添の者申す次第、萬氣遣すべき事。

一、軍役武具等、不斷相嗜むべき事、本道たるべし。一稜餘仁に抽づれば加増すべし。第一鉄炮弓馬専ら心懸くべき事、軍法別紙にこれ在り。

一、諸事分限に隨ひ相嗜むべき事。

付。奉公の透を以て、第一書學并に藝能心懸くべき事。

一、給役過る上は、奉行中へ相理り、その上を以て有り様引くべし。御急用の時は、本軍役の外にも人數相かさみ勤むべし。奉行へ重て理りを遂げ、公役引くべし。如何様の事に候共、一人を二人引く事、停止の事。

一、給役免許は、分明に判形これある外、如何様の理り申し候共其用捨仕らず、堅く申付くべき事。

一、方々へ使、并に奉行遣すに付、公使免許の事。他國へは五人前、畑安喜へは三人前、中五郡に於ては二人前也。少分限は、是非に及ばざる事。

一、知行上表仕る者、無力歴然に於ては、召し上げらるべし。若し自由の覺悟を以て、上表仕る者は、曲事に行ふべし。了簡に及ばざるは、其年十二月迄、奉公相勤め、其上を以て上表すべき事。

一、馬の事。三町分限迄は、鞍皆具、形の如く仕合せ所持すべし。是より分限の者は、相嗜むべき儀勿論也。三町より下の者も、嗜むに於ては褒美を加ふべき事。

一、又若黨、又小者の事。

付。直々の者内外共に相交り候事、堅く停止の事。(元親百ヶ條)

第五篇 卷六

中古の六

神官僧侶の七

①圓融天皇 天延元年五月三日丙辰。藥師寺を造るべきの國々を定めらる。大和、伊賀、美濃、播磨備中、備後 安藝、周防、讃岐、伊豫、十ヶ國なり。(紀略)

②同天皇、天祿四年即ち天延元年九月十一日。太政官、民部省に符す。

伊勢ノ國安濃ノ郡を以て大神宮に加へ寄せ奉るべき事。

右内大臣藤原兼道宣す。勅を奉ずるに、件の一郡宜しく彼大神宮に加へ寄せ奉るべしと。省、宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。仍て件の安濃ノ郡の官物官舎の類は、弘仁八年十二月廿五日の格に準じ、之を行ふべし。符到らば奉行せよ。從四位下行權左中辨兼東宮ノ學士文章博士菅原ノ朝臣正、左大史正六位上伴ノ宿禰。(符宣抄)

③同天皇、天延二年八月十一日丙戌。中納言源延光仰せて云ふ。石清水八幡宮、來る十五日の放生會に、宜しく雅樂寮に仰せて、諸節會に準じ、音樂の官人、唐、高麗の樂人、舞人等を率ゐ、今年より

永く彼の會に供奉すべしと。又仰せて云ふ。宜しく左右の馬寮に仰せて、十列の御馬各々十疋、今年より隔年に彼の會に供奉せしむべしと。又仰せて云ふ。放生會は宜しく左右近衛府に仰せて、御馬乗の近衛各々十人、今年より隔年に供奉せしむべしと。(紀略)

④同三年二月十九日壬戌。石清水臨時祭日の供給を定めらる。年來畿内の諸國之を勤む。國々の愁によつて、永く内藏穀倉院を以て奉仕せしむべきの由、仰せ下され了る。(紀略)

⑤同年同月廿五日。
別當參議行左衛門、督兼伊豫ノ權ノ守源ノ朝臣重光傳宣す。典侍從四位下藤原ノ朝臣貴子宣す。勅を奉ずるに、彈正式に云ふ。車馬の從者、一位十二人、二位十人、三位八人、四位六人、五位四人、六位以下二人と。但し祭使の日に至つては、四位八人、五位六人、六位四人と。爰に年來の間、諸祭使に供奉するの輩、人の貴賤に依る無く、位の高下を別たさず、率ゐる所の從類、多く式數に倍す。就中賀茂石清水等の使の隨從等、率ゐる所の從者涯岸あるなく、着する所の衣裳、綾羅錦繡にあらざれば莫^{誤字}着用せず。唯に朝草の重科を慎まざるのみならず、諸官緩怠して糺行せざるの致す所なり。自今以後、宜しく檢非違使に仰せ、重ねて禁遏を加ふべし。若し制旨に乖き、式數の外、過差の從類あらば全く其の身を捕へよ。但し□服に至ては、舊に任て破却し、將來を慎ましめよと。右衛門ノ權少尉平ノ祐之奉ず。(政略)

⑥同年三月一日。太政官符す。

一、同じく賀茂齋院禊發の日、供奉の諸司諸衛の官人、同社臨時の祭、并びに石清水の宮臨時の祭の使、舞人陪從等、從(類)數多及び非色の衣袴を着するを禁制すべき事。六ヶ條内、從者を定む。

四位八人、五位六人、六位四人。

右從者等、位階に從つて其の數あり。式條在^{在は}而るに年來の間、人心嶮岨、好んで多數を率ゐる或は七八十人、或は五六十人。弓箭を帶し綾羅を着し、騎馬の後に奔走し、塵埃の中に眩耀す。梟惡の士相加はり、動もすれば鬪亂傷害を致す。是れ尤^{誤ら}雜人猥裏^{誤ら}各々威權を争ふの致す所なり。

仍て神事の日、從者の數、時宜を置^量加へ定むる所、□此の法を持守して、以て疎漏する勿れ。非色の衣袴は、尋常の時、諸人の着する所、仕^任先制同じく禁制す。夫れ政に弛張あり、事有^本治置宜立法^本以下、著する所の絹袴、勿^本□^本勘。以前の條事件の如し。中納言從三位兼行民部卿藤原ノ朝臣文範宣

す。勅を奉ずるに、若し符旨に乖き違犯を致す者あらば、僧侶は其釐務を停め、公請に預らしめず、俗官は位蔭を論ぜず、違勅(の罪)を科せん。法官糺さず、他の爲に告げらるゝも、亦同罪と。諸司承知して、宣に依て之を行へ。違越するを得ざれ。符到らば奉行せよ。權左中辨菅原ノ朝臣輔正、左大史春日ノ朝臣良辰。(政略)

⑦同天皇、天元二年二月十四日 太政官、太宰府に符す。

筑前ノ國に坐す宗像ノ宮の大宮司に正六位上宗形ノ朝臣氏能を補任すべき事。

右神祇官貞元三年八月五日の解を得るに稱く。彼の宮司并びに氏人等去る天延二年二月五日の解狀に稱く、此の宮世初の時より、已に日本の固たり。其の奇異縁起は、勝計すべからず。謹んで舊例を檢するに、去る天慶年中以往、件の宮司を置かず。只神主の職を以て雜々執行の長と爲す。其の時□慶度々の祭、只だ山海に臨み、漁獵を先きとなす。而るに藤原ノ純友の凶亂、和平の後、正一位勳一等の階に登坐す。こゝに源ノ清平朝臣彼の時の大貳たるの間、公家に言上し菩薩位を授け奉るべきの由託宣頻に了る。仍て且つ託宣の旨言上の解文を注し、且つ少貳藤原ノ朝臣惟遠を使となし、菩薩位を授け奉る。それより以來、長く獵山漁海の祠祀を停め、法施登覺の善根を修し、年首歳末ともに香花を薫じ、或は五日或は三夜、僧侶を囑し法味を唱へ、彼の田獵の料を移し、此の功德の施に充つ。時に大貳清平朝臣、宮司の職を置き、執印勤行せしむべきの由、初めて以て定め行ふの日、神主を以て兼ね行はしむ。其の後踵を繼いで、任じ來るの間、未だ必らずしも官符を蒙るあらず。只府國に就て遞に以て競望す。仍て神田地子三時六度の祭料と雖も、更に其の用を闕き、狂狂して贖贖か勞を爲す。之れに由つて神宮の雜務、陵遲せざるはなし。是れ即ち官符を蒙らず。件の職に補任するの到致す所也。重て傍例を檢するに、筑後ノ國に坐す高良大神宮司、代々の國司、郎等一人を以て、檢校の職に

補任し、執印行事せしめ、遷替の日に至る毎に、勤惰を辨せず、弃て、以て京上す。仍つて去る安和二年八月五日、初めて官符を蒙り、大神宮司に補任する以降、神威彌々嚴にして修治怠るなし。加以ならず當國、住吉、香椎、筑紫、竈門、宮崎等の宮、皆大宮司を以て、其の所の貫首となす。而るに當宮一人を以て兼任し、其の職を分ち置くなし。本ノ、校是於等之例誤字あらん。事の寄せ、輕きに似たり。方今件の氏能、已に擬任の職たり。能く先祖の風を知り、才幹相備はり、尤も推舉するに足る。仍て言上する件の如し。望請す、神祇官、官に言上せられ、官符を太宰府に下し給ひ、件の氏能を以て大宮司の職に補任せられ、將に執印勤行せしめん。然らば則ち社務闕るなく、祠祭勤むるあらんと。官、解の職に依て、謹んで官裁を請ふと。中納言從三位兼行左衛門ノ督源ノ朝臣重光宣す。勅を奉ずるに請に依れと。府宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左中辨藤原ノ朝臣、左少史牟久ノ宿禰。(符宣抄)

⑧同五年三月廿一日。左大臣宣す。勅を奉ずるに、賀茂齋内親王行禊の前驅、并びに發使等の陪從、其の品秩に隨つて、各々定數あり。而るに年來唯其の數の過差のみならず、兼ねて又綾羅を著し光華を施す。之に因つて禁制の旨、直誤字三重疊す。而るに檢非違使等其の由を存じながら、偏へに神事と稱し、制止を加へず、還つて憲法を忘る。今須らく重ねて先定に任せて、慥かに禁遏を加ふべし。禁色を着するの輩に至つては、全く其の身を捕へ、着用せしむる主人脱文あらん。然る後に昇殿の人は、そ

の昇殿を停め、以外の輩は、釐務に預らしめざらん。若し使官人等、猶ほ阿容を致さば、重所勘責、將に方來を懲さんと。大外記兼主税、助菅野ノ朝臣忠輔奉ず。(政略)

⑨花山天皇、寛和二年二月十六日甲寅。近江ノ國大津以北、衣川郷以南の漁獵を禁制す。延暦寺の座主尋禪の奏狀に依るなり。(紀略)

⑩同年六月十六日癸丑。臨時の奉幣、並に諸陵使等を遣はし奉らるべき事を定めらる。これ則ち去年九月中より今に至るまで、一切に世俗の錢を用ゐず、交關の間通ぜず、人民嗟歎せざるなし。茲に因て件の錢は例の如く用ゐんが爲に、神明に祈禱せらるべきなり。仍て陰陽ノ助秦の忠茂をして日時の勘文を擇み申さしむ。但し諸社の奉幣使は來る廿三日、諸陵使は同廿七日、又諸卿一處に會集せられ相共に祈禱せらるべき錢の事は、七月一日に至ると勘申し畢る。(世紀)

⑪一條天皇、寛和二年十二月五日。

左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに、祭祀國忌は、是れ朝章の重んずる所なり。百神如在、七廟惟存の故なり。縦ひ新誠なきも、何ぞ恒規を忘れん。而るに諸卿、式日に至る毎に、動もすれば故障を申し、忽ち綸旨を降すに、猶ほ饗饗饗饗か應少なし。當日の事、既に闕く。後朝の責、益なし。仍て四時の諸祭、二季の大祓、及び東西寺の國忌等、その度数を計り、之を卿相に配し、須らく其の巡を守つて、各々其の事を勤むべし。若し故障不明、當役空闕せば、一年の封戸、半分之を停めよ。但し神今食祭小忌

の職掌は、神祇官をして期に近づいて之を占はしめよ。卜筮の合不、暗に以て知り難し。又釋奠は、則ち先聖を敬するに依るなり。王侯相將、誰か舉首せざらん。追儼は、亦疫鬼を駢るが爲なり。四門相分れ、諸卿これを行ふ。件等の公役は、豫め以て定め難し。宜しく彼の期に臨んで、遞に以て預參すべし。若しまた故なく懈緩し、召あつて闕怠する者は、諸祭國忌等の例に準じ、將に其本封を割き停めん。勅語殊に重し。敢て忽諸する勿れと。大外記大中臣ノ朝臣朝明奉ず。(符言抄)

⑫同天皇、永延二年四月十四日。太政官符す。

一、諸祭使の多く歩卒僕從を隨へ、綾羅繡絹の衣袴を着用するを禁制すべき事。永延四ヶ條内。
右從僕の法、前に品秩を立て、儉約の誠、屢々禁制を降す。而るに頃年の間、諸祭使等、或は數多の歩卒を隨へ、衣袴綾羅を費し、或は七八の童僕を列ね、服用、錦繡を飾る。唯だ尊卑を亂るのみにあらず。最も奢僭を好むに似たり。檢非違使、事を神祀に寄せ、糺彈を加ふるなし。積習の漸、□上僭に及ぶ。同じく宣す。勅を奉ずるに、宜しく特に檢非違使に下知して、此の如きの類は、一切に禁止すべし。若し制旨に乖き、猶違犯あらば、隨ふ所の主人は、違勅の罪を科し、當日の有司は、責むるに同罪を以てせよ。然らば則ち放逸驕慢の輩、永く好服を斷じ、徒從か歩牛馬の走徒か自ら誇麗を禁ぜん。(政略)

⑬同年八月廿三日。太政官。左右京職、并に五畿内、近江、伊勢等の國司に符す。

來月を以て齋月となすべき事。

右齋王^恭、來る九月廿日、應に伊勢大神宮に入るべし。正二位行大納言兼大皇太后宮、大夫源、朝臣重信宣す。宜しく彼の月の内を齋月となすべしと。宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右中辨平、朝臣惟中、左少史尾張ノ仲光。(符宣抄)

④同三年即ち永祿元年五月廿八日。太政官、治部省に符す。

權大僧都法眼和尚位眞喜をして共に法務を知行せしむべき事。

右左大官宣す。勅を奉ずるに、僧綱庶務繁多に觸る。宜しく件の人をして相共に之を知行せしむべしと。省、宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。正四位下行右大辨藤原ノ朝臣正五位下行左大史兼備中ノ權ノ介大春日ノ朝臣。(羣載)

⑤同年羣載、二年に作る六月二日。太政官、治部省に符す。

僧綱凡僧、法式に乖違して、多く弟子を率ゐるを停止すべき事。

今定む。

僧正。 各々從僧六口、童子十人。

僧都。 各々從僧五口、童子八人。

律師。 各々從僧四口、童子六人。

凡僧。 各々沙彌二口、童子四人。

右案内を檢するに、僧綱凡僧、弟子引率の數は、載せて格條に在り。改定あるにあらず。何ぞ過差を得ん。而るに今近年の間、奢僭の輩憲法を慎まず。率ゐる所の從類、各々二三十人。多きを以て樂と爲し、少きを以て耻と爲す。志、禪定に乖き、旨、放逸に涉る。其尤も甚しき者は、好んで奇服を着し、間々短兵を挿み、恣に威武を耀かし、動もすれば鬪亂を致す。唯皇憲の嚴重を忘るゝのみならず、還て又佛法の澆漓を致す。仍て禁遏を加ふべきの狀、左右京職、左右近衛府、左右檢非違使に下知する先に了る。左大臣宣す。勅を奉ずるに、宜しく灼誠を加へ、件の定に依て行ふべしと。省、宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。違越するを得ざれ。符到らば奉行せよ。右大辨藤原ノ朝臣在國、左大史兼備中ノ權ノ介大春日ノ朝臣良辰。(政略)

⑥同天皇、正曆五年四月廿日。左辨官、綱所に下す。

七大寺の僧をして東大寺の大佛前に於て、大般若經を轉讀せしむべき事。

東大寺三百口。 興福寺三百口。 元興寺八十口。 大安寺六十口。 藥師寺八十口。

西大寺四十口。 法隆寺四十口。

右權大納言藤原ノ朝 道長宣す。勅を奉ずるに、如聞く頃月疫癘滋發り、人民憂惱す。祈禱を種々に致すと雖も、都鄙の間、死殤彌々甚し。般若の威力にあらざるよりは、何ぞ黎氓の危命を救はん。仍

つて重ねて彼の寺に於て、今月□日より始めて、五ヶ日間、毎寺智行兼備の僧を擇み、件の經王を轉讀し、彼の疫癘を消攘し、専ら精誠を致し、必らず冥感を顯せと。僧綱承知し、宣に依て之を行へ。其の供料は本寺の物を用るよと。事救済に據る。緩怠を得ざれ。少史阿蘇。(符宣抄)

⑤ 四年五月廿三日。左辨官、賀茂別雷の社司に下す。

慥かに守護を社に加へ、雑舍等を修造すべき事。

御殿前、檜皮葺七間の軒廊一字

同御殿廻、玉垣十八丈。東面十丈、南面五丈、北面二丈。

檜皮葺五間の馬立舎一字。

政所町雜舍。檜皮葺寶倉一字、板葺五間一面竈殿屋一字。

馬場殿。檜皮葺五間齋院御在所舎一字、檜皮葺三間御膳所舎一字。

檜皮葺十間馬立舎一字、板葺三間御輿宿舎一字、檜皮葺四間細殿舎一字。

右中納言源ノ朝臣伊陟宣す。勅を奉ずるに、當社の雜舍等、去る永祚元年八月十三日、大風の後、從五位下藤原ノ朝臣貞順、宣旨を蒙り新に以て修造し、又正曆二年右馬ノ權ノ助高階ノ朝臣助順、同じく宣旨を蒙り、重ねて修理を加へ、共に朝恩に預る也。而るに社司去年九月廿六日の解狀に稱く。御

殿の玉垣、并びに雜舍等、同月廿六日の大風の爲に、或は顛倒し或は大破すと。損色を檢録するの後算準得業生川瀬ノ致光、亦宣旨を蒙り、修造又了る。方今、修理年を重ね、破損程なし。抑も當社司等、身朝士に烈かす。宜しく公益を存すべし。而るに偏へに勅を修理に寄せ、守護の勤を致すにあらす。此の如きの間、村里の雜人、神威を怖れず、好んで破損を致す。社司等慥かに呵叱を加へ、宜しく違犯すべけんや。今須らく大風地震の外、重ねて盜失損壞を致す聞えのごとくば、即ち社司を以て全く修造せしむべしと。宜しく承知して件に依つて守護せしむべし。疎略するを得ざれ。少史安ノ茂忠奉ず。(符宣抄)

⑥ 同年九月廿六日。

太政、官 甲斐の國司に符す。

正曆三原、二年より計歴して六夏に滿つべき、講師傳燈法師位平世の事。

右は彼の國去年二月一日の解を得るに稱く。平世の狀狀に稱く、去る永延元年十二月廿一日簡定、永祚元年十月廿一日の官符、正曆二年十月廿五日到國奉行す。然れば則ち正曆三年より計歴して、六夏を勤むべし。望請す、早く言上せられ、傍例に因準し全く六夏に滿て、御願を勤修せん。國覆審を加ふるに、申す所實ありと。正三位行權中納言兼太皇太后宮ノ權大夫右衛門ノ督源ノ朝臣伊陟宣す。請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左中辨藤原ノ朝臣、左

大史多米ノ朝臣。(政略)

⑤同天皇、長徳元年四月廿七日。太政官、五畿七道の諸國司に符す。

每國六觀音の像大般若經の一部を圖寫供養すべき事。

右大臣藤原道兼宣す。勅を奉ずるに、比年疫癘延蔓し、病苦彌々盛なり。京内上下の人、多く萍浦に歸し、外國遠近の民、悉く瘴煙に泥す。適々危命を存する者は、頻りに藥石を携へて、農桑を忘れ、纒かに病惱を脱する者は、鎮に斂葬を營んで、以て貢賦を闕く。或は首を比べて、俱に臥すも、誰か救療を致さん。或は家を擧げて天亡するも、誰か敢て收藏せん。況んや枯旱歳を涉り、五穀登らず。人物共に盡く。蓋し此れ時か。災害の甚しき、往古未だ聞かず。夫れ觀音は能く急難を救ふ。尤も依怙すべく、般若も亦威力を施す。必らず災孽を攘ふ。仍て普く五畿七道の諸國に仰せて、國毎に圖寫供養せしめ、其料は正税を用う。若し正税なければ、不動穀を用ひ、且つ開用を申し、且つ以て充て行ひ、不動正税、共に以て用ゐる盡さば、所在の官物を申請せよ。將に以て裁許せん。近國は六七月中に圖寫供養し、遠國は八九月間に、開講、演説し、供養の後、且に在狀を注し、早く以て言上せよ。實語疑ふ勿れ。信力違ふなし。□遺民庶。長く艾安を期せんと。諸國承知し、宣に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。權左中辨源ノ朝臣、右大史坂上ノ大宿禰。(符宣抄)

⑥同天皇、長保元年六月廿八日己卯。内裏の焼亡に依て、鎮め給はんが爲に、奉幣使を立てらる。其

の社九所あり。伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、大原野、春日、住吉、祇園。諸司の裝束、常の如く行はる。上卿中納言藤原ノ實資卿、

右中辨源ノ道方朝臣、大外記善言朝臣、少外記爲政、權少外記保重、右少史久政、史生官掌召使等共に參す。儀式常の如し。(世紀)

⑦同年七月廿五日。太政官、神祇官に符す

一、神事の違例を慎しむべき事。

右案内を檢するに、散齋の内、諸司事を理する、違失すべからざるの狀、載せて令條に在り。又太政官延長四年五月廿七日の符に稱く、國の大事は祭祀より先なるはなし。茲に因て神事に供奉する諸司、判官一人、其の事を專當し、督察を加ふべきの狀、既に式條に在り。然らば則ち神に供するの物、宜しく先づ慎み行ふべし。而るに今諸司の行ふ所、多く違越するあり。或は期日に迫つて、代物を準充し、或は當日に臨みて、僅かにその料を行ふ。充行の名ありと雖も、猶ほ供神の實を少くす。此の如きの違濫、積習例をなす。左大臣宣す。勅を奉ずるに、自以後、諸祭の料物、年中用らべきの數を惣計し、諸國の調庸雜物、貢進の日、割いて別藏に納む。本司并に出納諸司の官人名各一人を擇び、勾當に差し充て、その事を勤めしめ、供奉の諸司、專當の官人の事、式に依つて之を行へ。仍て須らく社の遠近を量り、祭日以前に色毎に充て行ふべし。若し事を預するを勤めず、一物闕くるあらば、法に任て科責し、曾て寛宥せざらんと。祭祀の禮は務め潔に在り。闕怠の

輩は、明かに章條を立つ。而るに時世漸く久しく、憲法已に緩み、或は供奉の諸司、意に任て懈怠し、或は禰宜祝部、路を忘れて疎略し、遂に當日の祭をして、近て明朝に及び、早旦の□、果して昏黒に臨ましむ、事非禮に涉り、勤如在に異也。之に因て妖祥荐に臻り、咎徵息まず。此の所由を尋ぬるに、祟り神事に在り。左大臣宣す。勅を奉ずるに、自今以後年中の神事分配し、上卿及び辨官等慥かに誠仰し、供奉の諸司、必ず禮信を致し、法に依て勤め行へ。

一、重ねて神社の破損を禁制すべき事。

右神社の破損は、その制已に重く、犯過の輩は、罪科輕からず。弘仁三年五月三日の格に稱く。封あるの(社)は、應に神戸の百姓をして修造せしむべきの狀、下知已に訖る。封無きの神に至つては、(宜しく)禰宜祝部等をして永く修造を加へしむべし。小破ある毎に、隨つて即ち之を修し、延怠して、(大破を致さしむるを得ざれ)。國司は毎年屢々巡檢し、若し禰宜祝部等、修理を勤めず、破損を致さしめば、ともに解却に従へ。その有位の者は即ち位記を追し、白丁は杖一百に決し、國司檢校を存せず、破損を致すあらば、遷替の日、其の解由を拘せよ。又延長四年五月廿七日の符に稱く、神社を修理する、具に格條に在り。爰に社を得る禰宜等、小破を修せず、遂に大損を致す。是れ則ち只公家の修理を好み、私功の織芥を加へざるの致す所也。自今以後、公使を差し修理せしめん。修理の時、禰宜祝部、并に社の預り等、相共に檢知し、請覆して勘文、同じく署名を加へ、

仍て須らく十年を限となし、その間の小破は禰宜祝并に社の預り等、即ち修理を加ふべし。立て、恒例とせよと。而るに國掌憲章を守らず、社司勤節あるなく、彌々倍々頽壞し、常に墟蕪となり、或は枯木の下を指して社と稱し、或は荒野の中を排て祠と稱し、空しく潔慎の勤に違ひ、動もすれば侮蔑の祟を招く、同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後國司屢々以て巡檢し、修理を勤め、兼ねて守護を致さしめよ。符到るの後、猶ほ怠慢の輩あらば、その科責を加ふる、一に先格の如くせよ。(新抄格勅符)

③同年同日同日、太政官符す。

一、重ねて佛寺の違例を禁制すべき事。

右は年中修する所、諸寺の齋會、詳かに章條に存す。疎略すべからず。而るに會日に臨む毎に、舊風を忘れたるが如く、威儀法式に違ひ、莊嚴佛庭に疎也。是れ則ち本寺勤修を事とせず、綱所督察を加へざるの致す所也。就中國忌には、上卿を分配し、慥に行ふべき所也。爰に僅かに一身の參を企て、諸司の怠を勘ふるなし。積習の漸る、懈緩例を爲す。之を政途に論ずるに豈然るべけんや。同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後、綱所及び諸司、若し懈怠を致さば、之を重科に處せん。

一、慥に定額諸寺堂舎の破損に修理を加ふべき事。

ず、暗に別當と稱す。官符を恐るゝが爲に、強ひて禁遏せず。亦或は國司に囑し、寺務を管領す。宰吏を憚るが爲に、制止を加ふるなし。茲に因つて只だ田周地利を費用し、動もすれば資財寶物を商榷す。伽藍の墟となる、斯に因らざるなし。同じく宣す。勅を奉ずるに、國司檀越、慥かに檢察を加へ、修理せしむべし。若し寺司其の勤を致さざれば、即ち見任を解却し、永く公請に預らしめざらん。

一、重ねて僧俗俗の故なく京に住し、車宿と號し舍宅を景營するを禁制すべき事。

右僧侶の里舎に出入する、既に嚴科を立つ。而るに頃年遠く塔寺を離れ、多くは京師に交り、或は門戸を高め、以て車宿と號し、或は堂舎を構へて以て佛像を安し、名けて禪念の處となす。實に是れ宴安の淵。是を以て淨戒の珠、瑩たり難く、忍辱の衣、垢し易し。私門漸く誦習の聲希に、蘭若空しく放牧の地となる。既に佛法に驗少く、亦王法に嚴ならず。禁遏を加ふるにあらざれば、何ぞ眞に歸するを得ん。同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後故なく京に住する僧侶、及び車宿等は、一切に禁制し、更に然るを得ざれ。若し制旨を憚からず違犯を致さば、之を重科に處し、曾て寛宥せざらん。但し公私の請に依り、本寺司に觸れ出仕するの輩は、此の限に在らず。(新抄格勅符)

⑤同年同月同日。太政官符す。

一、重ねて故なく意に任て穢に觸るゝ輩を禁制すべき事。

右忌穢の事、古よりして存す。期限の遠近を定め、甲乙の輕重を立つ。須らく此の旨を守り、全く制法に隨ふべし。而るに狼籍の者に、或は竊かに交通し、烏合の處に、或は恣に相觸る。これに因つて限りあるの神事、止む無きの佛、佛の下、恐らく、脱字あらん。當日俄に止み、期に迫つて延引す。(本ノマ、)敬神之自過或式日、之の下、恐らく、脱字あらん。攘災の勤、(本ノマ、)還恣崇崇か徵。同じく宣す。勅を奉ずるに、公私の間、事由を觸れず、忌穢を致すの輩は、之を有司に告げ、重ねて以て科處せよ。(新抄格勅符)

⑥同年十月廿九日。太政官、讚岐の國司に符す。

長徳二年より計歴して六夏に満てしむべき讀師傳燈法師位聖圓の事。

右彼の國去る長徳四年十一月廿一日の解を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、件の聖圓去る正暦四年、當國の讀師に任じ、同年九月二日官符、長徳元年十二月十日着任、その六夏を計るに、來る長徳七年に滿つべし。仍て言上する件の如し。望請す、官裁して、長徳二年より計歴して六夏に満て、御願を勤めしめんと。中納言從三位平ノ朝臣惟仲宣す。請に依れと。國宜しく承知して、宣に依つて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。權左中辨藤原ノ朝臣、右少史惟宗ノ朝臣。(政略)

按ずるに、長徳四年に盡く。而してこゝに七年と言ふは、是れ此の解文は改元前に在るを以てのみ。其實は長保三年也。

⑦同三年正月十七日。左辨官東大寺に下す。

大般若經を轉讀し災沴を攘除すべき事。

右彼の寺の解文に稱く。今月九日未の剋、大佛の身より水濕出づる汗の如し。仍て言上する件の如しと。神祇官をして勘申せしむるに云ふ、惟所の國にあらざれば、卯酉の方より兵革の事を言上するあらんかと。陰陽寮(云)、惟所に火事あるにあらざれば、天下兵賊の事あらんか。惟日以後四十五日内及び來る三月、四月、八月節中丙丁の日を期する也。惟所期に至て之を慎しみ、兼て祈禱を致さば其咎なからんかと。災沴を未兆に消するは、經王の功殊に勝れ、泰平を方來に祈るは、佛母の教是れ特む。右大臣藤原顯光宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼の寺に仰せて、寺中有智堪能の僧卅口を簡み、今月卅日巳の二點より始めて、六十ヶ日間、大佛前に於て、件の經を轉讀し、致誠勤修し。冥應あらしむべしと。寺宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。但し其の供養の料は本寺の供物を用ゐよ。綸旨已だ重し。懈緩を得ざれ。大史小槻ノ宿禰、右中辨源ノ朝臣道方。(符宣抄)

⑤同年五月十九日。太政官、五畿内七道の諸國司に符す。

雜事三ヶ條。

一、慥かに講讀師并びに僧尼の布施供養料を行ひ、連署請文公文を勘會すべき事。

右左大臣宣す。勅を奉ずるに、國分二寺、年中の諸僧は、災難を攘ひ年穀を祈る所以也。而るに年來宰史怠慢し、必ずしも慥造か修せず。徒らに官物を費し、空しく精勤を忘る。宜しく下知を加へて、自

今以後、全く件の布施供養を行ひ、その連署請文を取つて、公文を勘會せしむべし。但し國宰慥に監臨を加へ、勤惰を分明にし、御願に合へよと。民部省に下知する已に畢る。諸國宜しく承知すべし。符到らば奉行せよ。

以前の條事、仰せ下す件の如し。諸國承知して、符到らば奉行せよ。右大辨藤原ノ朝臣、右大史小槻ノ宿禰。(政略)

⑥同年六月十五日。左辨官大和國に下す。

室生山龍穴社の讀經請僧等に供菜料米十一斛を充つべき事。

白米、五斛五斗。 黒米、五斛五斗。

權少僧都定澄。 卒僧十口。

右左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、件の定澄甘雨を祈らんが爲に、彼の社に差遣し、今月十八日辰の二點より始めて、五ヶ日間、殊に精誠を致し、仁王般若經を轉讀し、甘雨を祈請す。その料は所在の官物を用ゐよと。仍て須らく期日以前に彼の社に運送し、その請文を取り進るべし。綸旨殊に重し、緩急を得ざれ。官符追下す。大史小槻ノ宿禰、權中辨源ノ朝臣。(符宣抄)

⑦同年同月同日。左辨官興福寺に下す。

仁王般若經を轉讀し甘雨を祈請すべき事。

右炎旱方に熾にして、霈澤降らず。佛神の冥助に歸するに非ざるよりは、何ぞ稼穡の豊穰を期するを得ん。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼等に仰せて權少僧都定澄をして、淨行僧十口を率ゐて、室生山龍穴ノ神社に差し遣はし、今月十八日辰の二點より始めて、五ヶ日間、殊に精誠を致し、仁王般若經を轉讀し、甘雨を祈請せしむべしと。寺、宜しく承知して、宣に依つて之を行ふべし。但し供菜料米、充て行ふべきの由、當國に下知する已に畢る。事綸旨に出づ。緩怠を得ざれ。大史小槻ノ宿禰、權中辨源ノ朝臣道方(符宣抄)

⑤同年十月五日。左辨官東大寺に下す。

仁王般若經を轉讀すべき事。

右彼の寺の解を得るに稱く。去る九月廿一日巳の時、大鍾温水露の如く流れ、申の時大佛の身悉く潤濕し、頭より露の如くにして降り、水の如く蓮華座上に流ると。今陰陽寮に仰せて之を占はしむ。云く、卯酉の方の國、兵革疾疫の事あるに非ざれば、丑寅未申の方に兵革あらんか。恠日以後四十五日内及び來る十二月、明年正月、二月、七月の節中戊己の日を期する也。恠所に於て祈禱を致さば、その咎無からんかと。右大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼の寺に仰せて、寺中の淨行僧五十口を簡み、今月廿二日午の二點より始めて、七ヶ日間、大佛前に於て件の經を轉讀し、災孽を未萌に攘ひ和平を無爲に期すべしと。寺宜しく承知して、宣に依つて之を行ふべし。但し其の供養料は、日別に

自米一斗を充て、運送すべき狀、大和 國に下知する已に了る。大史小槻ノ宿禰、右中辨藤原 朝臣朝經。(符宣抄)

⑥同年同月九日。

五畿内七道の諸國司、神社を修造し、所司をして功過を勘文に加载し、舊損新功、其の勤惰を明かにせしむべき事。

右太政官今日五畿内七道の諸國に下す符に稱く。神社を修理し、祭祀を敬慎する、先格後符、載せて分明なり。而るに近代以來、遠近の諸社、或は破壊損失し、或は顛倒實なく、祭祀を事とせず。憲法を忘るゝが如し。是れ則ち時、澆季に及び、吏、勤節少きの致す所也。今須らく國司專當し、毎年巡檢して、封あるの社は、神戸の百姓をして、舊の如く繕修せしめ、封無きの社は、禰宜祝等をして、同じく以て營造せしむべし。小破ある毎に、隨つて以て之を修し、大破を致さず。以て祭場を嚴にし國宰、勤むる無くんば、狀に隨つて祓を科し、遷替の日、其の解由を拘し、社司 損を致さば、從つて以て解却せん。神事を侮慢するの怠、社司重しと雖も、朝章を忘却するの責、國宰何ぞ避けん。權左中辨源 朝臣道長傳宣す。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、諸國に下知して、早く修造を加へ、舊の如く祭祀し、兼ねて所司に仰せ、自今以後、功課を勘文に加载し、舊損新功、その勤惰を明かにし、勤を成すの輩をして、殊に勸賞に預らしめ、惰を致すの倫をして、必ず重科に従はしめよと。左大史

小槻ノ宿禰奉親奉ず。(符宣抄)

③同年同月同日。

五畿七道の諸國をして、毎任、國分二寺諸定額寺の破損十分の二三を修造し、功過を定むる日、司所造不の由を勘申せしむべき事。

右治部省去る七月廿六日の奏狀を得るに稱く。國分尼寺、由縁至つて重し。本願の旨、具に格條に見ゆ。而るに頃年以來、諸國の朝廷に進る所の公文は、唯諸寺の破損を注し、一任の修造を見ず。國家を鎮護するの地、丘墟のみ。是れ則ち公家懲勸の制を立てず、所司勾勘の求を致さざるの故也。謹んで事情を案ずるに、新寺を建立するは、則ち舊寺を修するに如かず。供養全儀、亦補壞に如かず。功德の勝尙、教典已に詳か也。望請す、官符を五畿七道の諸國に給ひ、國分尼寺、諸定額寺、毎任破損十分の二三を修理し、功過を定むる日、所司をして造不の由を勘申せしめ、その勤功を以て、以て抽賞を加へんと。權右中辨藤原ノ朝臣道方傳宣す。右大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、請に依つて官符を諸國に給ひ、勤めて修造せしめ、兼て宣旨を諸司に下し、功過を勘文に加载し、その造否を明かにし、彼の勤惰に隨つて、賞罰を行ふべしと。左大史小槻ノ宿禰奉親奉ず。

件の宣旨勘解由使に下さる。(政略)

④同五年十月十四日。左辨官下す伊勢ノ國并に大神宮司。傳符壹枚。拾尅。

祭主神祇の權大副大中臣ノ朝臣輔親を檢録損色に任じ、縫殿ノ助大中臣ノ宣茂をして大神宮内外兩殿、并に月讀伊佐奈岐等の別宮雜舍御垣等を修造せしむべき事。

右宣茂今月五日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、私物を以て造作に勤仕するの者、或は不次の賞を蒙り、或は所望の官に任ずる、先蹤多く存し毛舉に違あらず。亦諸司の助、年勞あるの輩別功なしと雖も、顯要に遷任す。即ち是れ延喜天曆の勝躅、復た當時の聖化也。宣茂去る正曆五年當職に任じ、其の勞効を計るに、今に十年、遷喬の運、已に其の仁に當る。抑も去る八月廿八日、大風俄かに起り、件の大神宮内外の院、皆悉に顛倒破損す。祭主神祇ノ權大副大中臣ノ朝臣輔親、宣旨に依て損色を注して言上し、又造宮使を申請すと。望請す、天恩、來る十二月の祭以前、損色に任せて勤修し、その成功に依て、民部ノ亟最前の闕に拜任し、將に奉公の節を竭さんと。左大臣宣す。勅を奉ずるに、月讀伊佐奈岐の兩別宮を相加へ修造せしめよ。民部ノ亟在前の闕は請に依れと。大史惟宗ノ朝臣元政、右中辨藤原ノ朝臣朝經。(符宣抄)

⑤同六年即ち寛弘元年七月六日。左辨官綱所に下す。

權律師觀照。

番僧十口。

右左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、件の觀照等甘雨を祈らんが爲に、大和ノ國室生山龍穴ノ神社に差

遣し、今月八日より始めて三ヶ日間、殊に精誠を致し、仁王經を轉讀し、甘雨を祈請せよと。綱所承知して、宣に依て之を行へ。但しその供養料、運送すべきの状は、彼國に下知する已に了る。右大史坂本ノ朝臣、中辨藤原ノ朝臣。(符宣抄)

⑤同年同月九日。左辨官綱所に下す。

七大寺の僧等をして仁王經を轉讀し甘雨を祈禱せしむべき事。

右雨澤降らず、炎旱日を累ね、耕稼の業已に弃て、黎庶の愁、爰に致す。般若の妙力にあらざるよりは、何ぞ稼穡の有年を期せんや。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、今月十二日巳の二點より始めて、三ヶ日夜間、本寺の僧をして、共に精誠を致し、此經王を轉讀し、甘澍を祈請せしめよ。佛説誑かざば、感應豈空しからんと。綱所宜しく承知して、宣に依つて之れを行ふべし。但し其供養料は、用うるに本寺の供を以てせよ。事攘災に依る、違失するを得ざれ。右大史内藏ノ朝臣、少辨藤原ノ朝臣尹輔。(符宣抄)

⑥同年同月廿日。左辨官綱所に下す。

七大寺の僧等をして仁王經を轉讀して甘雨を祈禱せしむべき事。

東大寺五十口。 興福寺四十口。 元興寺卅口。 大安寺卅口。 藥師寺卅口。
西大寺十口。 法隆寺十口。

右去月以來澍雨降らず、炎暑尤熾る。仍て内外祈禱の勤を致すと雖も、華夷猶ほ苦熱の愁あり。般若の妙理にあらざるよりは、何ぞ稼穡の有年を期せんや。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、今月廿五日巳の二點より始めて、三ヶ日夜間、東大寺の大佛前に於て、件の寺々の僧等をして、共に精誠を致し經王を轉讀し、甘雨を祈請せしめよと。綱所承知して、宣に依て之を行へ。但しその供料は、口別に白米一斗を充てよ。運送すべきの状は、大和ノ國に下知し了る。大史小槻ノ宿禰、參議大辨藤原ノ朝臣忠輔。(符宣抄)

⑦同天皇、寛弘元年閏九月十三日。左辨官、美濃ノ國に下す。

使、右大史坂本ノ忠國。 從四人。
左史生川原ノ文岑。 從二人。
右史生大島ノ爲範。 從二人。
使部。 從各一人。
木工ノ少屬凡河内ノ助連。 從二人。
竿師雀部ノ爲利。 從二人。
長上日下部ノ重安。 從一人。
工長上山ノ有直。 從一人。

將領秦ノ吉延。

杖取伴ノ安光。

右左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、彼國分寺の堂塔雜舎等の損色を檢録せしめんが爲に、件等の人を差し、發遣する件の如し。國宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。使者彼を経るの間、例に依て供給せよ。路次の國、亦宜しく食馬を給ふべし。官符追下す。史、右少辨藤原ノ朝臣廣業。(符宣抄)

⑤同二年七月十七日癸亥。大安寺の別當を定め申す。諸卿定めて三人を上る。法橋扶公、大威儀師延源、定壇 仰せて云ふ。扶公は元興寺の別當、大安寺を兼任するの事如何。七大寺兼任の例ありや、如何。諸卿申して云ふ。諸國の吏の例に依て兼任せらるれば、何事かあらんや。誠に寺司を兼任するの例なしと雖も、掌る所受領に異ならざる者なり。元興寺を修治する、頗る傍輩に越ゆ。仍て兼任すべしと。仰せて云ふ請に依れ。(小右)

⑥三條天皇、長和二年十二月七日。太政官 備中の國司に符す。

太皇太后宮職の戸座、笠ノ二郎丸長體の替を卜貢すべき事。

使正六位上下部ノ宿禰行信。

右神祇官去る四月十六日の解を得るに、件の戸座、去る寛弘元年を以て卜貢し、職掌に供奉せしむるの間、其身長體にして、職掌に堪へず。望請す、官裁して早く官符を彼國に給はり、卜し替へし

めんことを、仍て件の人を差し 使に充て、申送する件の如しと。正二位行權中納言兼治部卿皇太后

宮ノ大夫源 朝臣俊賢宣す。請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行

せよ。左中辨藤原ノ朝臣通經、右少史酒人ノ真人(符宣抄)

⑦同三年十一月三日。

絶一疋 大藏に下す。錢五百文。米五斗。宮内に下す。

右今月十七日、園并に韓神を祭る解除料。神祇官請ふ所件の如し。

左大史。

左大臣宣旨 之を充てよ、左少辨。(羣載)

⑧後一條天皇、長和五年七月十日。太政官、阿波ノ國に符す。

戸座を卜貢すべき事。

使卜部正六位上下部ノ宿禰行正。

右神祇官去る三月二日の解を得るに稱く。件の戸座、例に依て卜貢せしめんが爲に、件の人を差し、使に充て、申送する件の如し。望請す、官裁して、官符を給はり、例に依て卜貢し、職掌に供奉せしめんと。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに、請に依れ。件の人を差し使に充てしめよと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左少辨源ノ朝臣經賴、右大史津守ノ宿禰。(符宣抄)

④同天皇、寛仁元年五月廿五日。左辨官綱所に下す。

十五大寺延曆寺をして仁王般若經を轉讀し、災癘を攘除せしむべき事。

- 東大寺、四十口。興福寺、四十口。藥師寺、四十口。元興寺、廿五口。大安寺、廿五口。
- 西大寺、十五口。法隆寺、十五口。法華寺、十五口。新藥師寺、十五口。本元興寺、十五口。
- 招提寺、十五口。東寺、廿口。西寺、廿口。四天王寺、十五口。崇福寺、十五口。
- 延曆寺、六十口。

右權大納言源ノ朝臣俊賢宣す。勅を奉ずるに、さきに都鄙の間、疫癘滋蔓し、種々の祈禱を致すと雖も、彌よ元々の死傷を聞く。仁王の威神に頼て以て萬民の危命を助けんと欲す。般若海中、不死の良藥を覓め、實智山上、長生の秘方を傳ふ。仍て件の寺々に於て、今月廿九日申の二點より始めて、五ヶ日間、毎寺智行兼備の僧を擇み、件の經王を轉讀し、彼の疫癘を消攘せよ。但し其供料は本寺の物を用ゐよと、綱所承知し、宣に依て之を行へ。事攘災に縁る、緩急を得ざれ。少史酒人、少辨源ノ朝臣經（符宣抄）

⑤同年八月三日。太政官、五畿七道の諸國司に符す。

仁王般若最勝王經等を轉讀し蝗蟲の災を攘除せしむべき事。

右正二位行權中納言兼侍從藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに、如聞く山城近江丹波等の國、蝗蟲競

ひ起り、民業を蠶食し、禾黍漸く空莖を遺し、田畝殆んど荒地となると。若し天下に流布せば、誰か菜巴の愁を免れんや。方今禍を轉じて福となすは、般若の威神より先なるはなく、國を富まし民を安んずるは、最勝の妙力に如かず。然れば則ち已に萌すの處は忽ち蜂起を斷ち、未だ臻らざるの境は遙に蠹害を除かん。宜しく諸國司已下に仰せて殊に潔齋を致し、七ヶ日間件の經王を轉讀せしむべし。其料は正税を用ゐよ。若し正税なくば、不動穀を用ゐよ。且つ開用を申し、且つ以て充て行へと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右少辨正五位下兼行左衛門ノ權ノ佐藤原ノ朝臣資業、正六位上行左少史酒人ノ真人明義（符宣抄）

⑥同年十一月二日。左辨官、平野ノ社司に下す。

日を改めて祭祀を勤行すべき事。

右權中納言藤原ノ朝臣行成宣す。今月一日、禁中穢あり。來る五日其限に滿つべし。宜しく來る十四日中申を以て、之を改め祭らしむべしと。社司承知して宣に依て之を行へ。違失するを得ざれ。右大史小槻ノ宿禰貞行、少辨源ノ朝臣經（符宣抄）

⑦同年同月九日。太政官、民部省に符す。

伊勢ノ國朝明ノ郡を以て大神宮に加へ寄せ奉るべき事。

右正二位行大納言兼右近衛ノ大將藤原ノ朝臣實資宣す。勅を奉ずるに、件の一郡宜しく彼の大神宮に

加へ寄せ奉るべしと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。仍て須らく件の朝明ノ郡の官物官舎の類は弘仁八年十二月廿五日の格に準じて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下源ノ朝臣經、正六位上行右少史津守ノ宿禰。(符宣抄)

⑤同二年十一月廿五日。太政官、民部省に符す。

山城ノ國愛宕ノ郡の八ヶ郷を以て、賀茂上下の大神宮に寄せ奉るべき事。

四至 東延曆寺四至を限り、南皇城北大路同末を限り、西大宮東大路同末を限り、北郡界を限る。

御祖ノ社に、四ヶ郷。

蓼倉ノ郷。栗野ノ郷。上栗田ノ郷。出雲ノ郷。

別雷ノ社に、四ヶ郷。

賀茂ノ郷。小野ノ郷。錦部ノ郷。大野ノ郷。

右去年十一月廿五日。彼の社に行幸し、件の八郷を以て、寄せ奉られたる。今便宜を商量し、田圃を平均し、定むる所件の如し。抑も件の諸郷にある所の、神寺所領及び齋王の月科、勅旨の濕地埴川水室篠丁陵戸等の田、并に左近衛府の馬場、修理職の瓦屋、其守丁役人は皆これ百王の通規、曾て一時の自由にあらず。仍て舊跡に任せて、敢て改易せず。加以ならず延曆寺の領、八瀬、横尾、兩村の田畠等代々國宰租税を以て禪院の燈分に充て、住人をして彼寺の所役を勤めしむれば、久しく佛地とな

す。何ぞ神戸となさんや。但し社素より知る所の神山葵を採る山を除くの外、諸山は或は是れ社社領し來るの處、或は又公私相傳の地。自ら年紀を歴、輒く停止し難し。亦戸田治田造畠等に至つては、社司領主、共に公驗を檢し、租分は社に納めしめ、地子は本主に免すべし。此外の田地官物官舎等の類は、自今以後悉く神領となし、即ち其應に輸すべき物を以て、永く恒例祭祀、神殿雜舎并に上下枝屬の神社、神館、神宮寺等の修造、及び臨時巨細の料に充てん。正二位行大納言兼右近衛ノ大將藤原ノ朝臣實資宣す。勅を奉ずるに、件に依て分ち充てよと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下兼近江 守源ノ朝臣經、正五位下行左大史兼播磨ノ權ノ介但波ノ朝臣。(符宣抄)

⑥同天皇、治安元年四月廿日。左辨官綱所に下す。

分頭諸社に詣り仁王般若經を講演すべき事。

石清水、權大僧都慶命、僧六口。賀茂上、前ノ權少僧都心譽、僧六口。

同下ノ社、權少僧都實誓、僧六口。松尾、律師觀眞、僧六口。

平野、律師定基、僧六口。稻荷、桓舜、僧六口。

春日、大僧都林懷、僧六口。大原野、攝源、僧六口。

大神、少僧都扶公、僧六口。住吉、清祈、僧六口。

梅ノ宮、教圓、僧六口、吉田、永照、僧六口。
 祇園、權律師明尊、僧六口、北野、遍救、僧六口。
 比叡、權僧正院源、僧六口、西寺御靈堂、濟慶、僧六口。

右去冬以來、疾疫滋く起り、天亡の者、多く其聞あり。仍て種々祈禱し、一々勤修するも、三寶の冥助及び難く、一天の病患未だ降らず。夫れ仁王般若は、護國の城塹、斷禍の刀劍也。五力の本誓を仰ぐにあらざれば、何ぞ萬姓の危命を救ふを得んや。權中納言藤原ノ朝臣能信宣す。勅を奉ずるに、宜しく綱所に仰せて、件の僧等をして、各淨行僧六口を率ゐて、親ら社頭に詣り、今月廿六日午の二點より始めて、三ヶ日間専ら精誠を勵まし、件の經を講演せしむべし。綱所承知し宣に依て之を行へ。

事、これ攘災、疏簡を得ざれ。但しその供菜料、石清水、住吉等は攝津ノ國。賀茂下上、稻荷、祇園比叡等の社は近江ノ國。松尾、平野、大原野、梅ノ宮等の社は丹波ノ國。吉田、北野等の社、西寺御靈堂は山城ノ國。春日、大神等の社は大和ノ國。早く運送すべきの狀、件等の國々に下知する已に了る。右大史津守、少辨藤原ノ朝臣義忠（符宣抄）

○同天皇、萬壽二年三月五日。太政官、式部省に符す。

件の官符外印を捺して式部に賜ふ。式部補任をなし、省印を捺し、官に遞る。官、任符を作り、内印を捺し賜ひ了る。

正六位上大中臣ノ朝臣惟理を以て、伊勢大神宮ノ權大宮司公宣秩滿の替に補任すべき事。

右祭主正四位下行神祇伯大中臣ノ朝臣輔親等、去年十二月十日の奏狀を得るに稱く、謹んで舊例を檢

するに、彼の大神宮三員の宮司、其闕あるの時、或は造作の功、或は氏舉に依て補任す。而して權大宮司大中臣ノ公宣、去年任秩已に滿つるを以て、仍て件の惟理を以て、其闕に補任せらるべきの狀、頻りに以て舉奏先に了る。而るに今に未だ件の職に補任せられざるの間、恒例の神事職掌に人なし。望請す、天恩を蒙り、舊例に任せて件の惟理を補任し、將に職掌を勤めしめ、朝家の寶祚を祈り奉らしめんと。正二位行權大納言兼中宮ノ權大夫藤原ノ朝臣能信宣す。勅を奉ずるに、請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。造大安寺ノ長官正四位下行左中辨兼中宮ノ亮丹波ノ守源ノ朝臣經賴、造大安寺ノ判官左大史正六位上大宅ノ真人。（符宣抄）

○同年七月十八日。左辨官綱所に下す。

七大寺の僧等をして仁王經を轉讀し甘雨を祈禱せしむべき事。

右霽澤降らず、炎熱方に熾る。三寶の冥助に歸るにあらざれば何ぞ五穀の豊穰を期せん。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、今月廿一日申の剋より始めて、三ヶ日夜間、東大寺の大佛前に於て、件の寺々の僧をして、共に精誠を致し、經王を轉讀し、甘雨を祈請せしめよと。綱所承知し、宣に依て之を行へ。但し專寺の僧等、舉首勤修し、諸寺住僧の數に任せて、相共に轉讀し、その供養料は、本寺の供を用ゐよ。事攘災に縁る、違失するを得ざれと。大史小槻ノ宿禰、中辨源ノ朝臣經賴。（符宣抄）

○同年同月同日。左辨官興福寺に下す。

仁王般若經を轉讀し甘雨を祈請すべき事。

右炎旱方に熾り、甘澍降らず、佛母の威神に歸るにあらずば何ぞ民天の豊稔を期せん。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼寺に仰せて、權大僧都扶公をして、淨行僧十口を卒て、室生山龍穴ノ神社に差遣し、今月廿一日申の剋より始めて五ヶ日夜間、殊に精誠を致し、仁王般若經を轉讀し、甘雨を祈請せしむべしと。寺宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。但しその供菜米、充行すべきの狀當國に下知する已に了る。事、綸旨に出づ。緩怠を得ざれ。大史小槻ノ宿禰、中辨源ノ朝臣。(符宣抄)

④同年同月同日。左辨官大和國に下す。

室生山龍穴ノ社の讀經請僧等に供菜料米十一斛を充つべき事。

白米、五斛五斗。 黒米、五斛五斗。

權大僧都扶公。 卒僧十口。

右右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、件の扶公等、甘雨を祈らんが爲に。彼の社に差遣し、今月廿一日申の剋より始めて、五ヶ日夜間、殊に精誠を致し、仁王般若經を轉讀し、甘雨を祈禱す。其料は所在の官物を用ゐよと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。仍て須らく期日以前に、彼の社に運送し、請文を取進るべし。綸旨已はだ重し、緩怠を得ざれ。官符進下す。大史小槻ノ宿禰。中辨源ノ朝臣。(符宣抄)

⑤同三年五月十三日。太政官、五畿内、東海、東山、山陰道の諸國司に符す。各別作。

仁王般若經を轉讀し疫疾を攘除すべき事。

右太宰府去る三月廿三日の解狀を得るに稱く。管する豊前ノ國、今月廿日の解狀を得るに稱く、八幡宇佐ノ宮、今月十七日の牒に稱く、西門外の腋の御幣殿の東方の柞の木俄に枯れ一葉の青きなし。今月十三日申の時、見及ぶ所也。又同月十七日辰の時、鴨一雙南樓の上に集ると。神祇官勘申して云ふ彼の宮司等神事違例の祟に依て、疫癘あるかと。陰陽寮勘申して云ふ。天下疫疾あるか、恠日以後廿日内及び六月七月十一月の節中庚辛の日を期する也と。恠異の示す所慎まざるべけんや。夫れ災孽を未兆に消するは佛母の威神より先なるはなく、福祚を方來に期するは豈經王の妙力に如んや。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、宜しく諸國に仰せて、國分寺并に定額寺等に於て、吉日を擇み定め、三ヶ日間、般若を轉讀し、殊に精誠を致し、必ず感應を顯はすべしと。諸國承知して宣に依て之を行へ。仍て須らく官符至らば、即ち國之を傳送し、早く前所に達して、請文を取進るべし。符到らば奉行せよ。造大安寺ノ長官正四位下行左中辨兼内藏ノ頭中宮ノ亮丹波ノ守源ノ朝臣、正五位下行左大史兼周防ノ權ノ介小槻ノ宿禰。(符宣抄)

⑥同年同月同日。太政官、太宰府に符す。

佛神に祈禱して、疫疾を攘除し、兼て兵革を慎むべき事。

右彼の府去る三月廿三日の解狀を得るに稱く。管する豊前ノ國今月廿日の解狀を得るに稱く、八幡宇佐ノ宮今月十七日の移に稱く、西門外の腋の御幣殿の東方の柞の木俄に枯れ一葉の青きなし。今月十三日申の時、見及ぶ所也。又同月十七日辰の時、鴨一雙南樓の上に集ると。神祇官勘申して云ふ。彼の宮司等神事違例の祟に依て疫癘あるか。兇坤の方より、兵革の事あるかと。陰陽寮勘申して云ふ。柞の木は怪は、怪所の宮司中、寅子の年の人鬪亂あるにあらずば、丑未の人病患を憂ひんか。怪日以後卅日内及び、來る八月の節中丙丁の日を期する也。鴨の怪は、天下疾疫あるにあらずば、坤艮の方の國兵革を奏せん。怪日以後廿日内、及び六月七月十一月の節中庚辛の日を期するなりと。靈社異を示し、龜筮、凶を告ぐ。畏懼の至り、慎まざるべけんや。夫れ災沴を未兆に消するは、佛力より先なるは莫く、福祚を方來に期するは、神符に如かず。右大臣宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼の府に仰せて、四王院に於て、修善祈禱し、豫め兵鬪を慎しみ、管内國分寺に於て、淨行僧を請じ、三ヶ日間、仁王般若經を轉讀し、その疾疫を防ぎ、兼ねて宮司をして、嚴に炳誠を加へ、専ら如在の禮を竭し、違例の徵を致す莫らしむべし。自餘の祈禱は、故きを温ねて勤修せよと。府宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左中辨源ノ朝臣、左大史小槻ノ宿禰。(符宣抄)

⑤同四年八月八日。左辨官東大寺に下す。

仁王般若經を轉讀すべき事。

右彼寺の解を得るに稱く。去る六月十日辰の時、御塔の上に小蟲恠を示すと。陰陽寮をして之を占はしむるに、勘申して云ふ。國家御藥あるにあらざれば、天下疾疫の憂あらんか。惟日以後卅五日内、及び八月、十月の節中、甲乙の日を期する也。早く祈請せらるれば其咎なからんかと。災沴を未兆に攘ふは豈經王に如かんや。泰平を方來に致すは偏に佛母を仰く。權大納言藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼寺に仰せて、寺中淨行僧五十口を簡み、今月十一日午の剋より始めて七ヶ日間、大佛前に於て伴の經を轉讀し、致誠勤修し冥感あらしむべし。寺宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。其供養料は、口別に黒米一斗を充てよ。運送すべきの狀、當國に下知する已に了る。大史小槻ノ宿禰、中辨源ノ朝臣。(符宣抄)

⑥同年同月同日。左辨官大和國に下す。

東大寺の讀經請僧の供料黒米三十五斛を運送すべき事。

右怪異を消除せんが爲に、今月十一日午の剋より始めて、七ヶ日間、東大寺の大佛前に於て、仁王般若經を轉讀す。請僧の供料、充る所件の如し。權大納言藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼國に仰て、早く運送せしむべし。其料は所在の官物を用ひよと。國宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。仍て須らく幹了の綱丁を差し、數に依り運送し、請文を取進るべし。事攘災に縁る。延怠すべからず。官符追下す。大史小槻ノ宿禰、中辨源ノ朝臣。(符宣抄)

⑤同年十一月二日、太政官、東海道の諸國司に符す。太宰同じく此符を給ふ。且つ祈禱を到致かし、且つ兵革を慎しむべき事。

右太宰府去る九月四日の解狀を得るに稱く。豊前ノ國今月三日の解狀、今日到來するに稱く、官に言上せられん事を請ふ。八幡宇佐ノ宮、去る八月廿九日辰の時、恠異の狀。右彼の宮去る八月廿九日の移文、今日到來するに稱く、二ノ御殿西の一間の高欄の土居の上に、長サ二尺許の蛇死臥す。但し首切れ、同御殿西面の高欄の内に長サ五尺許の蛇死臥す。件の物恠、前司の申文に副へ、移送する件の如し。早く大府に言上せんことを欲すと。今移文の到來に隨つて、時剋を過ぎ言上する件の如し。望請す、府裁して官に言上せられんことを。且た今月九日より始めて百ヶ日を限り、淨行僧二口を請じ、大菩薩の御前に於て仁王の講演を勤修せしむべきの由、在地豊前ノ國に下知し了る。望請す、官裁して早く裁下せらんことを。神祇官勘申して云ふ。彼恠所に火事并に兵革の事あるべきかと。陰陽寮勘申して云ふ。震坤の方より兵革の事を奏するあるにあらずば、御所の火事を慎しむべきか。怪日以後廿日内及び明年四月、七月の節中并に壬癸の日を期する也。何を以て之を言ふ。用太一に發り天空辰上傳送玄武を見る。大歳上大衡勾陣あり。是れ兵革を主とする也。又日の上火神を見る。御年の上天火神を得。是れ近く御、火事を主とするの故也。但し終吉神良將、且つ恠所に於て、祈禱を致され、且つ火事を祈謝せらるれば、其各自消せんかと。攘災の源、先づ佛神に在り。除孽の基、祈禱

に如くはなし。正二位行權大納言兼陸奥出羽ノ按察使藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼方の國に仰せてその慎を致さしむべし。曾て此驚あらんやと。諸國承知して、宣に依て之を行へ。官符至らば即ち國之を傳送し、符到らば奉行せよ。造大安寺ノ長官正四位下行左中辨兼内藏ノ頭中宮ノ亮丹波ノ守源ノ朝臣、左大史正六位上中原ノ朝臣。(符宣抄)

⑥同天皇、長元三年二月廿日、太政官、神祇官に符す。

祈年祭の幣に預るべき大原野ノ神社四座の事。

右祈年祭は、京畿外國の名神靈社、皆禮奠を享け、各幣帛に預る。而るに件の社自ら彼祭に漏れ、已に如在を忘る。今斟量を加ふ。盍どその數に備へざらん。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに、宜しく案上の幣に預り、春日社の下に列すべし。自今以後立て、恒例とせよと。官宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。從四位上行權左中辨藤原ノ朝臣經任、從五位下行左大史惟宗ノ朝臣。(符宣抄)

⑦同年三月廿三日。

諸社御讀經。

- 石清水。 權律師融碩。 僧六口。
- 賀茂下。 權大僧都定基。 僧六口。
- 賀茂上。 權大僧都明尊。 僧六口。
- 松尾。 權律師經救。 僧六口。

平野。	栢舜。	僧六口。	稻荷。	眞範。	僧六口。
春日。	前ノ大僧都扶公。	僧六口。	大原野。	道讚。	僧六口。
大神。	權律師平能。	僧六口。	住吉。	忠命。	僧六口。
梅ノ宮。	源泉。	僧六口。	吉田。	貞圓。	僧六口。
祇園。	權少僧都教圓。	僧六口。	北野。	權少僧都遍救。	僧六口。
比叡。	僧正慶命。	僧六口。	西寺御靈堂。	濟慶。	僧六口。

右中辨藤原ノ朝臣頼任傳宣す。右大臣藤原實資宣す、勅を奉ずるに、さきに疾疫既に發る。須らく攘除を求むべし。農業漸催し、將に豊稔を期せんとす。災禍を轉ずるは佛法より先なるはなく、福祚を生ずる亦神明を崇ぶに在り。仍て先づ痾恙を一天に消し、稼穡を萬邦に充んと欲す。故に靈社の砌を占め敬て護國の教を講ず。冥助を疑はざれば、感應豈に其れ虚しからんや。宜しく綱所に仰せて件の僧等をして各淨行僧六口を率ひ、親ら社頭に詣り、來る四月六日午の刻より始めて、三ヶ日間、件の經を講演せしむべし。綱所宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。事是れ攘災、疎簡を得ざれ。但し其供菜料、石清水、住吉、大原野等は攝津ノ國、賀茂下上、稻荷、比叡は近江ノ國、松尾、平野、梅ノ宮は丹波ノ國、吉田、祇園は和泉ノ國、北野、西寺御靈堂は河内ノ國、春日、大神は大和ノ國、早く運送すべきの狀、件の國々へ下知する已に了ると。左大史惟宗ノ朝臣義賢奉ず。(符宣抄)

⑤同年五月廿三日。太政官、五畿内七道の諸國司に符す。

丈六觀世音菩薩の像壹體、請觀世音經百卷を圖寫供養すべき事。

右去春以來、疫疾滋蔓し、病死の儔多し。仍て内外に寄託し、祈禱を致すと雖も、空しく旬月を経て未だ休除を期せず。夫れ觀世音菩薩は、衆生依怙すれば、能く無畏を施す。病厄を患ふる者は必ず苦源を抜き、急難に遭ふ者は乍ら解脱を得。就中十一面觀世音は、頂上佛面に疫病を除くの願あり。請觀世音經に、毗舍離國苦厄を救ふの教あり。旁々弘誓を仰かば、豈に冥感なからんや。正二位行大納言兼民部卿中宮、大夫藤原ノ朝臣齊信宣す。勅を奉ずるに、宜しく五畿内七道の諸國に下知し、件の菩薩の像并に經卷を圖寫し、官符到る後、吉日良辰を擇定して、國分寺に專當し、當寺の淨行僧十口を請じて、開講供養すべし。即ち一七日間、件の經を轉讀せよ。但し請用の僧、不如法の輩あらば、他寺を尋訪し、彼の員數に備へ、祈るに件の事を以てし、必ず靈驗を期せよ。又轉讀の間、殊に潔齋を致し、葷腥を斷絶し、屠割を禁止せよ。その施供料は正税を用ひ、若し正税なくば、所在の官物を用ひよと。諸國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。造大安寺ノ長官正四位下行右大辨兼内藏ノ頭中宮ノ亮源ノ朝臣經從五位下行左大史惟宗ノ朝臣。(符宣抄)

⑥同四年九月五日庚戌。太政官、式部省に符す。

伊勢大神宮。

度會ノ宮。

右大臣の宣を被るに稱く。勅を奉ずるに、上件の二宮の禰宜、自今以後、□□考選を成す。長上の例に準じ、四考を以て選をなし、内位に叙せよと。符を伊勢ノ國并に大神宮等の司に下し畢る。宜しく承知して敕に依て施行すべし。符到らば奉行せよ。從五位上守右小辨勳五等紀ノ朝臣土佐美、右大史正六位上。(野府)

④同五年七月十日。太政官、太宰府に符す。

雜事二ヶ條。

一、八幡宇佐ノ宮の御殿を立つべき日時之事。

十月廿六日甲子。

柱を立る時己未。

棟を上る時未申。

右彼の府去る五月廿日の解狀を得るに稱く。彼の宮今月二日の牒狀を得るに稱く、件の御殿等、定め下さるの日に任せ、柱を立て棟を上るの後、去る四月廿二日の大風のため、或は以て顛倒し、或は亦傾寄す。仍て言上する件の如しと。牒狀に依て、案内を檢するに、件の宮卅年一度の造作、官符の旨に任せ、去年十一月七日木作を始め、今年二月十一日柱を立て棟を上ぐ。而るに件の御殿等、彼の日暴風忽ち至り、或は顛倒し、或は傾寄す。是れ當府の定に在て、申請を経ず、直に立てしむべし。然れども本已に公定の神事、當府の進退にあらず。寔に作り畢らずと雖も、豈に然るべ

けんや。裁定を蒙るにあらずば何ぞ自田を得ん。望請す、官裁して早く裁下せられ、將に其功を遂げんと。抑件の御殿、須らく日時を守り、法の如く造立すべし。而るに云々の如きは、管内の諸國其勤を成さず、結構の間、料の材木具らず、假りに柱石を立て、慙に棟梁を上ぐ。此の如き作事の不法、自ら神事の違例となす。之に因て暗に咎徴を示し、忽ち神異を表す。則ち知る、諸國懈怠を致し、府官催し行はざるの故也。左大臣藤原頼通宣す。勅を奉ずるに、宜しく彼の府に下知し、件の日時を以て造立殊に謹厚を致し、將に以て勤行すべし。又諸國司懈怠を致すの輩は、早く名を録して言上せよと。

一、不淨を拔清し、兵革口舌を攘除すべき事。

右同前の解を案ずるに、件の御殿顛倒傾寄する事、若くは是れ故あるか。仍て神祇官陰陽寮を以て各々卜筮せしむ。即ち神祇官勘申して云ふ。公家の奉爲みたまに、殊なる咎なし。惟所の不淨に依て致す所か。若くは口舌あるべきかと。陰陽寮勘申して云ふ。申酉丑寅の方より、兵革の事を奏せん。今日以後卅五日内、及び明年四月、七月の節中並に甲乙の日を期する也と。卜筮の告ぐる所、咎徴なきにあらず。兵革を攘除し、福祚を祈請する、外に求むべからず。偏に當宮に仰がん。同じく宣す勅を奉ずるに、宜しく惟所の不淨を祓清し、祈るに兵革の事を以てすべしと。

以前の條事件の如し。府宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。參議從三位行

右大辨兼近江ノ權ノ守源ノ朝臣經、從五位下行左大史惟宗ノ朝臣。(符宣抄)

⑤同八年九月九日。太政官、式部省に符す。外印。

散位從五位下大中臣ノ朝臣爲信。

右從二位行權中納言兼治部卿右衛門ノ督藤原ノ朝臣經通宣す。勅を奉ずるに、件の人宜しく造伊勢大神宮使に補任すべしと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。從四位上行右中辨源ノ朝臣經、正六位上行左少史小槻ノ宿禰孝信。

式に云ふ、毎年孟冬山口を祭る云々。之に因て使爲信申して云ふ。早く任符を賜ひ、山口の祭等の事を申請すべし。侍從中納言仰を奉じ、十月四日廳に着き件の官符に請印せしめ、式部省に賜ひ、省補任を成し即ち官に進る、件の補任須らく請印之を進るべしと。而して省申して云ふ。早く進るべき仰あるに依て、任符所辨官に進る、白紙ながら之を奉る。先例此の如きの時、後日返し給ひ、補任請印重て官に進ると云々。官任符を作り、史加署外記に渡し上卿に申し、上卿同日陣覽内文を行はせらるゝ常の如し云々。(符宣抄)

⑥後朱雀天皇、長曆元年六月五日。太政官、式部省に符す。外印。

驛鈴一口。三廻。

造伊勢齋宮使に大神宮司正六位上大中臣ノ朝臣兼任を補任すべき事。

右正二位行權大納言兼皇后宮ノ大夫陸奥出羽ノ按察使藤原ノ朝臣能信宣す。勅を奉ずるに、件の人宜しく彼の宮を造る使となすべしと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

左少辨正五位下兼行土左ノ權ノ守平ノ朝臣定、正六位上行左少史菅野ノ朝臣。(符宣抄)

⑦同二年八月廿五日。太政官、左右京職に符す。

使正六位上大中臣ノ朝臣爲通。

右神祇官の解を得るに稱く。伊勢齋王子良來月十一日大神宮に參入すべし。仍て京中を祓ひ清めしめんが爲に、件の人を差し、使に充て、例に依て申送すと。發遣件の如し。兩職承知して、例に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下兼行左衛門ノ權ノ佐土左ノ權ノ守平ノ朝臣定親、右大史正六位上高橋ノ朝臣文俊。(符宣抄)

⑧同年同月同日。

太政官、五畿内の諸國司に符す。使從五位下大中臣ノ朝臣爲元。

太政官、近江伊勢の兩國并に大神宮司に符す。使正六位上大中臣ノ朝臣政助。

太政官、東海道の諸國司に符す。使正六位上大中臣ノ朝臣賴助。

太政官、東山道の諸國司に符す。使正六位上行神祇ノ少祐大中臣ノ朝臣元範。

太政官、北陸道の諸國司に符す。使從五位下大中臣ノ朝臣爲輔。

太政官、山陰道の諸國司に符す。使正六位上大中臣ノ朝臣公兼。

太政官、山陽道の諸國司に符す。使正六位上大中臣ノ朝臣致時。

太政官、南海道の諸國司に符す。使正六位上行神祇ノ大祐大中臣ノ朝臣永輔。
太政官、太宰府に符す。使從五位下行神祇ノ少副大中臣ノ朝臣惟盛。

右神祇官の解を得るに稱く。伊勢齋王來る九月十一日、大神宮に參入すべし。仍て諸國を祓ひ清めしめんが爲に、件の人を差し、使に充て、例に依り申送すと。發遣件の如し。諸國承知して、例に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下兼行左衛門ノ權ノ佐土左ノ權ノ守平ノ朝臣、右大史正六位上高橋ノ朝臣。(符宣抄)

⑤同年同月同日。太政官、左右京職并に五畿内の諸國司に符す。
來る九月内、燈を北辰に奉るを禁ずべき事。

右神祇官の解を得るに稱く。齋王九月十一日、伊勢大神宮に參入すべし。今前例に依り、禁ずる所件の如しと。諸國承知して、件に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下、右大史。(符宣抄)
⑥同年同月同日。太政官、近江、伊勢の兩國司に符す。

舉哀改葬を忌むべき事。

右神祇官の解を得るに稱く、齋内親王、來る九月十一日、應に伊勢齋宮に向ふべし。前例に依て、九月一日より起て卅日迄、應に忌むべき件の如しと。兩國承知して、例に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。左少辨正五位下、右大史。

件の符京職を載せず。仍て史の許に問遣す。申して云ふ。天曆三年の符案に依て行はるゝ所なり。已に式意に違ふ。若しは彼の符京職を書落すか。(符宣抄)

⑦同年十二月十三日乙亥。今夜内侍所御神樂の事あり。其儀具さに別記にあり 件の事、前代度々行はせらるゝ所、其事或は又由緒あらん。然れども當時思食す所ありて、毎年行はるべき也。仍て其祿法歌人并近衛司、召人内侍女官等 寛弘の例に依て永く恒例となし。度々の祿法太だ過差云々 行ふべきの由、仰を承り、關白に申して行ふ所也。(春記)

⑧同三年二月十五日。大神宮の禰宜等京上し了る。一禰宜正四位下荒木田ノ神主利方、二禰宜從四位上延滿、三禰宜從四位上重頼、權禰宜從五位上延長、權禰宜從五位下宮常、宮掌、大内人從五位下度會ノ弘行、引率の神民、計盡すべからざる也。抑も神宮の訴十三ヶ條也。第一、去年御遷宮の夜、昇殿亂入の事、第二、同度の祭、幣馬進められず、祭使途中に留め置く事。第三、以東以西の神田寄せらるべき事。第四、鳥名子男女十六人、青摺の衣裳着すべき事。第五、二宮の仕丁を加へ置かるべき事。第六、宇治沼木兩郷浪人の雜事、免除せらるべき事。第七、二宮の禰宜等給奉合期充行せらるべき事。第八、禰宜内人の給分、神田、官物、同氏人等、辨濟せざる事。第九、伊介二見、郷々の調鹽二百十斤、辨濟せざる事。第十、神服麻績二織殿神部等、饗饌を備進せざる事。第十一、二所大神宮の櫛御馬飼の菟秣等辨濟せざる事。第十二、大神宮の氏人、朝臣に裁預すべき事。第十三、大神宮司と禰宜と移牒官を定め置かるべき事。件の條々の中十二ヶ條、裁許宣旨を下さる已に了る。但し朝臣

の條は、追て沙汰あり云々。仍て裁許せず。(雜事記)

⑤同年三月十三日。宣旨に稱く。二所大神宮の禰宜等、自今より以後入京を得ざれ。若し此旨に背くの輩あらば、永く見任を停止せよ。若し訴ふべき事あらば、權任の禰宜一人、上道を聽せと。(雜事記)

⑥同四年即ち長久元年五月十四日。太政官、嘉祥寺に牒す。

別當仲聖讓の替に補任すべき事。

傳灯大法師位明圓年四十二 藤二十七眞言宗東大寺

右彼寺去年閏十二月十四日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、件の寺別當職、拜任十五ヶ年を経、爰に隨分の微力を勵み、寺家の破壊する所、修治已に了る。而るに件の別當職は、貞觀嘉祥兩寺の定額僧たる者を以て補任すべき也。今件の大法師明圓、彼の兩寺の定額僧を兼任するの上、兩部の大法を授學し、佛法を興隆する、その器量に堪へたり。望請す、官裁して件の明圓を以て別當職に補任せられ、將に寺務を勤行せしめんと。正二位行權大納言兼春宮ノ權ノ大夫源ノ朝臣師房宣す。勅を奉ずるに請に依れと。寺宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。牒到らば狀に準ぜよ。故に牒す。正五位下行左大史惟宗ノ朝臣牒。左少辨正五位下源ノ朝臣奉行。(羣載)

⑦後冷泉天皇、永承六年十一月七日。宣旨。同十八日到來するに稱く。權中納言藤原ノ朝臣經輔宣す。勅を奉ずるに、齋王卜定の由を告げられんが爲、幣帛使を遣し奉らんと欲するの處、頻りに觸穢あり

悉く以て延引す。仍て卜食せしむるに、神祇官勘申して云ふ。公家の奉爲に咎なし。神宮神事違例の上、寮中不淨に依て致す所也と。神事違例の祟、愼まざるべからず。是れ宮司神主等、齋敬を致さず祭祀を蔑如するの致す所也。以往此の如きの時に當つて、違失の事を注申すべきの由、下知せしむと雖も、偏に陳じて諸身に取るの意趣を指し、違例たるの神事を注申せず。何ぞ己心を立る、更に疎略にして公務を亡するのみならん。齋誠祈禱の職として、豈に神事違例の咎を致さんや。不行の甚しき責むれども餘あり。宜しく彼の宮に仰せて、殊に精誠を致し、件の事愼しんで後に違越せしむる莫るべしと。宮司宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。(雜事記)

⑧同天皇、康平六年十月廿四日。

祭爵を壹人に給ふべき事。

右清水寺去る九月廿六日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、件の寺去る八月十八日戌の剋を以て焼亡す。爰に同廿八日を以て、木造を始め其營を致す。仍て作料の不足を充てしめんが爲め、言上する件の如し。望請す、天裁、下件の祭爵を恤まるれば、將に佛法を興隆するの勤を致し、彌々御願圓滿の由を祈り奉んと。左中辨藤原ノ朝臣奉憲傳宣す。權中納言藤原ノ朝臣能長宣す。勅を奉ずるに請に依れと。左大史小槻ノ宿禰奉す。(關太曆)

⑨同天皇、治曆三年八月十六日。正三位行權中納言兼治部卿皇后宮ノ權ノ大夫源ノ朝臣隆俊宣す。勅

を奉ずるに、宜しく五畿内七道の諸國に仰せて、符到の後、吉日を擇み定め、神社に奉幣し、佛寺に轉經して兵革を末萌に拂ひ、疾疫を方來に消すべし。仍て須らく長官以下共に潔齋を致し、自ら諸社に詣て、奉幣禱祠すべし。又國分二寺、及び諸定額寺に於て淨行の僧侶を囑請し、三ヶ日間仁王般若經を轉讀し、薰修の間殺生を禁斷し、殊に精誠を致し、必ず冥感を顯せと。諸國承知して、宣に依て之を行へ。符到らば奉行せよ。(扶略)

④後三條天皇、治曆四年十一月十六日乙酉、賀茂の宣命使を立てらる。齋院改めざるの由。(世紀)

⑤白河天皇、應德二年七月。朔日より東西二京の諸條、辻毎に寶倉を造立し、鳥居に額を打つ。その銘は福徳神、或は長福神、或は白朱社云々。洛中上下羣集、盃酌算無し。破却すべきの由、檢非違使に仰せらる。淫祀格制あるか爲めの故也。(百練)

⑥堀河天皇、寛治四年十一月四日。左辨官、伊勢、國并に大神宮司に下す。

使權大納言源ノ朝臣雅實。 從十五人。

王散位致清王。 從五人。

中臣神祇少副左中臣ノ朝臣親定。 從五人。

忌部齋部ノ爲恒。 從五人。

卜部神祇大史下部ノ依守。 從五人。

神部四人。 從各一人。

執幣四人。

御馬三疋。

馬丁三人。

飼丁三人。

神寶持丁二十二名。

右内大臣宣す。勅を奉ずるに、幣帛并に神寶等を大神宮に奉らしめんが爲に、件等の人を差して、發遣せしむる、件の如し。國宮、宜しく承知して、使者彼を経るの間、例に依て、國勤めて(供)給すべし。路次の國、亦宜しく此に準ずべし。官符追下す。少史中臣、朝臣義經。(江記)

⑦同天皇、康和五年六月七日。左辨官、南海道の諸國に下す。

使を遣はして國內神社の全破を實檢言上せしむべき事。

使大中臣ノ義則。

史生秦ノ長國。

右神祇官去年七月十七日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、去年正月七日の宣旨に稱く、神祇官去年十月廿二日の解狀を得るに稱く、先例を檢するに、去る嘉保三年正月十二日の宣旨に稱く

左大臣宣す、勅を奉ずるに五畿七道の諸國社、破壊ある毎に、其修造を加へよ。(本マ、) 格別重起請明誤あらん 而るに近代以降、多く破損に到る。是れ則ち國司督察を加へず、社司恣に阿容を致すの故也。五畿内の神社は、使を遣して全く全破を注し、七道の諸國大神に預る寶社は、國司等に下知し、早く修理を加へ、舊基に復せしめよ。但し官符到來せば、百日の内、その勤否を録して、宜しく言上を經べし。國司若し此旨を詐らば、處するに重科を以てし、永く叙用せざらん。國宜しく承知して、宜に依て之を行ふべしと。件の社司等、新難新難誤 宣旨を下されず。格條の指す所、禁制已に重し。大破にぶべからず。況んや乍脾誤ならん 繪旨、隨て修造せしめず。官使を下され、愁進(本マ、) 官請文之後誤歴あらん。全くその勤めなく、利潤を貪るの間、偏に神慮を慎まず。就中彼國等大小の神社、破壊(本マ、) 爲感誤ならん 殆んど顛倒すべきの由普ねく其聞えあり。之を物議に論ずるに、朝憲に乖き、神事の遺例、職として之に由る。望請す、天裁、五畿内の例に準じ、宣旨を下されんことをと。使を遣し、且つ破壊の神社を修造せしめ且つ江江、恐ら 拒捍の輩、言上を經んと。左大臣宣す。勅を奉ずるに、續文に任て請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。使者彼を經るの間、例に依て供給し、路次の國、□宜しく此に準ずべし。官符追下す。即ち宣旨に依て、使者を彼の國々に遣し、神社を實檢せしむる處、修補する者萬の一、破損するもの十の九。是れ則ち境遠くして、檢知を加へず、人怠て催從を致さざるの故也。而るに此繪旨に驚き皆勤を致す。或は國史修復の請文を進り、或は社司造補の解狀を上る。是

推非 一道 諸國亦然り。望請す、天裁、先例に因準し、早く宣旨を下され、使者を遣はして件の國々の神社を實檢せしめられんことをと。神の爲に偏に嚴章の誠を致し、國の爲に永く鎮護の計を存せんと。大納言藤原ノ朝臣公實宣す。勅を奉ずるに、續文に任て請に依れと。諸(國)宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。使者彼を經るの間、例に依て勤て供給し、路次の國、亦宜しく此に準ずべし。官符追下す。大史小槻ノ宿禰、右少辨藤原ノ朝臣。(羣載)

⑤鳥羽天皇、嘉承、年十一月十八日。伊勢齋王歸京、國々所課。

山城ノ國。

相樂の頓宮を造るべし。川船を裝辨すべし。

葛野菴百枚。折席百枚。擔夫八十人。使々の供給。米百十四石。

辨備すべき物。

中取二前荷。水甕麻笥二口。瓠四口。盆二口。塙二口。洗盤六口。杓柄二。

韓竈二口。

大和ノ國

都祈道の行宮。路橋。使々の供給。擔夫八十人。辨備の物。山城ノ國に同じ。

河内ノ國。

擔夫八十人。使々の供給。辨備の物。山城ノ國に同じ。
攝津ノ國。
伊賀ノ國。

河口道の行宮。堺屋。道橋。使々の供給。擔夫八十人。儲二基を造るべし。白木、腰輿

辨備の物。山城ノ國に同じ。

伊勢ノ國。

壹志河の行宮。路橋。辨備の物。山城ノ國に同じ。使々の供給。

近江ノ國。

夫百人。馬百疋。

齋宮寮。

熟食。肥馬。陪從の男女官。

大神宮。

路橋。

左右衛門府。

歸京駕輿丁、各十六人。(羣載)

⑤同年十二月四日 太政官、伊勢の國司に符す。

壹志河口の行宮を造儲すべき事。

右正三位行權中納言源ノ朝臣基綱宣す。勅を奉ずるに、伊勢齋王今應に歸京すべし。宜しく舊例に準じて行宮を造儲すべしと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。其鋪設等例に依て準擬せよ。但し入京の期、須らく後符の到を待つて奉行すべし。從四位上行左中辨兼備中ノ介藤原ノ朝臣、右大史正六位上位上紀ノ朝臣。(羣載)

④同年同月同日。太政官、伊勢ノ國并に齋宮寮に符す。

齋宮寮の雜物を勘申すべき事。

右正三位行權中納言源ノ朝臣基綱宣す。彼宮在る所の雜物、勘録し申さしめよと。國寮宜しく承知して、舊に依て相共に勘申すべし。符到らば奉行せよ。從四位上行左中辨、右大辨正六位上朝臣。(羣載)

③同年同月同日。左辨官、山城ノ國に下す。

川舟を裝辨すべき事。

右權中納言源ノ朝臣基綱宣す。勅を奉ずるに、伊勢齋王擬し、河湯宮より水路を取り、祓除して難彼波に向ひ原、而に作る。先例に準じ、齋王の駕船、并に陪從□厨船等、色に隨つて裝辨せよと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ひ、疎略せざるべし。右大史紀、中辨藤原ノ朝臣。(羣載)

⑤同年同月同日。左辨官、山城ノ國に下す。

葛野菴百枚。折席百枚。

右伊勢齋王、暫く河湯宮に住する鋪設料、例に依て充つる所件の如し。國宜しく承知して、頓宮の儲内を以て早く之を充てしむべし。官符追下す。右大史紀、中辨藤原ノ朝臣。(羣載)

⑥同年同月同日。左辨官、伊勢ノ國に下す。

早速に伊勢齋王の歸京の輿を儲くべき事。

輦輿一基。腰輿一基。

右權中納言源ノ朝臣基綱宣す。勅を奉ずるに、齋王月日殿誤な退宮歸京。宜しく彼國に仰せ、白木を以て件の輿等を造儲せしむべし。其裝束資具、同じく以て調備せよと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。期日近に在り。緩怠を得ざれ。右大史紀ノ朝臣、中辨藤原ノ朝臣。(羣載)

⑦同年同月同日。

五色の薄繩各五尺、大藏に下す。木綿大十兩、麻大五兩、調布五段、食薦丁十枚、米壹斗、宮内に下す。

海藻十斤、宮内に下す。鰓堅魚各五升斤、腊壹斗、鮓、坏拾口、瓶五口、莒五合、神祇官に下す。壹

斗宮内に下す。○壹斗以下の文、當に上の鮓の下にあるべきか。

右伊勢齋王歸京の路次、所々御祓料、神祇官請ふ所件の如し。左辨藤原ノ朝臣。(羣載)

權中納言源ノ朝臣基綱宣す。之を充てよ。(羣載)

⑧同年同月同日。左辨官、山城ノ國、大和、河内、攝津、伊賀、伊勢ノ國に下す。各別祇○祇、恐くは紙。

中取二荷。水甕麻笥二口。瓠四口。

盆三口。塙四口。洗盤四口。已上、水部所○所の下恐らく請字を脱す杓二柄。洗盤二口。○按ずるに、上文の洗盤か、この洗盤か、一誤あらん。韓竈二口

已上、殿部司請ふ所。上文に據るに已上以下、恐らく注文なるべし。

右伊勢齋王入京の儲料件の如し。國宜しく承知して、預待闕怠を得ざるべし。官符追下す。右大史紀ノ朝臣、中辨藤原ノ朝臣。(羣載)

⑨同天皇、元永元年六月八日。太政官、式部省に符す。

散位從五位下大中(臣)ノ朝臣公隆を以て伊勢大神宮太司公衡秩滿の替に補任すべき事。

右公隆去る四月廿五日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、大神宮司は、成功の次第を尋ねて、補任せらるゝ定例也。爰に去る承曆年中、齋宮寮内中外、并に三ヶ院、數十字の殿舎を造營するの上、別宣旨に依て、恒例員數の外、數十字の舎屋を造進す。件の功に依て前宮司宮孝秩滿の替に補せらるべきの由、去る長治元年、具に事狀を注し奏聞を経るの處、依請の宣旨を下さるゝ既に畢る。然らば則ち當時その望を成す輩の中、公隆已に成功の第一たり。採擇の處、誰か敢て肩を比せん。情ら先例を檢するに前ノ伊勢ノ守親神朝臣、前ノ壹岐ノ守敦清、宮司定祐等、各一ヶの院を造進し、皆

以て朝恩に浴す。加以ならず上總ノ介永實、中院一所を造進し、兼日殊賞に關る。而るに公隆既に慕^誤て三ヶ院を造進するの大功、徒らに一兩輩の下臈に超越せらる。大神宮の事、通理を以て先となす。是れ則ち神は非禮を享げざるの故也。今豈成功第一、横に競望を成すの條、豈に以て然るべけんや。仍て斯の旨を勸し、去年奏聞を經、鶴唳達し難く、鴻慈未だ覃ばず。然る間日月推移し、裁報近きに在り。其理を抱くと、非道を訴ふると、僉議の處、唯神鑒に任す。望請す、天恩、先例に因準し彼の成功に依て、大神宮司公衡秩滿の替に補任せらるれば、將に倫理の空しからざるを知らんと。右大臣宣す。勅を奉ずるに請に依れと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。正四位下行右大辨兼中宮ノ亮越前ノ權ノ守藤原ノ朝臣、修理右宮城ノ判官正五位下行内匠ノ頭兼左大辨等博士越後ノ介小槻ノ宿禰(羣載)

④崇徳天皇、大治五年七月十日、左辨官、醍醐寺に下す。

孔雀經を轉讀して甘雨を祈請すべき事。

右中納言源 朝臣顯雅宣す。勅を奉ずるに、去夏以來、炎旱殊に甚しく、稼穡の業、已に其愁あり。三寶の冥助を仰ぐにあらざれば、何ぞ一天の豊稔を期せん。宜しく彼寺に仰せて權少僧都定海をして淨行僧二十口を簡み、今月十一日午の二點若くは申より始めて、三ヶ日間、殊に精誠を致し、件の經を轉讀し、甘雨を祈請し、必らず感應を顯さしむべし。宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。少

史齋部ノ宿禰。在判孝隣(醍醐)

⑤同天皇、天承元年二月十三日。

延曆寺の起請。

六ヶ條の事。

一、止觀等六十卷を習學せず、廣學堅義の請を望むを停止すべき事。

右廣學堅義は、我山の勝事也。一乗の圓宗を弘めて、長く鷲嶺の月を懸け、四教の奧旨を演べて、忽ち龍門の波に浜る。是を以て學徒等、上、王侯將相の子孫より、下、州閭鄉黨の氏姓に至るまで、千里を遠しとせず、^問來一山、松窓を閉ぢて以て鑽仰し、則ち屢空を瓢箪に忍び、苔壁を踏んで以て誦習し、亦殆墜を塗炭に忘る。此の如きの徒、彌よ策勵すべし。抑も摩訶止觀等六十卷は、天台法文の心府也。而るに叡嶽に身を容れ、法水に名を釣るの輩、披闕未だ數軸に及ばず。憍慢自ら一心に深く、纔に少年にあつて、大乘の志を遂げんと欲し、猥りに淺見を課して、廣學の蹤を繼がんと擬す。轅を北にして楚に適くは、此の如きの謂也。若し猶ほ豪貴の命に忤ふを難とし、枉げて庸勦の徒を請ふは、則ち譬へば猶ほ玉卮當なく、盛るに春醪を以てし、鉛刀是れ鈍、割くに美錦を以てするがごときか。然らば則ち六十卷を學び、義理に通達するの者。宜しく件の堅義の請に關るべきなり。慎まん哉。慎まん哉。熊^誤其舉を重ねんのみ。

一、登壇以後、未だ三萬五萬に満たずば輒く五時講、法華三十講、法華三十講の講師。問者の諸請を望むを停止すべき事。

右山中の恒例、五時講三十講は、了因の初心を顯し、大乘の至極を談ず。而るに講師問者等、人を擇んで以て之を請ひ、器を見て以て之を擧ぐ。近代以來、人其人にあらず、器其器にあらず。登壇の後幾年を歷ず、幼年未練の質を以て講説論談の勤を致す。是れ則ち或は權門の吹嘘を假り、或は祖家の書札を捧げ、猥に濫望を致し、僞つて虚名を銜ふ者也、其中未だ俱舎の頌疏を讀まず、法門の名目を諳ぜざるの者、徃々にあり。函丈の席、宛ら聾瘡の如く、鬪方の場、唯だ驚法を表す。學道の凌遲、職としてこれに因る。仍て須らく自今以後、五時講は三萬以上を用ゐ、三十講は五萬以上を用ゐ、殊に清選を以て、能く請定せしむべし。且つ又學頭、并に人師等、各提耳の訓を施し、刺股の功を勵まざしめん。縦ひ須^誤魯と雖も賢を見て齊しからんことを思ふは、所謂蓬の麻中に生じ、揉せずして自ら直き者か。

一、三部の儀軌を讀まず、兩界の行法を修せざる年少の輩阿闍梨位を望むを停止すべき事。

右延曆は則ち傳教大師、承和は則ち慈覺大師、共に萬里の波濤を涉り、同じく三密の淵源を尋ね、胎藏金剛兩部の大曼荼羅、及諸尊壇儀を傳受し、大毘盧遮那經の秘旨、及蘇悉地大法を稟承するの後、功成り志遂げ、法を將て飯朝す。それより最上乘の軌、此の土に傳はり、秘密藏の局、我山に排す。

^{辨、誤字ならん}上は大日如來より、下は未代の弟子に至るまで、嫡々相承け、致々倦む無し。是を以て承和十

年十一月十六日の格に云ふ。兩部の大法、及宗義并に五種護摩「歎」法等を稟學し、修練加行師範となるに堪ふるあらば、阿闍梨位を受けよ。覆審試定して其の名簿を録し、相着^誤奏聞せよと。方今世澆漓に及び、人修練少く、偏へに格條を守つて、人の簡定するなきか。仍て須らく三部の儀軌を讀み、兩界行法を（修する）の者、其の器用を量り、將に以て擧奏すべし。若し然らざれば、豈に推薦を得んや。彼の周鼎、誰か千金の價を稱し、楚鳳、豈九苞の翹を熨^誤せんや。何ぞ況や年少の輩、輒く以て競望する、一は格制の嚴旨に違ひ、二は祖師の素懷に背くをや。顯と云ひ冥と云ひ、慎まざるべからず。

一、凶徒を招集し兵器を營求するを停止すべき事

右始祖大師、初めて此の山を占め、釋尊の遺教、この地に繁昌する以降、止觀窟中、教授懈るにあらず。秘密壇上、修練休むなし。而るに頃年暴惡の輩、自然に相交り、弓箭を松扉の月に耀かし、戈鉞を蘿澗の雲に蓄ふ。勇敢の凶徒道路に遮り、往還の諸人怖畏を抱く。又報敵の者、間々其聞あり。それ僧侶の行全く戒律を守り、精進を以て甲冑となし、柔和を以て衣裳となす。何ぞ驍勇を好み、還つて佛法を蔑せん、就中、春秋の二季、傳戒の時、頭を裹み顔を藏し、刀を挿み劍を横へ、集會の場、自ら濫吹に及ぶ。仍て須らく師主の輩、各教督を加へ、其の所爲を制すべし。但し制止に従はざれば

其の身を追放せよ。是れ藜莠を抜き、稼苗を養ひ、正性を修し、悪行を改むるの義也。

一、僧侶美服を着用し、并に所從童子等の過差を停止すべき事。
右出家の志は、榮利を捨離す。金紫の家に生ると雖も、敢て貴を以て人に驕らず。富貴の地に出づと雖も、敢て寶を以て世に衒はず。唯だ顯密教の肝心を究め、旁々現當世の目足と爲す。縦ひ蔭^蔭襟^襟を着するも方用足らば、則ち諸徳の上首となすべし。縦ひ藍縷を行ふも智行備はれば、亦衆人の師範となすべし。令條を案ずるに云ふ。僧尼は木蘭、青碧、皂黃及び壞色等を着するを聽す。餘色及び綾羅錦綺ともに服用を得ざれと。朝章の制する所、豈に輕蔑を致さん。又童子眷屬、動もすれば衆多を以てす。之を物議に論ずるに、理然るべからず。山門幽僻、松戸寂寥、鶉衣の疎惡と云ふと雖も、何んぞ狐裘の美麗に耻ぢん。仍て須らく恒例入堂の時、童子一人、臨時交衆の日、隨從三人、永く常式となすべし。これに過る勿らんのみ。

一、供養間酒盃數巡に及ぶを停止すべき事

右五戒の中、飲酒尤も重し。若し此の戒を破らば、自ら餘戒を犯す。況んや飲酒醉亂は、令條の禁ずる所、律儀の制する所也、誠内外にあり、誰か率由せざらん。但し嶺雪隙に入るの朝、溪霧家を籠るの夕、若し溫耐の寒を防ぐに非れば、何ぞ宿痾の結氣を療せん。仍て須らく戸の淺深を量り、酒の斟酌あるべし。若し酒癩自ら昏亂を致すに及ぶは、所謂放逸度無く、九種の一也。以前六ヶ條、其旨趣

を録し、之を方來に貽す。仰ぎ願ふ常住の三寶、護世の諸天、伏して請ふ、日吉山王、天台祖師、各玄鑿を垂れ、殊に炳誠を加へよ。抑も近世の學者等、或は偏に夢中の名利を求め、交を洛城に結び、或は身上の飢寒に堪へず、跡を邊土に晦ます。若し又一事心に背かば、^{請謂、誤}□恨を結んで丹丘の雲を離れ、一度恩に漏るれば、忽ち思を變じて玉泉の浪に辭す。^{短慮の拙、自ら失身の媒をなす。}嗟乎傷しいかな。今教諭する所は、山厨煙絶の春朝、猶ほ霞を捨て以て生を養ひ、石龕嵐烈の冬夜、更に雪を聚めて以て學を勵む。若し然れば則ち現世賜紫の榮に誇り、當生登^連違^かの果を證せん。前鑒遠からず。後學宜しく勉むべし。努力努力。請ふ一言の書紳を以て、將に佛の出世に傳へんとす。仍て起請件の如し。^{作者式部大輔藤原敦光朝臣(羣載)}

④同天皇 保延七年 即ち永治元年 六月廿日 右辨官太宰府に下す。

起請文に任せ氏人の進止に背き、事を權勢に假り、安樂寺の別當を濫望する輩を停止すべき事。右彼の寺在京の氏人等、去る二月十九日の解狀を得るに稱く、去る大治年中、北野の聖廟に進納する起請文に稱く、氏僧と稱し氏人に背き、貴所の威を以て安樂寺の別當職を濫望するを停止すべき事。右件の寺は、天滿天神御終焉の地也。桑梓松栢、尙以て崇るべし。氏の舉寺官、誰か以て相妨げん。別當職に至つては、氏僧の中其器量を推し其の性を擇み、六年を以て一任となし、次第に舉補する、その來る尙し。而るに世澆末に及んで、人多く貪婪。在々の禪侶、面々の濫望、貪つて號望する者は

性情惡逆、行能共に闕るの輩也。卑を以て自ら街ふの故なり。直にして號待する者は、法器相備はり年邁老大の人也。寺次營まざるの故のみ。彼と謂ひ此と云ひ、舊の如く前の如く、偏に氏の舉奏に隨はゞ、宜しく神の素意に叶ふべき也。何ぞ營一旦の名利を貪て、忝も累祖の廟謀を贖すべけんや。所謂師子中の蟲、師子を食ふが如きか。就中去る大治年中に僧定祐、恣に謀計を巧み、横に濫望を致し權貴の命に背くと雖も、怒に薦擧の狀、固辭する能はず。偏に廟榮を仰ぐの處、二離未だ墜ちず、吾氏絶つなし。定祐忽ち以て入滅す、信永猶ほ寺務にあり。彼の時に當てや登事みなに觸れ境に觸れて、凶多く恠多し。是れ則ち粹こ意表に出づと雖も、微獨り身上に蒙るか。亭屋忽ち灰燼となり、身體久しく病痾に沈む。情ら此事を思つて、偏に彼の咎を感ず。伏して願はくは靈廟明に冥察を垂れよ。自今以後、氏人の許否を蔑爾するあつて、暗に豪貴の權威を以て、涯分を測らず、若し濫望を致すの輩は、高く靈威を振ひ、立るに冥罰を與へ、内は則ち天神、必ず呵責の誠を加へ、外は亦氏人永く親族の義を斷たん。然らば則ち大業を遂ぐるの人は、宜しく此狀を守るべし。濫望を企るの輩は、其擧を致すなけん。縦ひ末族を受くと雖も、縦ひ崇班に登るも、儒者にあらざるよりは、家事を知るべからず。明誠炳として、今に朽ちず。請ふ一言の呈信を以て、將に萬代の炳誠となさん。仍て起請件の如し。望請す、天裁して、件の起請文に任せ、早く宣旨を下され、將に敬神の政令を仰ぎ、非據の濫望を斷たしめんと。權中納言藤原朝臣成通宣す。勅を奉ずるに請に依れと。府宜しく承知して、宣に依て

之を行ふべし。大史小槻ノ宿禰在判。 右中辨源ノ朝臣在判。 (東鑑)

④近衛天皇、康治二年四月十九日丙午。齋内親王の禊。權中納言藤公能卿、參議藤清隆卿その事を行ふ。右衛門ノ佐藤宗保、失火の穢ありと雖も、前駟に勤仕し畢る。但し本院の座に着せず。

觸穢の人御禊の前駟を勤むる例。

長和元年四月廿二日。御禊當の如し。但し前日より内裏に、死穢あり。然りと雖も行はるゝ所なり。或は觸るゝ人々奉仕す。但し齋院の座に着かず。立ちながら奉仕すと。(世紀)

第五篇 卷七

近古

神官僧侶の八

○後鳥羽天皇、文治二年三月十日。伊勢ノ國神宮の御領御園の御廚の地頭等に下す。

早く先例に任せ、御上分の神役、并に給主禰宜の得分の物を辨備すべき事。

右當國神領神民の中、狼籍を停止せしめ、限ある御上分の雜事、并に給主禰宜神主得分の物、對捍を致さず、先例に任せ、辨備せしむべき也。若し處の異損に依て、本法の辨に泥まば、地頭得分と雖も、慥に正物を急用せしむべし。神役に於ては、敢て闕くべからざるの故也と。御園御廚の住人、宜しく承知して緩怠すべからざるべきの狀件の如し。(東鑑)

○同年九月五日。近江ノ國安曇河の御廚に下す。

早く定綱の知行を停止し、先例に任せ、神役を勤仕せしむべき事。

右件の御廚は賀茂別當の社領也。而るに近日彼の定綱の無道の知行に依て、限ある神役、闕怠に及ぶの旨、社家の申狀を以て、院より仰せ下さるゝ所也。自今以後に於ては、早く定綱の知行を停止すべ

し。武士の妨の外は、直に奏聞を経て、御裁定を蒙むらしむべき状件の如し。以て下す。(東鑑)

③同三年六月廿日。伊勢ノ國御領内の地頭等に下す。

早く無道狼籍を停止し、内外宮の神主等の下知に従て沙汰を致すべき事。

右件の謀叛の輩の所領に於ては、先蹤に任せて地頭職計を補せしむるの處、各自由の濫行を致し、或は所々を押領し或は神人を煩すの由、其聞あるに依り、神役を先にすべきの由度々下知せしめ畢る。仍て神宮官等、沙汰を致さんと擬する處、光員の文に任せ、地頭に補するの輩、尙ほ所々押領し、神領の煩を致すの由その訴あり。所行の旨、甚だ以て不當也。自今以後、神官の下知に従て、神忠を致さしむべし。縦ひ地頭と雖も、何ぞ神人を煩はし神役を怠らん。宜しく件の狼籍を停止すべし。若し違背せしむるに於ては、慥に交名を注し言上すべきの状件の如し。以て下す。(東鑑)

④同年七月廿七日。下す。信濃ノ國庄園公領沙汰人等

早く善光寺造營の間土木人を結縁助成すべき事。

右件の寺は靈驗殊勝の伽藍なり。草創年舊く、堂宇破壊し、加以ならず動もすれば火災の難あり。礎石の外更に殘なし。有情の輩、何ぞ此事を歎ぜざらん。早く國中庄園公領を云はず、一味同心與力、勸進上人士木の間にて人夫を勵出し、其功を終らしめよ。若し此功に奉加せざるの者は、所知領掌の儀あるべからざる状件の如し。以て下す。(東鑑)

⑤同年十月廿九日。政所、常陸奥郡に下す。

早く鹿嶋毎月御上日料の糶百十石を下行せしむべき事。

多賀ノ郡	十二石五斗	佐都ノ東	十四石
佐都ノ西	九石八斗	久慈ノ東	三十六石一斗
久慈ノ西	十四石三斗	那珂ノ東	十三石九斗
那珂ノ西	十九石四斗		

右件の糶毎年懈怠なく、下行すべきの状件の如し。中原、藤原、大中臣、主計ノ允、前ノ因幡ノ守中原(東鑑)

⑥同天皇、建久五年七月五日甲子。入唐の上人榮西、在京の上人能忍等、達磨宗を建立せしむるの由風聞す。停止せらるべきの旨、天台の僧徒奏聞す云々。停止に従ふべきの趣宣下せらる。(百練)

⑦順徳天皇。建暦二年三月廿二日。宣旨。左大臣
右大臣

一、六齋日の殺生を禁斷すべき事。

抑も漁獵の制、前後懇勲就中明主仁を施し生を好むを本となす。加之、禁戒は則ち十重の初となす。禁又禁ずべし。制法は已に六齋の外を許す。制何を制せざらん。京畿諸國に下知して、毎月件の日々永く殺生を禁斷せよ。若し尙ほ違犯せば、慥に所部の官司に仰せて、宜しく科決せしむべし。但し伊

勢大神宮、賀茂社已下の神社、例有る供祭に於ては、制限に在らず。

一、僧侶の兵仗を停止すべき事。

抑も近來僧侶の行、放逸を先となす。加之ならず觀念是れ暗く、心四禪の夜月を隔つ。印契忘るゝ如く手に三尺の秋霜を堤さぐ。破戒の罪、責むとも而も餘りあり。滅法の因、職として斯に由る。洛中洛外、諸寺諸山、慥に嚴戒を加へ、法に任せて科斷せよ。藏人民部ノ權、少輔藤原ノ資頼奉ず。(建曆)

⑧同年同月同日。

一、京畿諸社の祭の供奉人裝束已下の過差を停止すべき事。

抑も邊鄙の民、下愚の輩、或は綾羅錦繡を裁し、或は金銀珠玉を飭る、神事の嚴重に似ると雖も、偏に國家の煩費をなす。永く禁制に従ひ違濫すべからず。藏人民部ノ權、少輔藤原ノ資頼奉ず。(建曆)

⑨同年同月同日。宣旨。左大臣
右大臣

一、如法に勤行すべき諸社の祭祀神事等の事。抑も吾朝の彛範は、神を敬するを先となし、萬機の

繁務は、祭を慎むに過ぐるはなし。是を以て治邦安民、恐くは幽冥に馮らん、恒例臨時、宜しく禮儀を儼にすべし。而るに有司怠慢にして職掌を調へず、諸國拒捍して本條を忘るゝが如し。只だ乖忤のみにあらず、且是れ神禁を狎驢す。事の陵夷、責めて餘あり。早く祭式を守り、宜しく催行せしむべし。就中祈年祭已下四度の祭、幣物案下の勅ありと雖も、上設の備、諸國諸社奉送の實なきが如し。

建久二年の符旨に任せ、須らく遵行せしむべし。兼て又祈年穀以下伊勢の幣、率分、物を納むる所の

國、或は近年季充季充、日次、
充貢に作る。猶ほ所混日次、謚
に作る。を致し、或は當日の刻限、纒かに以て進濟す。然る間

儀式空しく夜景に入り、奉遣殆んど曉更に及ぶ。自今以後、専ら謹慎を存し、永く懈緩する勿れ。

一、如法に勤行すべき恒例臨時佛事等の事。抑も禳災招福、偏に佛陀を仰ぐ。顯教密法、精勤を抽

んずべし。就中八省の御齋會、眞言、太元の兩法は、講肆の薰修を積む也。春花久しく傳ふ。密壇の

請祈を専らにする也。夜月傾くなし。既に三春最初の御願たり。豈に一歳安寧の上計にあらずや。而

るに頃年一會兩法、施供尚ほ闕け易く、恒例臨時、排備殆んど廢するが如し。是れ則ち所司の擁帶、

宰吏濟し難きの所。慥に先符を守り、宜しく勤行せしむべし。

一、封ある社司をして本社を修造せしむべき事。

一、諸寺執務の人をして本寺を修造せしむべき事。抑も己上修造の勤、格條炳たり。而るに社司寺

司等、徒に社領寺領の利潤を貪つて、本社本寺の破壊を顧みず。然る間最叢祠籬荒れて、秋露空しく

滴り、蘭若檐頼れて春雨留まらず。須らく小破に随つて、且に修理を加ふべし。而るに大損に及んで

始めて奏聞を經、頻りに別功を申請し、剩に己が忠となし、僞て致造畢ると稱す。偏に公平を忘る之

を政途に論ずるに、殆んど科條を指す。慥に彼の司等をして連々に修造を致さしめよ。若し符旨に背

き、尚ほ懈怠あらば見任を解却し、人を撰んで改補せよ。兼て又殊功あらば宜しく褒賞を加ふべし。

但し其領幾くならず、其勤及び難き者は、損色を注して言上を經よ。別功に課つて造營せしめん。

一、京畿の諸國諸社の末社を建立する別功を停止すべき事。抑も近曾愚拙の徒、恣に仁祠を帝都の
際を立て、知行の輩、屢々末社を神領の中に祝す。敬神の有餘に似たりと雖も、還て費祭の不信に涉
る。加之、別宮末社の加増に就て、都鄙田地の掠領を致し、敗法亂紀斯より甚しきはなし。自今以後
永く禁遏を加へ、若し猶ほ嚴制を怕れざれば、縦ひ奉鎮を企てしむと雖も、慥かに停廢の儀に従ひ、
如左の禮を致す勿れ。皇憲に乖違せば其れ神鑒を奈何せん。違犯の輩に於ては、法に任て斷定せよ。
一、諸國の吏國領を神社佛寺に寄進するを停止すべき事。抑も如聞く諸國の吏、或は身の祈と稱し
或は人の語を得て、恣に國領公田を以て、神社佛寺に寄進し、又當時奉寄の志にあらず、剩へ永代免
許の字を載す。新司之を停めんと欲すれば、則ち本所頻りに愁緒を結ぶの源をなし、當任之を充んと
欲すれば、亦後代定めて立錐の地を殘さざらんか。吏途の法、循良術を失ひ、聖斷の處、裁封煩あり
謂ふ其不治、職として斯に由る。不帶勅免の地に於ては、宜しく國をして領せしむべし。兼て又自今
以後、永く停止に従ひ、更に然らしむる莫れ。

一、伊勢大神宮以下、諸社司奏上狀を進り猶ほ濫(訴)を企つるを停止すべき事。抑も諸社訴ある
の時、狀を勸して官に付し、官、頭藏人を以て奏聞す。理非を尋ねて成敗し、狀跡に隨て裁斷す。是
れ則ち聖代の勝躅、明時の軌範也。而るに近年、外は例に任て上達せしむと雖も、内は縁に就て猶ほ
濫奏を企つ。已に次第の裁定を待たず、偏に諸人の形勢を伺ひ、已に媚を奥に求めて、裁を理に仰が
ず。神は非禮を稟けず、定めて冥慮に乖違する者か。就中、理訴は、理に就て決斷せらる。執奏の人
之を我が功と稱し、非據は、非に依て裁報なし。上達の輩、殆んど聖斷を猜ふ。政道の濫吹、何事か
旂に加へん。自今以後、慥に停止に従へ。若し嚴禁に拘らざれば、宜しく重科に處せしむべし。

一、所部の官司をして諸社神人、諸寺惡僧の濫行を停止せしむべき事。抑も神人は齋敬を本となし
僧徒は修學を先となす。而るに頃年猛惡の民、神人と稱して城に盈ち、愚癡の侶、寺僧と號して郭に
溢る。神眷を顧みず、偏に鼻惡を致し、佛意を憚からず、剩へ狼喚を事とす。濫行の至、責むとも餘
りあり。自今以後、慥に禁遏すべし。若し嚴制に拘らざれば、法に任て糺斷せしめよ。

一、賀茂祭の使齋王の褌に、供奉の人笠車及び從類裝束の過差を停止すべき事。笠車金銀珠鏡錦繡
薄等、之を停止すべし。

隴近衛官人已下の衣服。

金、銀、珠、鏡、錦繡、綾羅、織物、銅薄、狩襖、擣裡停止すべし。擣衣に於ては、制限に在らず
馬副手振、

擣衣伏組繻等、停止すべし。
小舍人童。

櫛の制に同じ。

雑色舍人牛飼

上に同じ。但し擣衣は一切に之を停止せよ。抑も笠車の風流、僮僕の衣裳、空しく十家の産を費し偏に一日の美を擅にす。禁奢の法、豈以て然るべけんや。櫛に符旨を守り、永く停止せしめよ。

一、同使等櫛近衛の官人祿法の過差を停止すべき事。抑も治承宣下の後、建久折中の法、粗ぼ行に似ると雖も、動もすれば人に過差あり。櫛に彼の法を守り、違越せしむる莫れ。(建曆)

⊕同年同月同日。宣旨。

一、僧侶の裳袈裟、最上の絹織絹等、之を停止すべし。同じく草鞋は錦を押せざれ。(日次)

⊕後堀河天皇。貞應二年六月。廳宣。大枝郷。判。

早く前の大禰宜政親の子息鬼三郎丸を以て給主となし限ある神事を勤行せしむべき事。

右鹿島東大神宮御祈禱衆供僧等の解状を得るに稱く。大枝郷所課大般若經、奉讀懈怠の事件。御經奉讀□發願。供僧隆豪、眞慶兩人、根本の請僧也。當大禰宜給主以後、他人を改め請せしむ。甚だ其謂れなきの上。一切其勤なく五ヶ年に及ぶ。旁ら罪科輕からざる者也。言上の恐ありと雖も惡事を見て制止を加へざれば、即ち自身の犯罪也。舊記を仰ぎ、恐々憚らず言上せしむる所也。望請す國恩、御祈禱懈怠の給主を改定せしめ、仰付正直神官□□□、慈哀を垂れ、御祈禱成就疑なしと、解状の如

きは、其謂れなきに非ず。代々の國吏神領を立量せしむるは、神事を勤行する料也。而るに則ち長く神物を抑留し、神事を懈怠するの條、神慮恐あり。仍て政親の三男鬼三郎丸を以て給主となし、限あるの神事、懈怠なく勤行せしむべし。若し闕怠出來の時は、改めて御沙汰あるべきの狀、宣する所件の如し。在廳の官人等、仰に依て之を行へ。以て宣す。大介藤原朝臣。(鹿島証)

⊕四條天皇。文曆二年即ち嘉禎元年正月廿七日。

一、僧徒の兵仗禁遏せしむべき事。

嚴制已に重疊。中に就き山僧の武勇に至ては、承久兵亂の後、殊に停止せられ畢る。而るに近年弓箭兵具を帶し、洛中に横行するの僧徒、多く以て其聞えあり。直に彼の物の具を奪留せば、定めて又喧嘩に及ばん。自今已後に於ては、早く然る如きの族を伺ひ見ば、京中と云ひ邊土と云ひ、出入の所々を見知し、之を注申せらるべし。交名に隨つて本所に觸れ達し、其身を關東に召下し、誠御沙汰あるべきの狀、仰に依て執達件の如し。

武藏ノ守
相摸ノ守

駿河守殿
掃部助殿 (沙汰齋進)

⑤龜山天皇、文應元年六月十二日戊申。

諸國の寺社大般若經轉讀の事。

國土安穩疾病對治の爲め、諸國の寺社に於て大般若經、最勝仁王經等を轉讀せらるべき也。早く其國寺社の住僧に仰せて、精誠を致し轉讀すべきの由、地頭等に相觸れしむべき也。只だ地行所に於ては下知せしむべきの狀、仰に依て執達件の如し。

武藏ノ守

相摸ノ守(東鑑)

⑥同天皇、弘長元年二月廿九日辛酉。

一、諸社神事勤行の事。

祭は豊年に奢らず、凶年に儉せず、是れ禮典の定むる所也。而るに近年神事等、或は陵夷して、古儀に背き、或は過差して世費を忘る、神慮測り難し、人何の益あらん。自今以後、恒例の祭祀、陵夷を致さず、臨時の禮奠、過差せしむる勿れ。(東鑑)

⑦同年九月廿五日、宣旨。

傳燈大法師眞祐、殊に天恩を蒙り、八幡宮大塔勸進の例に任て、淀津に於て上洛船一艘、別に錢貨十文を取り、元の如く金剛山内外院の寺社を造營すべき由を申し請ふ事。

仰す請に依れ。五ヶ年を以て、年限となすべし。(妙槐)

⑧伏見天皇、正應四年七月。關白左大臣家政所、常陸ノ國鹿島社の神官等に下す。

早々相傳の理に任て中臣の朝親を以て元の如く當社の大禰宜職となすべき事。右彼の朝親の解狀を得るに稱く。當職は朝親譜代の正流たり。而るに實則則景等、動もすれば濫訴を致すと雖も、神慮に相叶はず。且つ實則は、日次の御膳を闕如し、則景は、博奕瑕瑾の科あり。之に依て各々其望を斷たれ畢る。爰に宗則又異姓の身として、中臣氏と號し、競望するの條、謀計の企、何事か之に如かん。兼て又代々の大禰宜職、分附の間、立用神田は重名等を用て、或は異姓の他人に讓與して、別相傳と稱し、或は甲乙人に活却して社役に隨はざる間、神用闕如の條、不便の次第也。然らば先例に任せて、朝親當職に補任し、神領本納加納の内、小牧大枝ノ郷、同立用神田以下、高棧敷二間、南三味院、田畠上能名田等を知行すべきの由、政所の御下文を成し賜らんことを欲すと。且つ相傳の理に任せて、彼の朝親を以て大禰宜職となし、神領等を進退領掌せしむべきの狀、仰する所件の如し。神官等宜しく承知して違失するなかるべし。故らに下す。日案主左京ノ進中原。(鹿島證)

⑨後醍醐天皇。延元元年光明天皇 建武三年十一月七日。

一、寺社の訴訟、事に依て用捨あるべき事。

或は威猛を振ひ、或は興隆と號し、又奇瑞を耀かし、又御祈と稱す。此の如きの類尤も御沙汰を盡さ

るべき也。(建式)

⑤後村上天皇、興國六年光明天皇康永四年即ち貞和元年七月廿六日。宣旨。今月上旬以來、彗星出現して變を示す。司天勘奏聞□夫れ天道高遠、陰陽測られず。朕が薄徳を以て、争てか咎徴を被むるを謝せん。仰ぐ所は神明の鎮護也。玄應虚しからず。馮む所は、佛法の冥威也。禍妖盍んぞ消除せざらんや。仍て宜しく五畿七道の諸國に下知し、來る九月中、郡々の靈社、處々の仁祠に於て、神樂奉幣の禮奠を相設け、仁王般若の妙經を轉讀し、永く災異を他方に攘ひ、大平を吾朝に被むらしむべしと。藏人ノ頭左中辨兼春宮ノ亮藤原ノ宗光奉ず。(圓太曆)

⑥同天皇、光明天皇貞和元年

一、六齋付、二季彼岸殺生禁斷の事

先例を守り堅く停止に従ふべきの由、諸國に仰すべし。(沙汰篇追)

⑦後龜山天皇、正平二十三年後光嚴天皇貞治七年即ち應安元年二月十三日。諸山入院禁制の條々。

一、諸山の長老拓請之を停止すべく、法券證明、白槌たるべき事。

一、入院の時、禮儀物白槌以下、銀劔一腰、小袖一重、杉原一束の外、武家の御禮并に奉行人の引出物、一向に之を停止すべし。諸山以下、後日禮の時子細同前。

一、住院の年紀、一回に満たざれば、東堂の列となすべからず。或は三年或は五年、宜しく縁に任す

べき事。

一、入院已前、兩班評定と號し、諸耆舊招請、并に入院以後、大衆巡請、一向に之を停止すべし。若し違法の長老に於ては、公請會合の時、諸長老列座すべからざる事。

一、兩班侍者暖寮、固く之を停止す。若し禁法を犯さば、其身に於ては寺家を追出し。諸方の叢林に於ては、名字を行ふべからざる事。

次に暖寮の禁制に依て、面を換へ名を假て、其沙汰を致すの由其聞あり。若し其請に赴むく輩あらば西堂の單寮に於ては、禪院の公文を成し下さるべからず。其下、大小耆舊の罪科同前。食物を専らにし、人材器用を擇まざれば、佛法の衰微となす。故に同じく禁制する所なり。(建式追)

⑧同年十月十三日。

一、五山十刹已下、住院年紀の事。

康永の法の如きは、三ヶ年を限るの處。近年僅かに四五ヶ月中、退院の間、一回を経ざれば、西堂の名字を止むべきの由、沙汰先に畢る。これ併しながら入院の連綿、寺用失墜の基たるの條、然るべからざるが故なり。若し一回を過ぐと稱し、退居を免ぜらるれば、毎年入院相續すべきの間、寺の煩費休むべからざらん。自今以後に於ては、住院、中一年を経べきの旨定め置く所なり。然れば縦ひ二夏を過ぎず、三十六月に足らずと雖も、退院意に任すべし。將亦老體現病の住持は、此法に拘はらず、

宜しく時宜に依るべし。(建式追)

③同天皇、建徳二年後光嚴天皇
應安四年正月廿二日。

一、五山十刹以下、住持職の事。

康永の法、嚴重の間、理運器用に任せて、撰補せらるべきの處、近年真俗の口入に依て、參差の儀、出來の條、然るべからざるの上は、一向に停止せしむべし。若し違犯の擧達あらば、縦ひ其仁に相當ると雖も、永く住院の號を免すべからざるの旨、先公の御時、重ねて定め置かれ訖る。今更に豫儀する能はず。向後固くかの法を守り、其沙汰あるべし。(建式追)

④同天皇、文中元年後圓融天皇
應安五年二月九日。

一、諸山入院證明召請の事。

白槌一人たるべきの由、貞治七年二月十三日、行法せらると雖も、聊か無人數の條、然るべからざるの上は、向後に於ては、舊遍の如く勸請あるべきか。但し禮物に至ては、先度定め置かれし旨に任て白槌一人の外、之を停止せしむべし。寺社の煩費たるに依てなり。此の趣を以て宜しく五山十刹等に觸れ達すべし。(建式追)

⑤同年四月十五日。禪院法則の條々。

一、兩班の事。

右自今已後、二節を経ざれば、差し改めらるべからず。若し此法に背かば、名字を止めらるべき也。

一、僧員の事。

右曆應以來、三百五十人たるべきの由、定め置かれ訖る。此の外過上せしむるに於ては、固く掛塔を停めらるべきなり。

以前の兩條、先て建仁寺に仰せられ訖る。その子細、其子細同じく五山に觸れ達せらるべし。(建式追)

⑥同年八月十七日。

一、東福寺の事。

大刹の位たれば、定め置かるゝの法に任て、住持は三年を経曆し、兩班は二節を送るべきの處、既に法則に違背し、雅意に任せて、朝進暮退の條、五山の一例にあらざるか。所詮然る如きの住持兩班に至ては、公方に於て東堂耆舊の名字を用うべからざるの上、佗寺會合の列座、同じく停止せらるゝ所なり。此の趣を以て、寺家に觸れらるべし。(建式追)

⑦同年同月廿八日。東福寺の事、定め置かるゝの法に背き、五山の列にあらざるの間、武家相綺ふべからずと雖も、自今以後、法則を守るべきの旨、大衆一同、子細を申すに依て、其沙汰ある所なり。然らば早く先づ耆舊兩班を以て、勤行致すべきの由、寺家に之を仰せらるべし。(建式追)

⑧同年九月四日。

一、萬壽寺兩班座位の事。

萬壽寺兩班座位の事。五山の列たるべきの由、去る貞治二年事書に載せ、定め下さるゝの處、今に遵行に及ばざるの條、大いに然るべからず。仍て重ねて仰せらるゝ所也。所詮先度事書の旨を守り、彼の寺々の耆舊、參暇せしむるの時、當寺の座位は名字に任て、敢て以て違亂あるべからず。今度、猶ほ住持と云ひ大衆と云ひ、異儀に及び上裁に背くに於ては、須らく寺訴を閣かるべきの上、張本に就て罪科に處すべきの狀、仰せに依て執達件の如し。

武藏ノ守判

南禪寺長老

自餘五山、文章同前。
(建式進)

⑤同年同月同日。

一、當寺耆舊座位の事。名字に任て違亂あるべからざるの由、四ヶ寺に仰せらるゝ所なり。存知せらるべきの狀、仰せに依て執達件の如し。

武藏ノ守判

萬壽寺長老

(建式進)

⑥同年十月十九日。東福寺の條々。

一、掛塔を止むる事。

僧籍の如くば、現住六百〇三人、沙喙三十人云々。參隨者を加へて、殆んど七百人に覃ばん。五山の法、歴應以來度々その沙汰あり。三百五十人たるべきの由、定め置かれ訖る。假令ひ加増の儀ありと雖も、四百人に過ぐべからず。但し當寺武家の沙汰に及ばざるに依て、此の如く羣居せしむるか。今に於ては輒く交割し回し。所詮向後固く掛塔を停止せらるべし。且つ起單の闕ありと雖も、敢て參暇を許さるべからず。偏に是れ僧員を減ぜられんがためなり。若し違犯せしめば、殊なる沙汰あるべし。(建式進)

⑦同年十一月十八日。

一、諸社の神人等、訴へ申す喧嘩の事。

或は本訴の理を帯び、或は不慮の儀に依て、神人等殺害刃傷せらるれば、尤も裁許あるべし。而るに近年所務負物以下に就て、動もすれば姦謀の企をなし、鬪殺に覃ばしむるの時、訴訟を致す。云々。政道の違亂、諸人の煩費也。誠めざるべからず。然る如き事に於ては、一向に許容の限にあらざるの上、神職を解却し、須らく其身を罪科に處すべし。將た又社務、非據吹嘘に出ば、奏聞を経て所職を改め、器用の仁を補せらるべし。(建式進)

⑧同年同月廿一日

一、東福寺付、門前檢斷の事。

五山の法則に任せて、寺家の沙汰たるべし。若し殊なる事出現の時は、侍所に觸れらるべし。(沙汰篇追)

③同二年 後醍醐天皇 應安六年 十月九日。

一、關東五山の事。

任持職に於ては、京都より定め下さるゝの條、子細に及ばず。其外細々の事向後關東の御沙汰たるべき也。且つ規式の條々、曆應康永の御事書を守り、五山一同に、改動あるべからず。寺家違犯の儀は嚴密に誠沙汰あるべし。次に住院年紀以下の事、住持は三年を経歴し、兩班は二節を送るべきの由、先度仰せられ畢る。若し其期滿たず、退居改替に及ばず、須らく名字を止めらるべき也。但し重病現在せしむる者は此の限にあらず。宜しく子細を御注進あるべし。(建式追)

④同天皇、元中三年 後小松天皇 至徳三年 八月廿五日。

一、山門并に諸社神人等の事。

山門并に諸社の神人等、諸事に就て催促と稱し、數多を率ゐて亂入狼籍に及ぶ事。先々その法を定め置き、停止あるの處、近年猥りに違亂云々。誠しめざるべからず。或は忽ち當座の耻辱に覃ぶの間、不慮の喧嘩出來、或は後代の瑕瑾を塞がんがため、所當の罪科を顧みざるか。政道の違亂、諸人の煩費、職としてこれに由る。仮ひ洛民の住所たりと雖も、禁遏あるべし。況んやその仁に於てをや。所詮次第の訴訟を経ず、然る如きの企あらば、本訴に於ては理運を帶ぶと雖も、永く弃捐せらるべし。

神人に至ては、先例に任せ侍所に仰せて、其身を召捕り、接樓あるべし。(建式追)

⑤後土御門天皇。文明十年四月十五日。

一、今八幡社頭、并に御神領の事條々。

一、修理造營の時 社領中人足催促あつて召仕ふべきなり。然れども地子辨濟と號し、人足以下の諸役を勤仕せず云々。大綱修造の時は、縦ひ地子たりと雖も、收納地、之を相催すべし。若し異儀に及ぶの仁は、社領中に居住すべからざるの事。

一、御家人中、所望の地ありと雖も、神人の居宅を立つべからざる事。

一、諸役知行の仁と曰ひ、毎事無沙汰の時は、其地を召し放つべき事。

一、社邊の掃除は、宮司并に神人等、奔走を致すべき事。

一、諸人、屋地と號し、神領の内を申給ふと雖も、則ち家を作らず地料を辨收せず。剩さへ彼の地内に於て、百姓を定め置き、地子を納め取り、偏に私領の如く、受用の族あり、云々。自今已後に於ては、縦ひ上裁を以て預給と雖も、此の如きの仁に至ては、子細を言上し、社家のため件の地を召し放つべし。若し又居住しながら地料を社納せざれば、訴訟の是非に就いて、其家を其地に付け渡さるべき事。

右條々堅固に仰せ出さるゝ所なり。此旨を以て其沙汰あるべきの狀件の如し。

遠江ノ守 正任 奉。(大内壁)

⑤同十八年十一月四日。

御代々御年忌、其寺に至て各出仕あるべき當日の事。

乘福寺。三月六日。

永興寺。三月六日。正壽寺。十一月十五日。

香積寺。十二月廿二日。

國請寺。六月廿八日。澄清寺。七月廿八日。

關雲寺。九月三日。

右先例に任せて、當日未明、當寺に至て各參候あるべし。直垂裏打此の出仕の事は、縦ひ兼日相觸れられずと雖も、必らず參上せらるべきの由、仰出さるゝ所也。壁書件の如し。

伴田大 炊 助 奉。(大内壁)

⑥同天皇。延徳四年即ち明應元年六月。

築山築地の上に、祇園會其外自然の見物の制止を加へ畢る。殊に御寶殿、同鎮守邊、諸人羣集し、剩へ石築地の上に於て棧敷を構ふる事、堅固に御禁制也。但從行寶院殿之時者自守家對馬奉行御尋之。若し此旨違背の族あらば、嚴科に處せらるべきの由、仰出さるゝ所。壁書件の如し。(大内壁)

⑦同天皇。明應四年八月八日。

長府御祭禮の事。長門府一二の宮御神事に就て、仰出さるゝ條々。

一、御祭禮を専らに、諸篇其節を遂ぐべき事。

一、御神事に就て申すべき子細あらば、御祭禮已後言上すべし。若し御祭禮を望み、申談しあらば、

縦ひ道理たりと云とも、後日に罪科に行はるべき事。

一、當町諸商賣の成敗。嚴重たるべき事。

一、押買狼籍 堅く制止すべき事。

一、公方買と號し、守護買前と號するの儀。堅く停止すべき事。

一、諸國の廻船に對して、無理非法の儀あるべからざる事。

右事書の旨。若し違背の族あらば、成敗を加ふべく、事の體に隨て、その身を留め置き、上裁を經べきの由、仰出さるゝ所、壁書件の如し。

沙 彌 奉 正 任

大 藏ノ丞 同 貞 頼

左衛門ノ尉 同 武 明 (大内壁)

⑧同六年三月十四日。勅す。靈山心印の老漢、重ねて會裡の花を拈し、趙州玄旨の孫、孫上、恐らく脱字あらん。兼ねて庭前の栢を指す。前任大徳宗真和尚、千差萬別飯一源、七通八達發大道。燎祖煖祖、式て自己の力量に隨ひ、殺人活人、古徳の手段に墜らず。吐露す、無爲無事の境界。撥轉す、向上向下の機關

今箇の藪林、本朝無雙の禪教を仰ぎ、新製の宸藻、大用三世の師號を加ふ。特に佛宗大弘禪師を賜ふ。(和長)

⑤後柏原天、皇永正七年八月九日。

一、神職の輩自身殺害の事。

制戒勿論也。但し他に取懸らるゝの儀あらば、災を拂んが爲、期に臨んで不慮の殺害の事に及ぶは、自科となすべからざるの由、先段事舊訖る。神道は道理を以て正直となすの謂、將た亦他人に仰せてその沙汰を致す事、古今猶豫に及ばざる者也。就中父自身殺害の儀ありと雖も、其子神職に補する例連綿哉。奉公外様諸國御家人等、大社の神職に居りながら、合戦並に自身の殺害を致す事眼前哉、怒じひに代官を以てその神役を勤め、件の神領自ら専らにする事、勝計すべからざる者哉、之を以て之を存するに、殺害の咎、其子孫に及ぶべからざる者か。

吉田從二位兼俱 (沙汰篇追)

⑥同九年四月廿一日。

一、諸社祭禮以下神事に就て訴訟の事。付、法會等、之に準ずべし。

向後に於ては、廿日以前に言上せしめば、披露を致すべし。若し此日限の内、訴訟に及ばず、理運をなすと雖も、其沙汰あるべからず。(建式追)

⑦同十六年八月。

一、第一佛神を信じ申べき事。

一、拜みをする事、身のをこなひ也。只こゝろを直にやはらかに持、正直憲法にして、上たるをば敬ひ、下たらをばあわれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にもかなふと見へたり。たとひいのらずとも、此心持あらば、神明の加護者有之べし。いのるとも心まがらば、天道にはなされ申さんとつゝしむべし。(早廿一)

⑧後奈良天皇、天文十六年六月、定置。五十五ヶ條の内。

一、淨土宗と日蓮黨と、分國に於て、法論あるべからず。若し取持人あらば、師壇共に罪科に處すべき事。

一、禰宜並に山伏等の事は、主人頼むべからず。若し此旨に背かば、公國徘徊、停止たるべき事。(信玄)

⑨正親町天皇、永祿元年四月。九十九ヶ條の内。

一、佛神信ずべき事。云ふ。佛心に叶へば則ち時々力を添ふ。横心を以て人に勝つは、則ち露はすべくして亡ぶ。傳に云ふ。神は非禮を享けず。(信玄)

⑩同天皇、天正九年七月四日。定。

一、善光寺、小御堂坊中并に町屋敷等の儀、栗田の計たるべく候上は、他の綺ひあるべからず候事。付。但し仕置等、相違の儀あらば、下知を加ふべき事。

一、同町屋敷、諸役の儀。向後之を免許せしむる事。

一、六月の高棚、上町にこれあらば、諸法度以下、栗田の計たるべき事。

一、佛前拜趨の僧、上下共に普請を致すべからず。但し據なき儀に於ては、如來崇敬の爲に候の間、若輩の人は、相勤むべき事。

一、信州本善光寺より、集來の僧俗、或は罪科人等、出過錢等の役儀、一切之を停止し畢る。但し佞人あつて盜賊を隠し置き、又は國法に背く者は、嚴科に行ふべき事。

右の條々法性院殿御直判を以て定め置かれ候上は、自今以後、彌よ相違あるべからざる者也。仍て件の如し。(甲陽)

⑤後陽成天皇、慶長二年三月廿四日。

掟。

一、諸社神事祭禮等、先年より相定むる如く、退轉あるべからざる事。付。其社領寄進の物を以て成るべき程は、修理を加ふべし。若し大破に及び叶はざる時は、奉行人迄、相理るべき者也。右無沙汰に於ては、神主社家、曲事たるべき事。

一、諸寺勤行の事等、有り來りの如く懈怠あるべからず。并に寺家の造營、其寺領を以て修補すべき事。

一、諸宗其道々、専ら相嗜まるべき事。學文已下、自餘に抽んでらるゝに於ては、其功に隨つて出世寺家に寄らず、望み次第たるべき事。

一、出家形儀の事、一には上聞を遂げず、落墮仕るに於ては、忽ち死罪に行ふべし。一には叶はざる子細これなくば、夜中の出行停止。一には亂行の輩、聞立て申し上るに於ては一ト稜褒美すべし。

右の條々猥るに於ては、其輕重に依て、流罪死罪たるべき事。

一、國中寺家讓様の事。心當りを以て上聞を遂げ、其上沙汰に隨つて相讓らるべし。縦ひ一弟子たりと雖も、勿論その器用次第たるべき事。(元親百ヶ條)

第五篇 卷八

中古の八

農工商の九

○圓融天皇、天年元年四月七日。

主計ノ權少屬川瀬ノ保平を以て稟院長殿ノ勾當となし、諸國進る所の雜物を檢納せしむべき事。右左大史大春日ノ朝臣良辰、去る二月十四日の解を得るに稱く。良辰蹤跡あるに依り。兼て稟院長殿ノ別當に任ず。謹んで案内を檢するに、官物を出納するの勤。監物は只だ當日の事を知り、主計は永く終始の辨あり。方今諸司の度手に依り。事の緩怠に依て、必ずしも定日なし。只だ見參に依て、その日の事をなす。爰に諸國の吏、公文を勘濟するの日、本司寮料の返抄なしと稱し、更に勘會の煩を致す。誠に朝章に違ふの怠、度手の人にと雖も、國宰緣事の稽失を相憚り、還て宣旨を申すの煩を致す。彼の當日を知るの監物猶ほ其人を定めらる。況んや終始の辨を勤むるの主計、何ぞ其人を置かざらんや。望請す、宣旨を下され、監物の例に準じ、永く主計寮の官人一人を以て、件等の諸司の度手に定め給はらんことを。即ちその人をして寮料の返抄を辨せしめ、將に國宰宣旨を申すの煩ひを

省かんと。右大辨大江ノ朝臣齊光傳宣す。左大臣源雅信宣す。宜しく件の保平を以て勾當となし、勤仕せしむべし。右大史牟久ノ忠陳奉。民部ノ大錄多ノ惟時奉。四月十日大藏ノ少錄大原ノ連松奉。四月廿日(符宣抄)

同四年二月七日

大藏ノ少丞藤原ノ以實。

少錄民ノ千尋。

右少辨藤原ノ朝臣懷遠傳宣す。左大臣源雅信宣す。件等の人宜しく太宰府進納天元元年貢調物の勾當となすべしと。左大史春日ノ朝臣良辰奉す。(符宣抄)

花山天皇、永觀二年十二月五日。

勤行すべき雜二ヶ條の事。

一、可令(勸)出諸大帳に注す所、往古の不課并に半輸除くべき色(の事)。

右同日の奏狀に稱く。謹んで事情を案ずるに、諸國大帳立用する所、不課、八位ノ蔭子三宮 舍人諸司ノ史生事業左右近衛兵衛内門部政帳勞事力、帳内資人神主禰宜祝部陵戸、半輸、初位(一)子學生典藥生等、皆省符に依り調庸を免じて符損となす。件の符損等の人、符に依て還本して符益となさん。然らば則ち損色の替、同じく相補ひ、増減なかるべき者也。故に式に言ふ、諸國の大帳に、課丁の數損あれば、隨つて即ち返帳(本、ヤ)と。返帳而所口勞勘籍之符、還本の方を顧みず、諸國經年積漸の貢、課丁減少し、不課長多。況んや年來諸國官省符無く、往年の數を以て帳に注載するをや。寮須らく勘出し

て其調庸を徵るべし。然れども已に爲勘例不申難行 爰に民部省一院四宮の御封、諸公卿の封戸、課(本)所不是、常に點充を煩はす。望請す、宣旨を下され、往古の不課半輸等除く可きの色を勘出し、課丁を増益し、調庸を進らしめん。然らば則ち諸國辨濟限りあり。所司充行に煩ひなからんと。

以前 右中辨菅原ノ朝臣資忠傳宣す。左大臣宣す。勅を奉ずるに請に依れと。左大史伴ノ宿禰忠璋奉す。(政略)

同天皇、寛和二年四月廿八日。左少史曰佐ノ政文以下を遣はし、檢非違使左衛門ノ尉藤原ノ爲長等の運上物を檢封せしむ。是れ備前ノ國鹿田ノ庄濫吹の事を勘糺せんが爲めに下し遣すの處。徵取する所の雜物の由、天聽に及ぶ。(紀略)

一條天皇、寛和三年即ち永延元年三月五日。太政官符す。雜事十三ヶ條。

一、調庸の雜物は合期見上すべき事

右調庸の進物は 參期 限を立つ。違期麤惡は、精好、法を設く。而るに諸國の牧宰、得替の後、濟す所の勘文、皆合期見上と注し、諸司納物勘申の日、輸貢の雜物、悉く未納虛耗と稱す。是れ即ち出納の所司と進納の國司と、勤公に心なく、偏に詔詐を好むの致す所也。左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに、自今以後、年料の率分、調庸の雜物、參期に至る毎に、解文を官に進り、先づ奏聞を經、即ち所司に下し、全く正色を以て進納を勤めしめよ。國に興亡あり、政に沿革あり、正色の間、濟し難き

色あらば 國宰申請して、その裁定を聽け。若し舊貫に慣れて、流弊を改むるなくんば、出納の所司全く以て科處せん。但し當日納むる所の調物は、辨官目錄を造り、別に以て奏聞せよ。

以前の雜事、下知件の如し云々。若し新制に乖き、舊弊を改むるなくんば、その状態に随つて、將に科責を加へん。(政略)

⑥ 同年同月同日。太政官符す。雜事十三ヶ條。

一、調庸雜物の違期未進は府司を科責すべき事。

右案内を檢するに、貢調參期の法、令條に見ゆ。違闕龜惡の罪、格別に明か也。而るに頃年彼の太宰府進る所の調庸貢物、藏人所例進の雜物、并に臨時の召物春米、或は絶か半分を進り、或は黙して進納するなし。而る間管内諸國の牧宰、任を去て京に入るの日、濟す所の功績、併せて府解に載せ、正税不動は、悉く舉墳新委の由を申し、調庸雜物は、皆合期見上の勤を載す。懈怠の責、偏に府司にあり。方今令あつて行はず、法なきに如かず。管國已に輸貢の節を成す、大府盡んぞ違納の勤を致さらん。之を法條に論ずるに、罪科輕からず。左大臣宣す。勅を奉ずるに、重ねて下知を加へ、宣致誠(本ノミ)備貢上庸、獨か違越するあらば、重ねて科責を加へ、曾て寛宥せざれ。大貳以下は、永く叙用を停めん。又奉使の府司、京に入るの日、多く欠失を致さば、身を刑官に降し、法に任て罪を彈ぜん。以前の雜事、下知件の如し云々。若し新制に乖き、舊弊を悛むるなくんば、その状態に随つて、將に

科責を加へん。(政略)

⑦ 同年同月同日。太政官符す。雜事十三ヶ條。

一、調庸雜物の違期未進は、國司、格に任て見任を解却すべき事。

右調庸雜物の違期未進は、見任を解却するの法、先格後符、嚴制重疊す。而るに年來の間、懈緩して行はず。國司その此の如きに慣れ、動もすれば進納を闕く。只だ私門の益を好んで、永く公府の弊を忘る。これに因て、所司の納物を下し勘へしむるの日、其勤生か公なきに依り、上總、能登兩國の守介見任を解却す。自餘の諸國も須らく將に勘へて一々糺彈すべし、但し積習の漸る、流弊未だ改めず。左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに、宜しく諸國に下知して、此意を知らしむべし。

以前の雜事、下知件の如し云々。若し新制に乖き、舊弊を改むるなくんば、その状態に随つて、將に科責を加へん。(政略)

⑧ 同天皇、永延三年即ち永祚元年十月廿三日。

班符未だ下らざる間、勘出に置き、永觀元、寛和元、二、永延元、并せて四ヶ年の租帳を勘濟すべき事。

右尾張ノ國ノ雜掌尾張ノ成安、去る永延元年七月十日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、按田授口帳、合期勘造し、官に進る先に了る。方今官省の外題を請ひ、公文を勘濟せんと擬するの間

主税寮勘返して稱く。班符未だ下らざるの國、租帳、宣旨を蒙むるにあらざれば、輒ち勘濟するに勝へずと。雜掌徒らに公文を抱いて寮底に辛苦す。望請す、官裁して、宣旨を下され、班符未だ下らざるの間勘出に置き、將に以て件の年の租帳を勘濟し、事煩を省かんと。權右中辨菅原朝臣輔正傳宣す。大納言源朝臣雅公卿補任に據り、雅、重信の二字に作るべし。宣す。請に依れと。左大史多未宿禰奉ず。(政略)

⑨同天皇 永祿元年十二月十九日。右大臣辨藤原朝臣在國傳宣す。左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに諸國受領の吏、解由を進るの輩、交替の官物、その欠剩を明かにせんが爲め、勘解由使をして、十二月廿日以前に勘文を進らしむ。而るに亦、前後勘陳の狀を寫して、欠負功課の由を明かにせず。勘判の吏、理豈然るべけんや。自今以後、勘解由使の勘文に、功課欠負を注進せしめよと。左少史大友、忠信奉ず。(政略)

⑩同二年即ち正曆元年二月廿二日。

公文を勘會すべき參議の遙授兼國の公廨位祿季祿の事。

右參議正三位行左兵衛督兼皇太后宮權大夫美濃權守源朝臣時中等、去年十一月廿七日の奏狀を得るに稱く。謹んで兼國の起を案ずるに、恩澤に潤はんが爲めに、拜任せらるゝ所也。而るに今國宰等、言を左右に寄せ、充行に心なし。徒らに遙授の名ありて、然も受用の實少し。是れ則ち勘會の文なきに依て、牢籠の計を致さしむるのみ。望請す、宣旨を所司に下され、之を封戸に準じ、返

抄を以て公帳を勘會せん。國司縦ひ臨時の申請あるも、永く越訴を停め、將に他の用立立用を塞かん然らば則ち虚無の詞日に斷ち、徹伎徹の數自ら令全か(からん)。憤傷の催課に勝へず、俯して天裁を仰ぐと。左少辨源朝臣扶義傳宣す。左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに請に依れと。左大史(大友)忠信奉ず。(政略)

⑪同年同月二十三日。

參議申請の例に準じ、左右近衛中少將の遙授公廨、并に位祿季祿、永く返抄を以て公文を勘會すべき事。

右從三位行右近衛權中將兼尾張權守藤原道綱卿等、去年十二月三日の奏狀を得るに稱く。謹んで事情を案ずるに、兼國に預る者、近衛の次將を以て先となす。是れ則ち遠近の役、他に勝るの故也。而るにその公廨等、國司敢て辨行せず、遙授の名徒らに残つて、多受か用の實已に稀也。望請す、宣旨を所司に下され、返抄を以て永く公帳を勘會せん。國宰縦ひ臨時の申請あるも、更に越訴を停め將に徵俸せしめんと。左少辨源朝臣扶義傳宣す。左大臣源雅信宣す。勅を奉ずるに請に依れと。別一本、本解、右少辨史肥田宿禰維延奉ず。(政略)

⑫同天皇、正曆三年二月三日。右大辨平朝臣惟仲傳宣す。權中納言源朝臣伊陟宣す。勅を奉ずるに、大膳大屬川原兼之去年十二月廿八日の奏狀に依て、時例あるに準じ、件の兼之を以て、宜し

く諸國彼の職に進納する調庸交易雜物年料の勾當となし、大夫紀ノ朝臣時文、檢臨を相加へ、其合期見上の事を辨行せしむべしと。左大史多米ノ朝臣國平奉ず。(符宣抄)

⑤同四年十月七日。

官符に依て各請文を以て、公文を勘會すべき、紀傳、明經、明法、算、四道の博士等、兼國公廨位祿季祿の事。

右彼の道々の博士等今年八月二十三日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、諸道の儒士、給俸あるなし。纔かに遙授の潤を以て、聊か奉公の資となす。而るに近代國宰、素と儒者を易どり、空しく任限を送て、俸料を充てず、位祿季祿を申返す。徒らに兼國の名あつて、曾て給料の實なし。三逕四壁、彌よ荒蕪を歎じ、季祿筆耕、已に境塙を慙づ。凡そ道の陵夷只だ斯くのごとくにあり。又兼國なき間、給する所の位祿、國司先來の官符ありと稱し、動もすれば以て申返す。若干儒者の位祿、先後を論ぜず、必ず充行すべきの狀、同じく宣旨を蒙らんと欲す。方今近衛の中少將、先日申請し、裁許已に了る。文武の用、何れか親何れか疎、彼を以てこれに準ずるに、盍んぞ優恤を蒙らざらん。望請す、天恩を蒙り、傍例に任て宣旨を所司に下され、各請文を以て永く公文を勘會せしめ、將^{一本に}稽古^{一本、督叱舌}三字^{に作る。}の疲を補はん。但し國宰縦ひ申請すと雖も、他事立用の公帳は、其勘會を停め、請文を求めしめんと。右中辨源ノ朝臣俊賢傳宣す。權中納言源ノ朝臣伊陟宣す、勅を奉ずるに、請に依れ

と。左少史安ノ茂忠奉ず。(政略)

⑥同五年十二月廿九日。太政官、民部省に符す。

攝津ノ國前々司藤原ノ朝臣正輔任中の税帳を越勘すべき事。

右彼の國の前司正四位下行春宮ノ亮源ノ朝臣正清今年八月廿三日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、正清去る正曆元年七月廿八日、攝津ノ守に任じ、同十月廿八日着任の後、年々四度の公文勘不の由を尋問するに、書生等申して云ふ。前々司源ノ朝臣相規任する天祿元年以來代々の吏、専ら事を濟さず、或は卒去し、或は出家し、數代の公文、多く以て擁積すと。而るに正清殊に公平を存し任中以往の公文を勘濟せんと欲するの處、前々司正輔朝臣、身適に存すと雖も、徒らに數年を送り、任中四度の公文、勘濟を期するなし。謹んで事情を案ずるに、此の如きの國、先づ當任の公文を勘へ次に前司の時の帳を勘ふべきの例、具さに存す。去る寛平九年六月十九日の格、詳かに其由を注す。申請する國々、已に裁許を蒙り、公文を越勘す。其例近きに存し、勝計すべからず。望請す天裁。宣旨を所司に下され、正輔任中の税帳、租出舉帳等を越勘し、殊に勤節を竭し、將に累年の煩を省かんと。内大臣^{藤原伊周}宣す。勅を奉ずるに、税帳は請に依れと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右中辨高階ノ朝臣信順、左大史多米ノ朝臣國平。(符宣抄)

⑦同天皇、長徳二年六月廿五日。右大辨源ノ朝臣扶義傳宣す。右大臣^{藤原顯光}宣す、勅を奉ずるに、大

膳ノ少屬大友ノ忠節、宜しく永く職、諸國の調庸交易雜物を納むるの勾當となし、大夫紀ノ朝臣時文共に之を辨行せしむべしと、右大史物部ノ邦忠。奉。(符旨抄)

⑤同天皇、長保元年七月廿五日。

一、重ねて主計、主税二寮の官人前分の勘斷を稱し、多く賂遺を求め、諸國公文を抑留するを禁斷すべき事。

右如聞く諸國の吏、公文を勘濟するの時、二寮の官人、前分の勘斷を稱し、要する所の賂遺、年を逐ふて厭くなし。好すれば毛羽を生じ、惡めば疵瑕を求む。方かある者は損益を計らず、即時究濟し、貯へなき者は賢愚を論ぜず、數年稽滯すと。勾勘の處、公平を存するに似たりと雖も、抑留の情、猶ほ私典なきにあらず。勘勾に明かなるは、主計の最也。出納に明なるは、主税の最也。何ぞ更に人事を妨ぐるを以て己が任となし、人愁を致すを以て身の謀となすべけんや。事皇猷に乖き、理然るべからず。同じく宣す。勅を奉ずるに、自今以後、此の如きの輩、制止に従はず、猶ほ拘絆を致さば、且つ其帳を超勘し、且つ見任を解却せよ。國司和同し、他の爲めに告げらるれば、成功ありと雖も、歡か賞かに預らしめざれ。

以前修か事、下知件の如し。方今號令の道、内外分ると雖も、遵行の旨、遠近何ぞ異ならん。同じく宣す。勅を奉ずるに、若し新制に乖き、舊弊を改むるなくんば、其狀迹に隨つて、將に科斷を加へん

と。官宜しく承知して、宣に依り之を行ふべし。事綸旨に出づ。違失するを得ざれ、符到らば奉行せよ。正五位下守右中辨源ノ朝臣道方、正五位下行左大史多米ノ朝臣國平。(新抄格勅符)

⑥同三年五月廿二日。官符民部省に下して云ふ。任終の年に置かず、合期進濟せしむべき、穀倉院納むる調庸、租穀、交易雜物の事、右彼の院の奏狀に云ふ。調庸雜物、奏期限あり。違越解怠、科條輕からず。而るに諸國受領の吏、偏に先例と稱し、任終の年の調庸を濟さず。天曆四年の宣旨に云ふ。調庸雜物等、參期貢進すべし。その進納の多少に隨つて、將に功過の褒貶を定め、縦ひ他功あるも、

見納を勤めざるの輩は、その慶賞を抑へ、加本以往任終年調庸物、前司所濟數明見不與解由狀。加以下然り而して叙位除目に、恐らく誤

定めて任終の年に置かず、合期進濟せしめ、除目に納め畢る勘文を以て、受領の功過を定めよ。(羣載)

⑦同年十二月廿五日。

班符未だ下らざる間、暫く勘出に置き、正曆四、五、長徳元、二、并せて四ヶ年の租帳を勘濟すべき事。

右備前ノ國の雜掌右主ノ言倫去る長保二年二月五日の解を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、介從四位上藤原ノ朝臣中清、着任の後、公文を勘濟せんが爲めに、雜掌等を差し、四度の公文を勘濟せしむ。爰に件の租帳、官省の外題を請ひ勘濟を勤むるの間、主税寮返難して云ふ。班符未だ下らざるの

國、租帳に宣旨を蒙るにあらざれば、輒ち勘濟し難しと。勘返の旨、尤もその理あり。抑もこの國
按田授口帳、合期勘造し官に進る先きに了る。方今雜掌公文を抱いて、寮底に辛苦す。資糧已に盡き
勘濟期なし。望請す、官裁して、宣旨を主税に下され、班符未だ下らざるの間勘出に置き、件の年々
の租帳（を勘濟し）將に公文の煩を省かんと。左中辨藤原朝臣說孝傳宣す。中納言藤原朝臣公任
宣す。請に依れと。右大史石城ノ文信。（政略）

⑤同五年五月二十二日。

永く定めて檢非違使一人を置き、畿内無主の品位田の地子□□□□拒捍未進の輩を勘徵せしむべ
き事。

右穀倉院去る□□□八日の奏狀を得るに稱く。案内を檢するに稱倉田畝之輩、須致地子之辨。而るに
澆季の俗、土浪の民好んで權勢に募り、動もすれば拒捍を成す。春時には舊作と稱して、他人に充つ
るを以て愁となし秋收には姦計を致して、徵使に逆ふを以て事となす。適々懲誡を示せば、還て鬪亂
に及ぶ。之に因て畿内の國司、并に左右京職申請捍使令入勘官物□之未進、已に流例となす。望請す
天裁。件の例に準じ、宣旨を檢非違使の廳に下され、永く定めて使の官人を置き、件の拒捍未進の輩
を勘徵し、將に皇憲の輕からざるを知らしめんと。□□辨藤原朝臣行成傳宣す。右大臣藤原顯光宣す。
勅を奉ずるに請に依れと。左大史小槻ノ宿禰奉親奉す。（政略）

⑥同天皇、寛弘七年三月廿三日。宣旨に云ふ。除目の時舊の如く勘文を進納し畢らしむべき、修理職
納むる諸國任終の年の調庸雜物の事。右職の奏狀を被るに云ふ。長保元年國々に下されし宣旨、彼職
の奏狀を得るに云ふ。除目の時彼職をして勘文を進納し畢らしめよと。宣旨の指す所、烟誠已に重し
而るに諸國の牧宰、偏に愚執を立て、動もすれば遁避を致し、或は前格の文を守り、已に後符の誠を
抛ち、或は官符の趣を存し、専ら宣旨の嚴を忘る。舊に任て請に依れと。（羣載）

⑦同年十二月□日。太政官、民部省に符す。

下野ノ國寛弘元二三四、并て四ヶ年の租帳出舉帳税帳を越勘すべき事。

右前司守正五位下安倍朝臣信行去る十月廿八日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、前々
司守源朝臣滿扶、藤原朝臣亮明、大江朝臣佐理、公文を勘へず、頻りに以て卒去し、次の守多
治の真人守忠、其身ありと雖も、未だ公文を勘へず。次の守安倍朝臣有親、任限を終へず、又以て
卒去す。爰に前司藤原爲元、美濃守源朝臣賴光、淡路守藤原朝臣能通、丹後守但波、宿
禰行衡、周防守菅原朝臣爲理等の例に因準し、守忠を越て公文を勘濟すべきの由早く申請を經。
即ち蹤跡あるに依て、裁許の官符を蒙ると雖も、徒らに日月を送り、曾てその勤なし。之に因て信行
殊に微計を廻らし、前司任終一年、當任三ヶ年の大帳、調帳、義倉帳を勘濟し、同じく四ヶ年の調庸
惣返抄を請ふ先きに了る。租帳、出舉帳、税帳を勘へんと欲するの處、前吏の懈怠に拘留せられ、未

だ當任の公文を勘へ畢らず。越勘の宣旨を蒙らずんば、何ぞ勤皇の優劣を顯かにせん。望請す、天恩傍例に因準し、宣旨を所司に下され、將に件の租出舉帳等を越勘せんと。從二位行權中納言兼皇太后宮ノ權ノ大夫侍從藤原ノ朝臣行成宣す。勅を奉ずるに請に依れと。省宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。從四位上行左中辨兼但馬ノ權ノ守藤原ノ朝臣朝經、右大史正六位上直ノ宿禰是氏。(符宣抄)

③三條天皇、寛弘八年十二月廿六日。

班符未だ下らざる間勘出に置き、寛弘元二三四、并て四ヶ年の租帳を勘濟すべき事。

右攝津ノ國の雜掌秦ノ吉成去る寛弘四年十二月八日の解を得るに稱く、謹んで案内を檢するに、この國校田授口帳、合期勘造、官に進る先きに了る。隨つて即ち官省の外題を請ふ又了る。爰に據勘せんと欲するの間、所司勘返して云ふ。班符未だ下らざる國、租帳は宣旨を蒙るにあらざれば、輒く勘濟し難しと。雜掌公文を抱き、徒らに寮底に辛苦す。望請す、官裁して、先例に任て宣旨を所司に下され、班符未だ下らざる間勘出に置き、件の年々の租帳を勘濟せんと。右中辨藤原ノ朝臣重尹傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣齊信宣す、請に依れと。右大史竹田ノ宿禰宣理奉す。(符宣抄)

④同九年即ち長和元年十一月廿九日。

留案に就て公文を勘會すべき、前司藤原ノ朝臣方正任中、寛弘元二三四并て四ヶ年の減省符、班

符、宣旨等の事。

右攝津ノ國去る閏十月廿五日の解を得るに稱く。左辨官今月廿三日の宣旨を被るに稱く、攝津ノ國去月廿日の解狀を得るに稱く、謹んで案内を檢するに、前司守從四位上藤原ノ朝臣方正、去る寛弘二年六月十九日任じ、同六年正月廿八日得替解任す。而るに任中の公文、今に未だ勘へず。頻りにその催を加ふと雖も、空しく四ヶ年を送り、新制に心なし。但し守爲義朝臣、當任の調庸雜物、格に任て合期悉くに以て進納し、公文を勘濟し、任中勤を致す。今前司の緩怠に依て何ぞ當任の勤節を失はん。望請す、官裁して、傍例に因準し、早く宣旨を所司に下され、彼任の税帳を越勘し、彌よ其勤を勵さんと。今宣旨に依て、彼任の租出舉帳等を勘濟せんと欲するの處、件の年々の減省官符班符宣旨等、民部ノ史生村主ノ忠茂、省符をなさんが爲に請預の間、去夏のころ其身死去す。仍て後家に就て、尋ね求むるの處、已に其實なしと。同省の史生佐伯ノ信兼進る所の申文を相副へて言上する件の如し。望請す、官裁して、官符宣旨の留案に就て宣旨を所司に下され、件の帳を勘濟し、將に至公の節を致さんと。左大辨源ノ朝臣道方傳宣す。左大臣藤原道長宣す。勅を奉ずるに請に依れと。左大史但波ノ朝臣奉親奉。少録内藏ノ是隆奉。同十二年二月二日(符宣抄)

⑤後一條天皇、寛仁三年十二月六日。左辨官、山城ノ國に下す。

早速に愛宕ノ郡に在る所の公田有營田諸司の要劇氷室篠田神寺、并に諸司所々の領、及び繪圖等

を注進すべき事。

右大納言藤原ノ朝臣實資宣す。勅を奉ずるに、件の公田并に諸司所々の領所、及び繪圖等、宜しく彼の國に仰せて早く注進せしむべしと。國宜しく承知して宣に依て之を行ふべし。延怠するを得ざれ。

右大史小槻ノ宿禰、少辨源ノ朝臣（經頼）（符宣抄）

⑤同天皇、治安元年十二月十六日、

隱岐ノ國前々司藤原ノ朝臣親通任終寛弘六、次の守藤原ノ朝臣實雅任同七（八）長和元、并せて四ヶ年の公文を越勘すべき事。

右彼の國去る九月十日の奏狀に稱く、謹んで案内を檢するに、前々司實雅朝臣、寛弘七年正月を以て拜任し、長年三年正月を以て、得替解任す。任官の公文未だ勘へず。仍て催を加ふと雖も、空しく八ヶ年を送り、遂に勘濟に心なし。抑も諸國公文勘畢る期あり。格條已に存す。何ぞ況んや得替の後二ヶ年、この内公文を勘すべきの由、新制是れ重し。憲法全からず、朝章を忘れたるが如し。爰に時重任中調庸殊に勵み、中節延年究濟す。而るに前々司實雅の懈怠に依り、更に當□の殊功を失ふべし。望請す天裁。傍例に因準し、宣言を諸國司に下され、將に件の年の公文を越勘せんと。右中辨藤原ノ朝臣章信傳宣す。權大納言藤原ノ朝臣頼宗宣す、勅を奉ずるに請に依れと。左大史坂合部奉す。
辨、（羣載）

⑥同天皇、萬壽二年五月三日。太政官、備前ノ國司に（符す）。

檢（交）替使を遣すことを停め、前司藤原ノ朝臣景齊の受領定數に依て、同任の國司をして雜官物を分付受領せしむべき事。

右彼の國去る治安一年十一月廿三日の解狀を得るに稱く、新司從四位下行源 朝臣經相、治安二年正月廿八日任す。同年三月五日着任。例に依て交替政を勤行せんと欲するの間、前司權 守從四位上藤原ノ朝臣景齊、白地に身假を請うて入京す。下向を相待つの間、同年六月十一日身病に依て忽に以て出家す。國內の官物、分付する人なく徒に年月を送る。方今諸國の例を檢するに、任用せしむべきの官人、交替政を勤め行んと欲するの由、裁許近在（近在、誤字か）望請す、官裁して、諸國の例に因準し、前司同任權ノ助行信等をして、景齊朝臣の受領定數、國內の官物、及び神寺官舎等を分付受領せしめ、將に後任の勘會に備んと。右大臣宣す。勅を奉ずるに請に依れと。國宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右中辨源ノ朝臣、左大史大宅、真人（羣載）

⑦同年十二月廿九日。左大臣（藤原頼通）宣す。但馬ノ國申請する、治安二三、萬壽元二、并せて四ヶ年、無直交易、年別に絹百九十八匹、糸八百三十四絢、免除すべきの官符、今日請印す。捺漏已に了る。宜しく民部省に仰せて、自紙を以て□□且つ公文を勘會せしむべしと。大外記兼主税ノ權ノ助々教伊豫ノ權ノ介清原ノ真人頼隆奉す。（符宣抄）

⑤同天皇。長元元年二月八日。宣旨に云ふ。功過時を定め、永く大炊寮納むる諸國の年料米雜穀合期畢る勘文を副進せしむべき事。右彼の寮の奏狀を得るに云ふ。太政官去る寛弘九年の符に云ふ。年料の春米、進納期を立つ。遲進の責、嚴この下頻脱字かに下す、勤王の吏、何ぞ章條を忘れん。宜しく諸國に仰せて、新守參期、限月以前に進納せしむべし。但し合期返抄に依て、將に功過の勤惰を定めん。長和五年の符に云ふ。諸國年料米、各々月充を守り、兼月進納せよ。若し違越あらば、見任を解却し敢て叙用せざらん。今年の宣旨に云ふ。諸國得替年々の料米、前司をして物實を辨申せしめ、日收を以て後司に分付せよ。云宣修理職の例に準じ、其合期物畢る勘文を副進せしむ。永く功課の脩例とせよ。(羣載)

⑥同七年七月十五日。太政官、民部省に符す。

伊賀ノ國當任、長元三四五六、并せて四ヶ年の公文を越勘すべき事。

右彼の國去月十九日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、前司光清去る萬壽元年二月十九日拜任、長元三年十二月廿九日配流已に了る。而るに彼任中の公文、勘濟を期するなし。爰に顯長殊に權計を廻らし、任中の事合期進濟、適に日收を受け、公文を勘濟せんと欲するの處、所司確執して、越勘を許さず。抑も諸國の公文、勘へ畢るの期前後重疊す。憲法輕からず、恐らくは前吏の不勤に依て、徒らに當任の勤節を失ふべし。今寛平九年の格を按ずるに云ふ。先づ當任の公文を勘へ、次に前

司の時の帳を勘へよと。然れども公文を勘ふる例、前年の帳に據て、後年の帳を勘ふ。若し未勘帳の遺を以て、徵を當任帳の預額に加へば、則ち脱漏増減し、當に物疑を致すべし。須らくその未勘の由詳かに彼の帳に注載すべし。舊帳を勘ふるの日、若し勘出あらば、直に徵を新帳に加へんと。望請す天恩、裁許せられ、傍例に因準し、前司光清任中の帳を越勘し、勘濟を當任の帳より始め、將に至公の節を致さんと。正二位行權中納言兼宮内卿源ノ朝臣道方宣す。勅を奉ずるに請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。左少辨源ノ朝臣長經、左大史惟宗ノ朝臣符宣抄 ⑦後朱雀天皇、長元九年八月卅日。太政官、民部省に符す。

長元元二三四并せて四ヶ年の公文を越勘すべき事。

右出雲ノ國去る七月十三日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、前司守橘ノ朝臣俊孝、去る長元五年九月の比、事に坐して配流、仍て未だ公文を勘へず。爰に新司守藤原ノ朝臣登任、殊に忠節を勵まし、公文を勘濟せんと欲するの處、所司勘發して云ふ。先づ前任の帳を勘へ、次に當任の帳を勘ふべしと。何ぞ前吏の不勤に依て徒らに當任の勤を失ふべけんや。抑も越勘の例、格條已に存す。前蹤勝計すべからず。望請す、官裁して、傍例に因準し、早く宣旨を所司に下され、件の年々の帳を越勘し、彌よ忠節を勵まんと。右大臣藤原實資宣す。勅を奉ずるに請に依れと。省宜しく承知して、宣に依て之を行ふべし。符到らば奉行せよ。右中辨兼和泉ノ守源ノ朝臣長經左大史菅乃、(符宣抄)

⑤後三條天皇、治暦五年即ち延久元年二月廿三日庚申。勅す。寛徳二年以後新立の莊園を止めよ。縦ひ彼の年以往と雖も、若し券契分明ならず、國務に於て妨げある者は、同じく之を停止せよ。(扶略)

⑥白河天皇、承保二年十二月廿日。

前々司平ノ維盛任終康平五、次の守源ノ成の任は同六七治暦元二、次の守藤原の季經ノ任は同三四、延久元、并せて八ヶ年の公文を越勘せしむべき事。

右前ノ駿河ノ守「延」正五位下平ノ朝臣昌綱去る十月廿八日の奏狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、この國凋弊治し難きの境、その一也。而るに莅境の始、強ひて治術を廻らし、調庸租稅、合期進濟、當任公文の處、前司懈怠に依て、當任の勤を忘る。この國の如く前司未勘の時、越勘の宣旨を蒙り、公文を勘濟する、先□□已に存す。毛舉に違あらず。望請す天恩、傍例に因準し、宣旨を所司に下され、件□□公文を越勘せんと。左少辨藤原ノ朝臣通俊傳宣す。權中納言源ノ朝臣資綱宣す、勅を奉ずるに請に依れと。右少史惟宗奉す。(羣載)

⑦同天皇 承暦四年十月三日。

班符未だ下らざる間、暫景勘出し、前司橋ノ朝臣爲仲の任終延久四、當任同五、承保元二三、承暦元二三、并せて八ヶ年の租帳を勘濟すべき事。

右越後ノ雜掌秦ノ成安去る七月十日の解狀を得るに稱く。謹んで案内を檢するに、この國投田授口帳

合期勘造し、官に進る已に了る。爰に報符を相待つの間空しく年月を送る。方今件の租帳、官省の外題を請ひ、勘濟(せん)と欲する)の處、主稅寮勘返して云ふ。班符未だ下らざるの間、租帳宣旨を蒙るにあらざれば、赴か勘濟し難しと、雜掌徒らに公文を抱いて、寮底に辛苦す。望請す、官裁して、先例に因準し、宣旨を所司に下され、班符未だ下らざるの間、暫景勘出して、件の年々の租帳を勘濟し、將に公文を勘濟するの煩を省かんと。權左中辨大江ノ朝臣匡房傳宣す。權中納言源ノ朝臣經信宣す。右少史小野奉行す。(羣載)

⑧同天皇、永保元年七月廿四日。

前ノ豊後ノ守三善ノ朝臣國經をして交替務を行はず、上道する子細を辨申せしむべき事。

右太宰府去る九月十五日の解狀に稱く。謹んで先例を檢するに、管内諸國の吏、任國の間、公文を勘備し、放還に預り、滯京する所也。而るに件等の人、或は難難、恐ら勘公文難、恐ら府の押書に預からず、或は新司に會せず、竊に以て上道す。凡そ管國の任、府の押書に預からず、越度上道するの輩、格制稠疊罪科輕からず、而るに憲章を守らず、已に法式を犯す也と。右少辨藤原ノ朝臣伊家傳宣す。權中納言源ノ朝臣經信宣す。勅を奉ずるに、件の子細宜しく彼朝臣に仰せて、早く辨申せしむべしと。左大史小槻ノ宿禰奉す。(羣載)

⑨同三年十二月十五日。太政官符す。民部省。